

平成27年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	8
○議案第46号の上程、説明	10
○議案第47号の上程、説明	10
○議案第48号の上程、説明	11
○議案第49号の上程、説明	12
○議案第50号の上程、説明	12
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
○散 会	21

第 2 号（9月9日）

○開 議	25
○議事日程の報告	25
○議案第46号の質疑、討論、採決	25
○議案第47号の質疑、討論、採決	33
○議案第48号の質疑、討論、採決	37
○議案第49号の質疑、討論、採決	45
○議案第50号の質疑、討論、採決	48
○意見書提出の動議	49
○散 会	51

第 3 号（9月30日）

○開 議	55
------	----

○議事日程の報告	5 5
○諸般の報告	5 5
○一般質問	5 5
野口直次君	5 5
鈴木多津枝君	7 1
芹澤廣行君	8 5
中澤莊也君	9 3
藺田靖邦君	1 0 8
○認定第1号～認定第7号の上程、委員会審査報告、討論、採決	1 2 1
○川根本町議会議員派遣の件	1 4 1
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	1 4 2
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 4 2
○閉会	1 4 2

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成27年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年9月1日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第46号 川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第47号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第48号 平成27年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第49号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第50号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 認定第 1号 平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	長嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君
代表監査委員	柳原義六君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成27年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席をいただいております。後ほど、平成26年度一般会計並びに特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月25日、町長から第3回定例会を招集する告知をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案5件、認定7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる、議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

第3回の川根本町議会定例会が全員の出席のもと開催されますこと、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

なお、私、行政報告を7月29日臨時議会からしてありませんので、改めてここで行政報告をさせていただきます。

今申し上げたとおり、7月29日は臨時議会でございます。

その日の午後、赤石太鼓の保存会のほうから要望がございました。練習の場所が欲しいというような要望が主でございました。その後、エコツーの関係につきまして、これからのエコツーの運営のあり方についての要望等がございまして、対応をしております。その日の午後、夕方ですが、長島ダムの所長が参りまして、台風の取水に関する報告並びに今後の落水の関係についての説明がありました。今回は大変濁りがひどいというようなことで、この時点でもひと月ぐらいは濁りが取れないというようなことも報告がございました。今現在、相変わらず川の状態は非常に悪いというのが現状であります。

7月30日ですが、国保連合会の総会が静岡市のブクトーカイでございまして、出席をしております。この日に静岡市エスパティオにおきまして、市町村の総合組合の監査がございまして、出席をしております。

それから、8月1日ですが、県の秘書課のほうから、京都の迎賓館の参観の招待がございまして、この日に京都へ行ってまいりました。

8月3日です。掛川市の茶草場のほうの関係の委員長が来庁いたしまして、今後の茶草場の農法についての団結をお願いしたいということの要請がございました。

8月3日の午後、静岡市の市長並びに早川の町長と、静岡市内で会議を行いました。これは、エコパークに関する南部連合をつくっていったらどうだろうということで、以前からお話をしてございますけれども、そのようなことで静岡市並びに山梨の早川町それから川根本町が連携をもってエコパークに対応していこうというふうな話し合いの場でございました。

8月4日、この日には静岡の地方法務局の局長が挨拶に見えられました。その日の午後、産業文化祭の実行委員会が開催をされております。この日でございますけれども、県の内陸フロンティアの担当者が来庁いたしまして、今後の県の内陸フロンティアの計画についての説明がございました。この日ですが、京セラの社長が初めてこちらのほうへ見えたということで、面会をしております。

8月7日ですが、午前中、入札会がございました。

8月8日、この日には静岡市で、静岡出会い系サポートセンターというのが開設されました。これは結婚の相手を探すという場をつくろうではないかということで、5市2町が参加をいたしまして対応したらどうだろうというようなことから、開所式が行われたというのが

8月8日でございます。この日には職員の結婚式がございまして、お茶のセットを贈呈したというのが8月8日です。

8月10日ですが、議会の皆さんにもお世話になりました、子供議会、大変活発な意見が出たというようなことも承知をしておりますけれども、大変素晴らしい感性を持った子供たちが大勢いるなということを痛感した日でございます。

8月11日ですが、左岸林道、これを視察に行きました。今後、左岸林道をどのような形で対応したらいいかということで、お立ち台まで車で行けなかったものですから、途中で車をおりまして、歩いて千頭堰堤並びに千頭堰堤から寸又のほうへ歩いてくるというコースを設定しまして、森林管理所並びに中部電力の皆さんと一緒に、役場の職員も含めて一周回ってきたというのが8月11日です。

8月12日ですが、静岡市におきまして消防の広域化の総会がございまして、出席をしております。

8月15日ですが、徳山の浅間神社の祭典に出席をさせていただきました。

8月17日、月曜日ですが、志太榛原農林事務所の皆さんと職員と意見交換をしたということでございます。

この日の午後、行革の推進委員会がございまして、出席をしております。

8月18日ですが、県の町村会の決算監査ということで対応をしております。

8月20日、21日ですが、地域に開かれたダムの全国連絡協議会が行われまして、岩手県のほうへ行ってまいりました。

8月22日の土曜日ですが、川根茶塾が開講されまして、開講式に出席をし、挨拶をしております。

8月22日ですが、あかいしの郷の夏祭り、これに夕方ですが出席をしております。

8月23日の日曜日です。しずおかスポーツフェスティバル、これがひらんだのカヌーの会場で行われまして、大変大勢の皆さん、お子さんが多かったんですが、来ましたので挨拶に伺っております。

8月24日です。100歳のお祝いということで、お二人の方が誕生日を迎えられたということで、八中の方それからあかいしの郷に入所している方、お二人にお祝いを持ってお伺いをし、お祝いを申し上げてまいりました。

8月24日の月曜日ですが、午後から新規採用の職員の試験を、面談をしまして、8月24日の午後に、新規採用の職員の面談をしたということでございます。

8月26日です。総合教育会議が行われまして、出席をしております。その日の午前中、大井川鐵道の社長が退任をするということで、挨拶に参ったということがございました。

8月26日ですが、夕方、滞納整理機構の会議がございまして、県庁のほうで出席をしております。

それから、8月27、28、土曜日まで屋久島のほうへ、県の砂防協会の県外視察ということ

で出席をしております。

8月30日ですが、皆さんにもお世話になりました、総合防災訓練を開催しております。

昨日でございますけれども、大井川鐵道の取締役会がございまして、出席をしております。その日の夕方ですが、牧之原市におきまして中部5市2町の首長の会議がありまして、全員出席のもと会議が行われました。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、根岸英一君、5番、中澤莊也君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの30日間に決定しました。



◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意案件第2号です。川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を

行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置をされております。

この委員会は3名の委員から成っており、このうち坂本陽俊氏が平成27年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。つきまして、同委員の後任といたしまして羽倉範行氏を議会の同意を得て選任したく、提案をするものであります。

羽倉氏は昭和28年7月10日生まれの62歳、42年間、町の職員として活躍をいただきました。昭和49年度から昭和53年度、昭和56年度から平成4年度及び平成8年度までの17年間にわたり固定資産税に関する事務を経験されるなど、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であるというふうに考えております。

なお、任期は平成27年10月26日から平成30年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意いただきますよう、お願いを申し上げます。

(何か言う者あり)

○議長(中田隆幸君) 町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 今は2015年、ただいま平成4年度から平成8年度までと申し上げたようですが、実は平成18年までの17年間ということで、訂正をお願いしたいというふうにお願ひします。申し訳ありません。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

今までの方が任期満了ということで、この羽倉範行さんですか、交代をされるということで提案されているんですけども、これまでの坂本陽俊さんの住所は今、田代の方だと聞いたんですけども、同じような地域から、北部地域から出すということなんでしょうけれども、いつも大体、本人が辞めたいとか何か体のぐあいとか、何かいろいろなことでこれまで交代する状況だと思うんですけども、どういうわけで交代されるのか、そのところを説明、お願いします。

○議長(中田隆幸君) 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長(長嶋一幸君) すみません、今の審査委員からのどういうわけで任期を全うして終わるのかということでございますけれども、本人が最初に1期だけをお願いしたいということで、お願いしたと。そういうようなことがございまして、かたくなな固辞がありましたので、その結果、次の委員の方をお願いしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長(中田隆幸君) ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) そうしますと、今度の方はそういう期限を切ってということではないんでしょうか。

○議長(中田隆幸君) 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長(長嶋一幸君) 鈴木議員のおっしゃられるとおりでございます、特にそういっ

たことをつけてお願いした経緯はございません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第4 議案第46号 川根本町個人情報保護条例の一部を改正する
条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第46号です。川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月以降、全ての国民に12桁の個人番号が付番されることに伴いまして、町が保有する個人情報の取り扱いを規定している本条例において、法の趣旨を踏まえた所要の改正を行うことについてお認めをいただこうとするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第47号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する
条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第5、議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第47号です。川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布されたことに伴いまして、全ての国民に12桁の個人番号が付番されることとなり、本年10月以降、全住民に対し通知カードが送付され、個人番号カードが申請できるようになることから、両カードの再発行手数料につきまして規定する所要の改正を行うことにつき、お認めをいただこうとするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第6 議案第48号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)**

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第48号です。平成27年度川根本町一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,584万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,868万1,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したものであります。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正は、災害時に備えて役場本庁舎に蓄電池を整備するための経費の追加、観光・防災Wi-Fiステーションを設備するための工事請負費の追加、番号制度に係る税務システム及び住基システム改修業務委託料の増額、飲料水供給施設修繕料の増額、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の増額、農道沢脇野志線道路延長に伴う経費の追加、林業専用道塩野線改良工事に伴う経費の追加、林道塚ノ山線開設工事に伴う水道管布設替え工事請負費の追加、道路維持に係る小規模修繕委託料の増額、町道瀬沢境川線復旧工事工事請負費の増額、町道下泉河内川線道路拡幅に伴う経費の追加、若者交流センター建設工事に係る設計監理業務委託料の増額及び同工事請負費の追加、林道智者山線及び林道寸又線災害復旧経費の追加

などが主なものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第49号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第49号です。平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,913万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,143万8,000円としたいものであります。

これは介護給付費準備基金積立金の増額、一般会計への繰出金の増額及び前年度の介護保険事業の実績に基づき国庫支出金、県支出金及び支払基金についての精算に伴う返還金の補正が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第50号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第50号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,097万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、在宅酸素療法対象患者の増加に伴う医療用機械器具借り上げ料の増額

をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 認定第 1 号 平成 26 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 10 認定第 2 号 平成 26 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 11 認定第 3 号 平成 26 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 12 認定第 4 号 平成 26 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 13 認定第 5 号 平成 26 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 14 認定第 6 号 平成 26 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 15 認定第 7 号 平成 26 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中田隆幸君） 日程第 9、認定第 1 号、平成 26 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 15、認定第 7 号、平成 26 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、中野裕文君。

○会計管理者（中野裕文君） それでは、認定第 1 号から認定第 7 号まで一括して御説明いたします。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

各会計決算の主な概要について申し上げますが、決算額は千円単位とし、増減の数値、伸び率は前年度との比較で御説明をさせていただきます。

初めに、認定第 1 号、平成 26 年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書の 1 ページ、2 ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款町税は、収入済額 13 億 8,694 万円で、前年度対比 640 万 5,000 円、0.5% の増となりました。

た。これは、主に固定資産税の増によるものです。不納欠損額は2,075万2,000円、収入未済額は3,641万6,000円です。

6款地方消費税交付金は、収入済額1億169万4,000円で、前年度対比1,742万3,000円、20.7%の増となりました。これは、消費税率引き上げによるものです。

9款地方交付税は、収入済額27億4,410万9,000円で、前年度対比マイナス2億3,531万8,000円、7.9%の減となりました。これは、普通交付税の減によるものです。

11款分担金及び負担金は、収入済額2,925万9,000円で、前年度対比マイナス199万6,000円、6.4%の減となりました。収入未済額は179万円です。

12款使用料及び手数料は、6,754万円で、前年度対比487万8,000円、7.8%の増となりました。収入未済額は238万5,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額2億7,745万円で、前年度対比9,863万4,000円、55.2%の増となりました。これは、国庫補助金の増によるものです。

19款諸収入は、収入済額1億6,010万8,000円で、前年度対比3,505万9,000円、28%の増となりました。収入未済額は182万8,000円です。

20款町債は、収入済額12億8,350万円で、前年度対比11億3,680万円の増となりました。これは合併特例債、臨時財政対策債などの増によるものです。

歳入総額は77億56万8,000円で、前年度対比12億8,941万8,000円、20.1%の増となりました。不納欠損額は2,075万2,000円、収入未済額は4,242万円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書3ページ、4ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款総務費は、支出済額17億1,751万7,000円で、前年度対比4億3,425万7,000円、33.8%の増となりました。これは企画費の増によるものです。

6款農林水産業費は、支出済額5億786万4,000円で、前年度対比マイナス1億4,397万3,000円、22.1%の減となりました。これは農業費の減によるものです。

8款土木費は、支出済額3億5,728万4,000円で、前年度対比1億6,065万8,000円、81.7%の増となりました。これは、道路橋梁費の増によるものです。

9款消防費は、支出済額4億5,039万6,000円で、前年度対比1億1,610万5,000円、34.7%の増となりました。これは常備消防費の負担金、災害対策費の備品購入などの増によるものです。

12款公債費は、支出済額10億5,552万4,000円で、前年度対比3億922万6,000円、41.4%の増となりました。これは、長期債償還金の繰上償還金によるものです。

歳出総額は68億2,359万円、前年度対比10億3,025万8,000円、17.8%の増となりました。翌年度繰越額は12億795万2,000円、不用額は3億7,945万4,000円です。

歳入歳出差引残額は8億7,697万8,000円でございます。

次に、特別会計の決算の概要について御説明いたします。

最初に、認定第2号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額1億7,228万2,000円で、前年度対比551万5,000円、3.3%の増となりました。不納欠損額は1,313万6,000円、収入未済額1,780万2,000円です。

4款療養給付費交付金は、収入済額6,137万2,000円で、前年度対比マイナス3,448万2,000円、36%の減となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億3,390万4,000円で、前年度対比マイナス5,197万3,000円、18.2%の減となりました。

7款共同事業交付金は、収入済額9,868万6,000円で、前年度対比マイナス383万1,000円、3.7%の減となりました。

歳入総額は9億6,493万2,000円、前年度対比マイナス7,539万円、7.2%の減となりました。不納欠損額は1,313万6,000円、収入未済額は1,780万2,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款保険給付費は、支出済額5億5,145万円で、前年度対比マイナス9,224万3,000円、14.3%の減となりました。

3款後期高齢者支援金は、支出済額1億1,651万5,000円で、前年度対比マイナス283万8,000円、2.3%の減となりました。

7款共同事業拠出金は、支出済額1億825万5,000円で、前年度対比139万2,000円、1.3%の増となりました。

歳出総額は9億480万円、前年度対比マイナス6,025万円、6.3%の減となりました。不用額は1億5,924万7,000円です。

歳入歳出差引残額は6,013万2,000円でございます。

次に、認定第3号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,530万3,000円で、前年度対比251万8,000円、3%の増となりました。収入未済額は136万8,000円です。

3 款繰入金は、収入済額3,361万7,000円で、前年度対比354万4,000円、11.8%の増となりました。

歳入総額は1億1,938万1,000円、前年度対比467万1,000円、4.1%の増となりました。収入未済額は136万9,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書2ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億1,930万8,000円で、前年度対比488万8,000円、4.3%の増となりました。

2 款諸支出金は、支出済額1万3,000円で、前年度対比3,000円の増となりました。

歳出総額は1億1,932万1,000円、前年度対比489万1,000円、4.3%の増となりました。不用額は767万9,000円です。

歳入歳出差引残額は6万円でございます。

次に、認定第4号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。

決算書1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款保険料は、収入済額1億8,023万9,000円で、前年度対比160万9,000円、0.9%の増となりました。不納欠損額は108万7,000円、収入未済額は235万4,000円です。

3 款国庫支出金は、収入済額3億973万4,000円で、前年度対比マイナス1,311万4,000円、4.1%の減となりました。

4 款支払基金交付金は、収入済額3億1,220万6,000円で、前年度対比マイナス956万3,000円、3%の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額1億7,476万円で、前年度対比449万8,000円、2.6%の増となりました。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は11億7,920万8,000円、前年度対比842万8,000円、0.7%の増となりました。不納欠損額は108万7,000円です。収入未済額は235万4,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額10億7,536万5,000円で、前年度対比3,089万5,000円、3%の増となりました。介護サービス等諸費の増が主なものです。

5 款地域支援事業費は、支出済額1,637万9,000円で、前年度対比マイナス603万5,000円、26.9%の減となりました。

7 款諸支出金は、支出済額3,210万1,000円で、前年度対比2,922万7,000円の増となりました。これは国・県支出金等返還金の増によるものです。

歳出総額は11億6,136万4,000円、前年度対比2,457万円、2.2%の増となりました。不用額は1億701万6,000円です。

歳入歳出差引残額は1,784万4,000円でございます。

次に、認定第5号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

2款使用料及び手数料は、収入済額1億1,212万1,000円で、前年度対比160万3,000円、1.5%の増となりました。収入未済額は1,237万8,000円です。

4款繰入金は、収入済額1億4,349万円で、前年度対比467万3,000円、3.4%の増となりました。一般会計、基金の繰入金です。

7款町債は、収入済額1,460万円で、前年度対比マイナス1,540万円、51.3%の減となりました。これは簡易水道施設整備による過疎対策事業債、簡易水道事業債の減によるものです。

歳入総額は2億7,397万8,000円、前年度対比マイナス1,125万6,000円、4%の減となりました。収入未済額は1,237万8,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款水道事業費は、支出済額1億2,192万5,000円で、前年度対比マイナス774万円、6%の減となりました。

4款公債費は、支出済額1億1,492万6,000円、前年度対比マイナス748万9,000円、6.1%の減となりました。

歳出総額は2億7,050万9,000円、前年度対比マイナス1,384万2,000円、4.8%の減となりました。不用額は2,048万7,000円です。

歳入歳出差引残額は346万9,000円でございます。

次に、認定第6号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款使用料及び手数料は、収入済額353万2,000円で、前年度対比マイナス30万5,000円、7.9%の減となりました。収入未済額は319万5,000円です。

3款繰入金は、収入済額3,534万8,000円で、前年度対比1,567万円、44.3%の増となりました。一般会計繰入金です。

歳入総額は3,901万4,000円、前年度対比1,425万3,000円、57.6%の増となりました。収入未済額は319万5,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書2ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

1款総務費は、支出済額924万6,000円で、前年度対比31万4,000円、3.5%の増となりました。

2款温泉事業費は、支出済額2,966万4,000円で、前年度対比1,395万8,000円、88.9%の増となりました。これは工事請負費の増によるものです。

歳出総額は3,891万3,000円、前年度対比1,427万3,000円、57.9%の増となりました。不用額は539万3,000円です。

歳入歳出差引残額は10万1,000円でございます。

次に、認定第7号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。

決算書1ページをごらんください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款診療収入は、収入済額2,938万6,000円で、前年度対比631万8,000円、27.3%の増です。これは外来収入の増によるものです。

3款繰入金は、収入済額970万円で、前年度対比マイナス1,255万円、56.4%の減です。

歳入総額は3,929万4,000円、前年度対比マイナス618万2,000円、13.6%の減となりました。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

決算書2ページをごらんください。

1款総務費は、支出済額2,890万2,000円で、前年度対比マイナス758万円、20.8%の減となりました。

2款医業費は、支出済額1,029万円で、前年度対比134万7,000円、15.1%の増となりました。

歳出総額は3,919万2,000円、前年度対比マイナス623万4,000円、13.7%の減となりました。不用額は353万8,000円です。

歳入歳出差引残額は10万3,000円でございます。

以上、決算の概要について御説明いたしました。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、平成26年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成26年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告いたします。

審査期日は、7月22日から7月27日の5日間で、本町役場第1会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

限られた短期間のため、関係者には御負担をおかけいたしました。

審査の報告につきましては、決算審査意見書の65ページの総括を御参照いただきたいと思います。

総括。平成26年度一般会計及び特別会計決算について、関係課長及び担当者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

総合的な意見といたしまして、4点ほどあります。

1つが、自主財源である主たる町税は前年より増加しましたが、当町は毎年、少子高齢化、人口の減少化が進み、町民税の個人納税義務者も年間50人から60人規模で減少している現状です。この傾向は今後も予測され、町税は減少していく。反面、経常的経費は増加傾向にあり、今後の財政運営は厳しくなると思われる。

第2点でございますが、今年度、不納欠損額が多額、2特会含めて3,497万5,000円でありました。これは県の指導のもと、時効等により長期滞納額を一括処理されたものである。今回の案件以外の料・負担金等の中にもあります。管轄する部署においては常に時効を意識し、時効の中断、回収に努力されたい。

3点目でございます。今年度の町債の発行は12億8,350万円、前年は1億4,670万円ございました。元利金償還額が約10億5,600万円で、町債残高は53億200万円で、2億9,600万円増加しております。今年度は情報通信基盤整備事業があり、大型予算編成で町債発行が増加いたしました。今後も町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と高齢化、人口減少化等、将来の動向を見きわめながら、有効かつ適切な運用を期すること。

4点目が、町民ニーズに合った事業や公的施設の見直し、遊休資産等の処分、事務の改善、合理化、効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。また、特にそうですが、職員一人一人が常に費用対効果を意識した行動や、各事業実施後の精査、確認を徹底されたい。

総体的に平成26年度決算について、実質収支は5億4,300万円ですが、単年度収支は3,900万円でありました。単年度収支の減の大きな要因は、公債の繰上償還3億7,100万円のためであります。実質単年度収支は4億1,100万円でありました。

一般会計、特別会計を含め、人件費負担が大きい。26年度の人件費は11億8,600万円余で、人件費は長期的視野で見ると減少傾向にありますが、今後、町税、交付金、人口の減少、高齢化等、町財政は厳しい予想でございます。常に人件費コストを意識し、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化をさらに推進をされたいと思います。

それから66ページのほうに移りますが、歳入において、滞納繰越分を除けば、町税をはじめ使用料等、高い収納率でございます。しかし、一般会計、特別会計の収入未済額は7,950

万円で、前年比3,790万円減少いたしました。これは不納欠損処理が約3,498万円、前年よりも3,410万円増でありました。不納欠損処理額以外で290万円減少しております。これは、徴収室の担当者の徴収努力の成果と見られます。

しかし、滞納者の内容は長期化、高額化、失踪者等、様々であります。税金だけでなく、使用料、負担金、保険料等、各課にわたっております。これは町全体の大きな問題でもあります。

今年度、多額の不納欠損処理が行われましたが、これは以前から指摘していた時効、税は5年によるもので、二十数年前からの案件を単年度で一括処理されたため、多額となりました。

今後も、時効案件は毎月発生してくるので、発生しないよう、その対応を図りたい。また、料等の時効の多くは2年であるため、税務課依存ではなく、各担当部署として徴収に対し、対応をより一層厳しく求めたいと思います。

事業実施に当たっては、各事業の完遂と経費節減を評価いたしますが、今後、益々増大する行政需要、あるいは多様化する町民ニーズに対応するため、現状希薄な各課連携を密にして行政推進を図っていただきたいと思います。

今年度、事業の翌年度繰越明許、約12億800万円が特に多かったわけでございます。高度情報基盤整備事業8億9,300万円の関係もありますが、事業によっては緊急を要するものもあるので、事業年度内に完了するように努力されたいと思います。

なお、事業実施に当たり、これからも国・県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、歳入の安定を図りたいと思います。

今後、歳入では税込減、交付税の2町から1町への算定替え等での減収化、人口減少、少子高齢化も進み、義務的経費、特に扶助費、物件費はますます増加することが予想されます。各施設のあり方等、行財政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮と処分・廃止を含めた積極的な取り組みを求めたいと思います。

結びに、関係者の御協力により5日間と限られた審査期間に有効な審査ができましたことをつけ加え、総括いたします。

なお、お手元に配付されております財政健全化意見につきましても、お手元の資料のとおりで、実質赤字比率、連結赤字比率はそれぞれ黒字、将来負担比率については、地方債残高は2億9,600万円増加いたしました。その他の負担額が2億300万円減少し、将来の負担額は73億4,200万円となります。充当可能財源は、充当可能基金が3億5,700万円減少しましたが、基準財政需要額算入見込み額が3億8,500万円増加し、充当可能財源は86億6,800万円で、将来負担額を16億円余上回っており、将来負担比率は発生いたしません。

実質公債費比率は、公債費は26年度繰上償還があったので多額ではありましたが、繰上償還は含まないため、前年より公債費は減少いたしました。比率は過去の3年間の平均値であり、5.8%で、前年より1ポイント改善されました。早期健全化基準の25%を大きく下回っ

ており、財政は健全であります。

詳細につきましては、お手元の決算審査意見書、財政健全化意見書をもって詳細にかえさせていただきます。

以上、決算審査の監査意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まで、全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月9日午前9時、本会議を開催し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午前10時01分

平成27年第3回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成27年9月9日(水) 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第46号 | 川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第47号 | 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第48号 | 平成27年度川根本町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第 4 | 議案第49号 | 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 5 | 議案第50号 | 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
(第2号) |

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課賞長	嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中田隆幸君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日の日と同様ですので、御了承願います。

◎日程第1 議案第46号 川根本町個人情報保護条例の一部を改正する
条例について

- 議長（中田隆幸君） 日程第1、議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ただいま議長が言われた個人情報保護条例の一部改正について通告をしましたが、
質疑をさせていただきます。

1点目は、新旧対照表の2ページの第6条の2で、特定個人情報評価に関する規則第7条
第4項の規定に該当する場合は、川根本町個人情報保護審査会の意見を聞くとありますが、
全協では、審査会は案件が出された場合にその都度設置するとの説明でした。具体的なこと
はまだ何も決まっていないような感じでしたので、町はどのような場合に意見を聞くと考え
ておられるのか。また、審査会設置条例とか規則などをつくる必要はないのか伺います。

2点目です。6条の3項では、町が特定個人情報ファイルを保有しようとするときや、変
更しようとするときは、あらかじめ保護審査会に通知しなければならないとしており、通知
しなければならない項目として10項目を定めてあります。全協でも、太田議員も言われたよ
うに、審査会の構成メンバーは、行政の幹部だけで問題なしと片づけるようなことのないよ
う、外部監査のように外部の専門知識を持つ人が必要と私も思うのですが、どのように考え
ておられるのかお聞きします。

3点目です。同条2項では、適用外とする特定個人情報ファイルについても、10件定めて

あります。実際には、どのようなファイルの保有について保護審査会に通知し、意見を聞くのか。通知しない特定個人情報ファイルはどのように扱うのか。また、今、審査会に通知が必要と考える特定個人情報ファイルとはどんなものを伺います。

4点目です。第35条で、町が出資している法人の個人情報保護措置が規定してありますが、具体的にはどういう法人で、町が講ずるよう努力する保護に関する措置とはどんなことなのか伺います。

次、5点目です。今回の条例改正だけでも、行政はマイナンバー施行により、準備からその後の手続など膨大な事務が発生すると思うのですが、その人材確保はどう考えておられるのか、そのために費用はどれくらいで、町の持ち出しはどれくらいと考えておられるのか伺います。

6点目です。国は、マイナンバーの導入、活用で行政事務の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に必要不可欠であるような宣伝をしています。マイナンバーは単なる行政手続の簡略化にとどまらず、一つの番号で管理される情報は膨大で、住民にとっては、個人情報の漏えい・悪用などの危険にさらされることになり、メリットよりデメリットのほうが大きく、実際には手続の煩雑化、セキュリティーの管理の複雑化、経費の増大などは自治体だけでなく、それを義務づけられる企業にも求められているものです。

企業は、社員とその家族全員の番号を提出させ、安全管理を義務づけられ、漏えいすれば懲役、罰金が科されたり、セキュリティー対策も求められるなど、小規模事業所ほどその対応が困難で、大変遅れていると報道されています。それにもかかわらず、猶予措置もなしで来年1月からスタートすることになっておりますけれども、仮に従業員100人くらいの企業で初期費用1,000万円、ランニングコストは年間400万円などの試算も出されており、大変な負担を課すものですが、財政支援などが企業にもあるのかどうか。また、当町にある事業所への周知、さらに取り組み状況、それから事業所からの質問、要望などがあるかどうか伺います。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員のほうから6点ほど質問がありましたけれども、説明の内容が長くなりますので、少しお聞きください。

まず、1点目の対照表の6条の2で言われている審査会の意見を聞く、このような場合はどのような意見を聞くのかという考え方を教えてくださいということですが、6条の2で特定個人評価に関する規則第7条第4項に規定に該当する場合は、個人番号を含む個人情報、各種業務を取り扱う前に個人のプライバシー等に与える影響がある場合には、審査会の意見を聞くというものです。当初の保護評価においては、住民基本台帳法、予防接種法、地方税法、国民健康保険法などにかかわる事務など8項目が基礎評価項目評価となりますので、審査会の意見を聞くことが求められません。

新たに特定個人情報ファイルを保有したり、変更する場合は、個人情報の保護に関する学

識経験のあるものを含む者で構成された合議制の機関の意見を聞くものとする事とされていることから、個人情報審査会がその役割を担うことになるかと思えます。川根本町の個人情報審査会については、川根本町個人情報保護条例第4章にて、調査審査するために設置規定されています。川根本町個人情報保護条例施行規則第12条にて、審査会の運営について規定されている状況でありますというようなことをごさいます。

続いて、2番目の6条の3に関連して、審査会の構成メンバーはどのように考えているかということをごさいますけれども、審査会については個人情報制度に関する重要な事項を審議していただく機関となりますので、今後マイナンバー制度に関連して審査することが予想されるため、弁護士や司法書士などを含む学識経験者から成る5名の委嘱を予定するところをごさいます。

続きまして、3番目に、同条2項では適用外とする個人情報ファイルが10号も定めてありますが、どのような審査会へ意見を聞くのかというようなことをごさいますけれども、特定個人情報ファイルとは、番号法第2条第9項に規定するもので、番号法をその内容に含むファイルのことをいいます。第6条の3の2項により適用外にする特定個人情報ファイルについて、10の号を設けて規定しています。参考までに申しますと、2号では、職員の人事や給与、福利厚生に関する事項の記録、また5号では1年以内に消去することになる記録情報などが適用外となります。

今後、審査会に通知が必要となる特定個人情報ファイルについては、実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有したり、ファイルの名称や利用目的などが変更されるような場合には、審査会に通知しなければならないという規定になっております。

続いて、4番目ですけれども、第35条の町が出資している法人はどのようなものかということをごさいますけれども、ここでいわれる出資法人については、川根本町個人情報保護条例施行規則第15条にて規定され、資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人のことをいいます。現在、当町にはそのような該当する法人はございませんけれども、今後町の事務または事業と密接な関連を有する法人、例えば第3セクターというようなものがあらわれた場合は、個人情報の適正な取り扱いを行うように対応していくものです。

続いて、5番目ですけれども、今後の条例改正でもマイナンバー施行により人材確保、それから費用はどれぐらいかかるかというようなことですが、マイナンバー制度においては、今回の条例改正をはじめ個人情報保護の整備がされて、10月から番号通知カードが郵送され、来年の1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されるところです。御指摘のとおり、各機関との連携やシステムの改修などの事務が考えられますが、国の動向や指導のもとに状況を確認しながら万全の体制をもって進めていきたいと考えているところです。

なお、当面は個人通知カード郵送に伴う個人カードの交付手続が主な業務になるかと思えます。業務がスムーズにいきますように各課と連携を図りながら進めていきたいという

ころでございます。

なお、今後の財政支援については、いまだ不透明な部分でございます。

6番目として、国はマイナンバー制度について事業所等の財政支援はあるか、また事業所等への通知、取り組み状況、事業所からの質問、要望などはどうかということですが、今回、国はマイナンバー制度の導入・活用効果として行政事務の効率化として、各種情報の名寄せ、突合の効率化として地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに要している労力が削減され、複数の業務の間での情報連携が進むことで、作業の重複などの無駄も削減されます。

また、国民の利便性向上ということで申請届け出等の際の負担が軽減され、申請や届け出といった手続の際に添付書類が削減されるなど、行政手続の簡素化が図られ、負担の軽減が図られます。また、公平・公正な社会の実現としては、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援が行き届くのではないかとということでございます。

一方、懸念される事項としては、御指摘のとおり、個人情報の管理及び保護については主に3つの適切な管理から行っていきます。

まず1つ目は、情報の分散管理を行うということです。番号制度では、従来から各機関が保有する個人情報はそのままに、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等による法律の範囲内でのみ情報共有ネットワークシステムを通じて情報の照会や提供が行われる分散管理が行われます。

2つ目は、マイナポータル、要するに情報提供等記録開示システムでございますけれども、これは29年1月から情報提供ネットワーク稼働と同時に、行政機関から個人番号のついた自分の情報をいつでもどこでやりとりされているか確認できるマイナポータルが稼働する予定でございます。

それから、3つ目として、特定個人情報保護評価として行政機関が個人番号を含む個人情報を保有するに当たり、対象となる事務において適切な保護を講じているか点検、確認を行う制度です。

以上のような体制を整えて、個人情報の保護に努めてまいります。なお、現段階では、事業所に対して国からの財政支援についての連絡は特段ございません。事業所に対しては、従業員を雇用する全ての民間事業の皆様も制度導入に向けた準備が必要となるため、8月に県が主催となり県内4会場にて説明会を開催しているところです。

町内の事業所が説明会に出席したかについては把握しておりませんが、また、現在までは特段、町に対し事業所から質問、要望は特にありません。今後制度について町広報紙やホームページにより周知を図っていきたいというところでございます。

以上、6点についてお答えさせていただきました。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　たくさん答えていただいて、議事録を見て確認をしていかなければならないと思いましたけれども、事業所にはない、支援がないということなど気になりました。

それから、一番最初の質問で、保護審査会ですけれども、やっぱり今後もしも案件が出た場合に、その都度設置をして開くのでしょうか。それとも、もう設置をしてあって、人も構成委員、学識経験者ですか、5人、弁護士さんとか司法書士さんなどそういう方たちをもう決めて、委員会は設置されていて、それで案件が出たらその都度開くことになるのか。その点をお聞きします。

それから、目的なんですけれども、いろいろ言われましたけれども、作業の重複の無駄が省かれるとか、申請書類の簡素化とか、公平・公正な社会を目指すということで、本当に困っている人には適正な支援が差し伸べられようになるというふうな答弁があったのではないかと思います。言葉はちょっと違うかもしれませんが。その本当に困っている人に適正な支援がこのことによってできるようになるというのは、いったいどういうことなんでしょうか。現在も、本当に困っている人については、行政は適切な支援の手を差し伸べているのではないのでしょうか。そういう状態にはなっていないということなんでしょうか。

以上です。

○議長（中田隆幸君）　総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君）　2点ほどありましたけれども、まず、委員会の関係でございますけれども、先ほど説明したとおり、8項目については今年の9月までに指定をかけて、審査会の対象外に行政的に事務手続を行うというようなこととなりますけれども、その8項目が指定されたら、その変更とか追加の項目がいろいろ出てきますので、委員会は早急に立ち上げて、その勉強会もやっていかなければならないと思いますので、できるものでは、先ほどちょっと委員のメンバーも申し上げましたけれども、早いうちに立ち上げて体制をとっていきたいというつもりであります。

それから、公平・公正という点ですけれども、これにつきましては、話の内容等について、私どもの考え方としては、先ほど述べたようにそういうものであろうということでございますけれども、今後についてはその活用等を見ながら見ていかないと、答弁としてなかなかできないと。どのようなものが出てくるか、公平・公正、先ほど述べたことは事実であろうということは確認できますけれども、今後どうなっていくかということをお述べるということは、ちょっと差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君）　再質問ありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　1点目ですけれども、8項目については早急に認定審査会を立ち上げて審査しなければならぬということですが、これ以外に追加が出たら委員会を立ち上げてというふうな答弁がありましたよね。ということは、常設しているというわけで

はなくて、立ち上げから始めるんですか、その都度。委員会を設置しておくのではなくて、何かその必要が生じたときに、その都度、こういう委員の人を選ぶのか決めてあるのかわかりませんが、その都度立ち上げるということなんでしょうか。

それから、2点目ですけれども、本当に困っている人に適正な支援が差し伸べられるようになるというのは、今後の課題だという御答弁だったんですけれども、推移を見なければわからないということですので、私は、こういうことは、こういう背番号制がなくても、行政として当然やらなければいけないということではないかと思っているんですね。それができていないから、こういうマイナンバー制が、マイナンバーというんですか、必要だよと、その裏には個人の財産とか資産とか貯金、資産、貯金が入りますけれども、それから、どこからの支援があるとか、そういうことまで全部このマイナンバーを付すことによってわかるから、こういう本当に困っている人には適正な支援が差し伸べられるなんて言っているんじゃないかなと思うんですよ。行政として、何言ってるのと言いたくなるような言葉なんですけれども、行政ってそのためにあるんであって、大きいところでは、当町みたいに一人一人の顔が見える町でなければ、こういうことが必要だと考えるのか、困っている人が困っているよと言っていけば、それに対応するのが行政ではないかなと思うんですけれども、その支援が差し伸べられる原因というですかね、要因というですかね、何がその支援を差し伸べられる要因になるというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初に、公平・公正な社会をつくるというのは究極の目的かと思えます。その中でどういう支援がされるんだということだと思えますけれども、その個人、今度は各行政機関が、いろんな行政機関が個々に持っている情報を、その対応に対して行政側として情報を入れられるということがいち早くできる、対応できるというようなことは、これは目に見えていることかと思えます。そういった観点から、そういう個々の支援ができていくかという表現になっているかと思えます。

それから、委員会の関係ですけれども、都度開催なのかということでございますけれども、この個人ナンバーができた、ナンバー制度ができる以上、都度ではなくて常時委員を指定して進めていくというような形になろうかと思えます。

よろしくをお願いします。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

今、総務課長からいろいろ説明がありましたけれども、行政が当然やるべき仕事についてマイナンバー制が、マイナンバーが必要だよというふうな、そうすれば公平・公正な社会が実現できるよというふうな答弁に聞こえたんですけども、今回提案された個人情報保護条例の一部を改正する条例案については、国が国民の個人情報を一元的に管理・活用する12桁のマイナンバーの利用範囲を、まだ始まっていない現状で拡大する改正と、ビッグデータを活用してビジネスチャンスの拡大を図ることを目的として、事業者が情報を第三者に提供できるようにすることなどを盛り込んだ個人情報保護法の改正案がこの3日に、今月3日に衆議院本会議で可決、成立したことなどを受けて、町の個人情報保護条例を改正しようとするものではないかと思うんですけども、マイナンバー制度については、いまだに1つの番号で国民の個人情報を照合できるようにすることに対して、多くの有識者や国民が反対の声を上げており、反対していない人でも、何がいったいどうなるのかわからないよというようなとか、また、そんなの持ちたくない、怖いよなどと言う人の声も多く聞きます。

年金情報の大量流出発覚以降は、国会でも法案審議もとまっていたものを、日本年金機構に対してマイナンバーを取り扱う時期を来年1月から最大で1年5カ月遅らせるとか、マイナンバー制度の基礎年金番号の接続は、予定されている再来年1月より最大で11カ月遅らせるなどとして、見切り発車をさせるものです。

さらに、マイナンバーの利用範囲を戸籍や証券分野、買い物への消費税還付などにも拡大を目指していることなども、最近のニュースでは報道されています。安易な利用拡大が続けば、個人の権利や利益の保護は後退しかねず、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれが増大します。

今回の改正が、財界が求めるビッグデータの活用を促進するためであることは、個人情報保護法改正の目的に新たな産業の創出と書かれていることでも明らかです。当町でも、「よくわかるマイナンバー制度」という小冊子を全戸に配布し、広報かわねほんちょう9月号にも簡単な説明が掲載されましたが、どちらも政府の広報そのままに、よいことはたくさん並べていますけれども、情報漏えいや悪用による被害などについては、心配しなくても国がやることだから大丈夫だよみたいな言い方がされていて、マイナンバー先進国であるアメリカや韓国などでは情報漏えいや悪用が後を絶たない状況です。セキュリティーが追いつかないということなども報道されています。

また、先進国の中で番号制がないのは日本だけだとか、日本は後進国だなどという意見もありますけれども、宣伝もされていますけれども、番号制は日本も年金や住民票、健康保険、所得税の整理番号など限定した形で使っており、今回日本が取り入れる全国民への強制的で半永久的な共通番号制、全てを一つの番号で統一するをとっている国はないというほうが正確だということも、いろいろ調べていくうちにわかりました。決して日本が、マイナンバーではないんですけども、番号制度で遅れているという国ではないということを知りました。

利便性のメリット以上に、一旦流した個人情報には回復不可能です。罰則があるなどと言っていられない重大な問題ではないでしょうか。

参議院の内閣委員会では、マイナンバーに指紋など生体認証の導入を検討する附帯決議が可決され、個人情報保護というより、国民監視体制が強固になるような気がします。一地方自治体に国が導入開始を決めたことを拒否する権利がないとしても、議会はそういう行政を励ます意味でも住民を守る立場で毅然と反対の声を上げることができます。国民に選ばれた国会議員の多数が占める与党に対し、国民の声に耳を傾けさせる重要な機会であるとも考えます。

先ほどの質疑でも、個人情報の保護や不服への対応などで一番重要になると思われる当町の個人情報保護審査会について、常に常設していくのか、それともその都度案件が出たときに招集するののかという回答については、もう一度聞いた限りではわかりませんでした。確認することができませんでした。専門的な知識を有する人材の確保やセキュリティーへの対応も不安があります。

今後、どれだけ費用や手間が町や零細な民間企業にかかるかも曖昧なもとの、期日を決めて上から押しつけの見切り発車がどんなに行政を苦しめるかということもわかります。だからこそ私は、車の両輪である議会の一員として、行政を代弁してこのような無謀な国の姿勢に見切り発車をする国の姿勢に反対の声を上げるためにも、当議案には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

このマイナンバー制度は、いろいろ報道、あるいはテレビ、新聞で報道されておりますけれども、いろんなメリット、デメリットがあるのも事実でございます。そういった中でメリットを強調して、殊さらに強調しているんじゃないかという今のお話ございましたけれども、これによって救われる面も多々あると考えられるところがございます。

この上位法がこういう状況で今決まろうとして、10月から始まるという、通知されるということでございます。現実的には、平成29年まで行かないと、いろんなものが見えてこないというような推測もできますが、国で決めた上位法によって川根本町はどうしたらいいかというような条例が今提案されているものでありまして、それによって、目的の第1ページにありますように、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するというところでございます。そういうものが保障されておりますので、このマイナンバー法、いろんなデメリットだけを強調すると、恐ろしいというような感じを受けるかもしれませんが、これによって社会基盤がしっかりしたものができればいいかなという思いで賛成といたします。

いろんなことを調べますと、ああ、そうかなというようなのがいっぱい出てきます。時間があれですけれども、例えば預金が、例えばですよ、極端な話1億円隠れた預金があったと。だけれども、その最近の所得がゼロに近い人は、所得税というものはなかなかかかりにくい、

補足されない。そういうときに、これがどんなふうな展開をしていくかわかりませんが、税金を取ることが100%いいことかどうかともわかりませんが、所得に関して今いろんなものが、年金であろうが、所得税であろうが、住民税であろうが動いておりますけれども、そういう隠れた資産が浮き出てくる、これもマイナンバーという制度の一つのことかもしれません。そういうことを、いろんなことを考えますと、この法律、国の法律ができることによっていろんな弊害も出る、あるいはメリットも出る、その中でこの町がどのように対応していくかという町の条例でありますので、適切に運用されることを願って賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。



◎日程第2 議案第47号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する 条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） これは通告をしていませんけれども、簡単なことなので質疑をさせていただきます。

移転などによる記載事項の変更や、有効期限が切れた場合の更新などによる再交付も必要かと思うんですけども、その場合も有料となるのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 急な質問で、うまく答えられるかわかりませんが、手数料条例の関係、基本的には最初の発行は無料、この前の全協で説明したように無料。それから、再交付については、ここに掲載されたように有料というような形で条例を上げさせていただ

いています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） この個人カードですよね、個人番号カードの有効期限が年齢によって、二十歳以下でしたか、5年で、二十歳以上の人は10年とか決まっていますよね。そうすると、有効期限が切れると、さらにこのカードを必要と思えば、やっぱり再交付を申請しなければいけないのではないかなと思うんですけども、私が先ほど聞いたのは、その時に、要するに制度として期限を切って使えなくなるものを申請したから有料、お金を払いなさいというふうになるのか。例えば国保の保険証なんかは期限がありますけれども、ずっと更新されていますけれども、決して有料にはならないですね。そういうことについて、例えば国保は必要、行政の事務だからそうかもしれませんし、運転免許証なんかは、手続きをするときにお金が要りますよね。このカードについては、欲しいと思うんだから再交付は有料だよと、幾ら行政で決めた規則に従って申請するにしても、それは再交付になるんだから有料というのか、それとも、そういう行政が決めたことによる再交付は無料なのかなという。やらなければならないことについて、結局使えなくなってしまうわけじゃないですか。それについて、有料か無料かというのを確認したかったんですけども。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 再交付については有料という表現、当然、条例の中で書いてありますけれども、今言われているのは、更新ということになるかと思えます。その更新については、今急に言われたものですから、ちょっと調べてありませんけれども、もしよろしければ後でお答えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

○10番（鈴木多津枝君） 議長、答弁が本会議の後でというのは、態度にもかかわってきますので、一旦暫時休憩をしてください。

○議長（中田隆幸君） ここで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時59分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） すみません、お待たせしまして申し訳ございません。

それでは、お答えをさせていただきます。

再交付につきましては、先ほど来御説明をさせていただいているとおり、新たに再交付するという形については、今回手数料条例で上げさせていただいております。鈴木議員御質問の更新につきましては、議員お話のとおり、未成年の場合は5年間、それ以上10年間ということもありまして、現在国において取り扱いについては検討中という形です。

詳細について、有効期限満了に伴う再交付手数料の取り扱いについては、現在のところまだ明確な定めはございません。いろいろ御心配される中で、住所変更、婚姻等に伴う苗字の変更等につきましては、イメージ的には運転免許証と同じような形で裏書を各市町村で行います。裏書をすることによって、個人番号カードについては、表面の部分はそのままですけれども、裏書という形で対応するという形になっております。その際については、裏書であれば通常手数料等はかかりませんが、御本人が再交付をしてほしいと、変えてほしい、表も名前を変えてほしいといった場合は、再交付という形になりますので手数料の対象になるということです。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 裏書というのは、カードそのものに書くのではなくて、カードは変更前のものをそのままにしておいて、行政のほうの記録を変えるということですか。それともカードにまた何か書きかえるのですか。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） お答えさせていただきます。

裏書、言葉のとおりカード裏面に記載をします。運転免許証、先ほど申し上げましたとおり、住所変更すると裏に新しい住所が書かれますけれども、それと同じようなイメージでお持ちいただければ結構かと思えます。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

反対しようかどうか非常に迷ったんですけども、やっぱり見切り発車だなという印象が本当に強い。行政も私の不意の質問、これは通告しなくてもいい質問でしたので質問させてもらったんですけども、それについても答えをするのにかなりの時間を要する。本当に行政を困らせている実態を私は今、目の前にしました。

先ほどの議案第46号の条例改正での反対討論でも述べたんですけども、このマイナナンバ

一制度というのは、国民の反対が多い中で国が強引に見切り発車させている制度であって、これに欠かせない通知カードや番号カード、これらの再交付の手数料を徴収するということを決める今回の徴収条例の一部を改正ですけれども、このカードでもたらされる個人情報の漏えい、あるいは成り済ましやひったくりなどの犯罪なども言われています。その被害などが本当にどれだけこれから発生するのか、アメリカなどの発生のニュースなども時々耳にしますけれども、本当に想像を絶するものではないかと思います。年金情報の漏れを見ても、そういうふうに感じます。

そして、またそれに対するセキュリティー対策や国、自治体、企業などの財政負担も結局最後は国民の負担、住民負担で消化されていくことになるのは、住基法を見ても同じだとわかると思います。

高齢者が多い町で介護保険や医療機関での提出などが義務づけられると、紛失や置き忘れなどは本当に避けようのないことだと思います。国による国民の個人情報の一元管理や活用を促すマイナンバー制度は、先ほども述べましたように賛成できないものであり、特に高齢者にさらなる負担を強いる再発行手数料など認められない。最初はただだ、ただだと言って強引に進める制度でなくてはならないものだったら、再発行も個人の紛失についても、やはり年齢的なことも考慮したり、無料とするのが当たり前であって、高齢者ほど負担を強いられる当条例改正には曖昧なところも、先ほどもありましたけれども、この条例においてさえ曖昧なことがある、そういうことで到底賛成できないことは明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 小藪でございます。

川根本町手数料条例の一部を改正するものでありまして、上位法で決まってきました法律の中身云々よりも、手数料本体のものを改正する案件でありますので、特段の手数料に関する高い安いでなくて、適当と思われまますので賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第48号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

引き続き、質疑をさせていただきます。

通告をしましたところ、議員の皆さんにも事務局のほうで配付をしてくださったということで、非常に感謝をしております。たくさんありますので、聞いていてわからなくならなければいいと心配しながら、順に質問します。

2-1-9、最初からですけれども、11ページの2-1-9、簡略して言います。庁舎蓄電池設置工事の設計監理業務委託料220万円、それから工事請負費が2,476万円について、費用対効果をどう考えるかお聞きします。

それから、現在ある自家発電は燃料タンクで100時間、4日しか持たないので、パソコンや防災機器など最低必要な機器を動かすのに必要な15kWを太陽光発電でできる20kWで確保するため、リチウム蓄電池を設置したいという説明でしたが、蓄電池の容量や15kWへの対応能力、耐用年数、それから維持管理費用、近隣での利用状況などについて説明を求めます。また、予算額の積算根拠の説明を求めます。

次、2-2-5です。情報政策費ですけれども、企画費の観光防災Wi-Fiステーション整備工事請負費5,200万円について。昨年整備した防災情報ステーション5カ所は、予算が1,200万円くらいで、この箇所での公衆無線LANスポットは申請、登録が必要で、IDパスワードは2日間しか使えないとの説明がありましたが、今回整備するのは、同じ5カ所の整備なのですが、5倍近い予算額になっている。この理由についてと、それから整備内容などの説明を求めます。

それから、認証サーバーを導入して、新設、既設箇所ともにセキュリティーを確保し、利用しやすくして情報を発信して観光客を誘導し、町の商工観光事業の活性化を図るなどの説明がありましたけれども、どこが管理運営などをするのか、また商工会、観光協会などを考えておられるかを伺います。

それから、同目の13節共通番号制度対応VPN、セキュリティーのことですかね、装置設置委託料44万2,000円は、年金の情報の大量流出に対応して国が機器を自治体へ配付することですが、どのようなものか伺います。

それから、12ページにいきます。

2-3-1の税務総務費の13節、番号制度に係る税務システム改修業務委託料102万円は、

当初予算でも118万円とってありますが、増額する理由、委託先、それから補助率について説明を求めます。

それから、2-4-1、7節の臨時雇用賃金63万6,000円は、カードを交付するのに一人当たり10分から15分かかるという説明で、11月から3月までの5カ月分だという説明でしたけれども、交付とは、通知カードのことか個人番号カードのことか伺います。それから、その後の通知カードは世帯でまとめて送るのかという質問については、よくわかるマイナンバー制度の冊子に世帯でまとめると書いてありましたので、これは削除します。それから、一人の臨時職員で対応できるのでしょうか。

それから、13節の番号制度に係る既存住基システム改修業務委託料の230万円は何を行うのか。当初予算で170万円とってありましたけれども、今回増額する理由は何かを伺います。

それから、18節で備品購入費に105万8,000円上がっていますけれども、個人番号カードを発行する機器の購入費ということで、質問には民間サーバーと書いてしまいましたけれども、中間サーバーの間違いだということを指摘されました。中間サーバーと接続するという説明でしたけれども、住基カード発行機器はどうするのか。また、中間サーバーと接続する必要性や接続するための費用はどこが持って、作業はどこが行うのかお聞きいたします。

それから、6-1-4の19節、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金300万円の増額について、当初予算で200万円とってあったものですが、取り組み状況の説明を求めます。当初予算の同じ節で、青年就農給付金300万円というのが当初予算に上がっていて、2人が申請されて給付が始まっているということも以前伺ったんです。つい最近伺ったんですけれども、耕作放棄地の再生利用などにも取り組んでおられるのかお聞きします。

それから、15ページの6-2-2、19節森林整備地域活動支援金事業補助金64万円について、島田市の製材所さんから計画が出たという、全協での説明の私の聞き間違いかもしれないんですけれども、出たということと、それから、80ha掛ける8,000円で県補助が4分の3、プラス事務費が1万円。それで計画は、壺町河内の人たちがつくるといような説明があったんですけれども、ちょっとつながらないです。もう一度説明を求めて、それから、どんな計画なのか説明を求めます。

それから、8-2-1の道路維持費、13節小規模修繕業務委託料1,281万円の増額について、今回細かい数字の補正予算額となっていますが、実施箇所が決まっているのでしょうか。当初予算の2,100万円と合わせてかなりの地区の要望に応えられるのではないかと思うんですけれども、何件くらいの要望があった中でどれくらいに対応するのか、一覧表などあれば、これは後ほどでもいいので出していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

それから、16ページの8-2-2、道路新設改良費116万円について説明を求めます。

それから、12節の役務費の登記手数料15万2,000円や13節の分筆登記委託料90万円、17節の土地購入費11万円は、町道下泉河内川線の終点である徳山のケーブルテクニカ東側を現在幅1.8mの道を5mに広げ、延長125mを施工するものという説明があったんですけれども、

目的は何なのか。また、用地の購入面積はどれくらいなのか、単価についてもお聞きいたします。

それから、9-1-4の災害対策費、13節委託料で、防災行政無線機等保守点検委託料60万6,000円について、当初予算で241万円、半年分で10月まで契約を結んでいたということでしたが、高度情報整備が10月まで延びたので、切り替えまでの費用が追加で必要になったという説明だったんですけれども、これも私の聞き間違いがあるのかのかもしれませんが、遅れた理由と金額の積算根拠がわかれば教えてください。

それから、17ページの10-1-3の若者交流センターの設計監理業務委託料の220万円の増額の説明と運営維持管理などの説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初に、総務課関連の関係から説明させていただきます。

最初に2款総務費の1項9目庁舎管理費です。その中で、蓄電池の導入に当たって15kWの対応能力、それから耐用年数、維持管理経費、それから近隣での利用状況について説明を下さいということです。今回補正予算で計上させていただいた蓄電池設置経費については15kW/h相当のリチウム電池、リチウム蓄電池の設置を計画するものです。役場本庁舎においては、現在自家発電と太陽光発電システムを整備しておりますが、今回の整備において自家発電機を稼働させることができない場合においても、災害対策本部において必要最低限のパソコンやプリンター、照明、無線、それから同報無線等を動かす必要があります。現在整備されている20kWの太陽光発電システムを有効利用するため、昼間は太陽光発電電力、それから夜間においてこの蓄電池を活用するというシステムを構築するものでございます。

この蓄電池の耐用年数については、参考資料等を調べますと、使用頻度によって少し異なるようですが、15年から20年程度と示されております。また、蓄電池の維持管理経費については、基本的に故障した場合の修繕費が必要と見込まれますが、定期的な保守点検は必要ないということと考えております。

続いて近隣での利用状況ですが、誠に申し訳ありませんが、これについては把握をしてございません。

それから、予算の算出根拠については、見積もりをもとに積算したものでございます。その見積もりの内容としては、工事の内訳ですけれども、リチウムイオン電池設置整備費、それからパワーコンデンサー設備費、それから接続・設置工事費のような内訳になってございます。

続いて、総務課関連の最後のほうにいきますけれども、9款消防費1項4目災害対策費の関係でございます。同報無線の関係で全協で説明したときに、遅れた理由と金額の積算根拠はということでございますけれども、今年度の高度情報化整備事業で、同報無線装置が「かわねフォン」にかわるため、当初予算では同報の保守点検を半年分の60万6,000円を計上し

ました。これは、当初予算要求時点では、「かわねフォン」の完成を3月、それから同報無線への切り替えを7月と予定したため、半年分を計上したわけですが、かわねフォン」が10月を完成目標とし、なおかつ同報無線にあつては2月までとなったため、現在の同報無線の保守点検料を補正させていただくというようなこととさせていただきます。

なお、保守点検については、国が示すガイドラインが基本的にありまして、最低年2回は実施することになっております。これに基づき、参考見積もりを徴取して積算とさせていただいているものとさせていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画費の情報政策費の観光防災Wi-Fiステーションの整備工事費等について御説明をいたします。

まず、昨年度の整備でございますけれども、昨年度Wi-Fiステーション、これは屋外にポールを立てて無線機、太陽光パネル、蓄電池を搭載した整備箇所は、これは千頭の駅前広場の1カ所だけでございます。そのほかの役場本庁舎などの4カ所は、屋内用の無線機を取りつけて整備しております。これをアクセスポイントというような名称で言っております。

今年度の整備計画の箇所は、まずWi-Fiステーションが、建柱をしてやるものですが、けれども、フォーレなかかわね茶茗館、寸又峡公民館前の広場、徳山コミュニティ防災センターの3カ所となります。音戯の郷、山村開発センターの2カ所につきましては、屋内に無線機を取りつけるアクセスポイントというようなこととなります。このことから、整備箇所5カ所については同じでございますけれども、整備費がアクセスポイントとWi-Fiステーション、その箇所数が異なるということで増額となります。

また、昨年度は、災害時を想定した通信手段の確保を目的としていたけれども、今年度につきましては、平常時から利用者が利用しやすい環境をつくるよう簡易にパスワードを取得できるよう、また、万が一犯罪に利用された場合に利用者を特定できるよう認証サーバーを導入します。さらに、観光客の利便性の向上のため、観光ポータルサイトを構築するよう計画をしております。簡易的なパスワードの取得や観光ポータルサイトの利用につきましては、今年度の整備箇所だけでなく、昨年度整備しました箇所及び将来的に拡張する予定であるアクセスポイントでも利用できるよう既存のネットワークと連携を行う必要があるため、ネットワークの設計費も発生をいたします。

昨年度の整備箇所は、専用線でネットワーク網内の機器へつながっております。今回整備する整備箇所は、昨年度の事業で整備したネットワーク網と異なるため、ネットワーク網内にある無線制御装置と通信をするために新たにVPN装置、これもセキュリティーの関係で、それを導入する経費も入っております、工事費が増加をしております。

また、管理運営でございますけれども、サーバー管理につきましては、電気通信事業者である東海ブロードバンドサービス株式会社を予定をしております。また、観光ポータルサイ

トにつきましては、商店や宿泊施設の情報を各商店で更新できるように検討しているため、管理運営及びポータルサイトの掲載内容について観光協会、商工会を含めて商工観光課と内容を詰めていきます。

それと、13節の委託料の説明をいたします。VPN、バーチャルプライベートネットワークという機器でございますけれども、これは公衆回線に接続している拠点間を認証技術や暗号化を用いて保護し、専用線であるかのような接続を可能とする技術を指します。今回設置されるVPN装置は、大きさとしましてはB5用紙サイズ程度の箱型のものが配付される予定でございます。

各自治体や行政機関との情報連携において仲介的役割を有する中間サーバー・プラットフォームにもこのVPN装置が設置され、川根本町を含む各団体との間でセキュリティーが確保された通信を実施をいたします。そういう意味で、町のほうでは二重三重の鍵をかけるということで、この装置が必要となりまして、国からの機器を設置することとなりました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 番号法に係る税務システム改修業務委託料の増額補正理由等について御説明いたします。

既に番号制度に係る税務システム改修業務委託料として118万円の当初予算をいただいております。この費用は、番号制度対応に関する機能追加等の整備に係る一連の工程に要する費用のためのものでしたが、このたび新たなシステム改修の中で、税務分野としては情報連携機能の追加が指示されました。これは、中間サーバーへの情報提供データ登録に関する機能の追加と中間サーバーへの情報照会に関する機能の追加等のシステム改修になります。

当初予定したシステム改修内容に今回のシステム改修を追加した合算費用が220万円になりますので、追加となった費用分の102万円を増額補正させていただきたいものです。

次に、委託先ですけれども、SBS情報システムです。

次に、財源ですけれども、税務システム改修費用につきましては、国庫補助率は3分の2で100%の補助ではありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは3点ほど御質問があろうかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、2-4-1、7節臨時職員の賃金についての御質問でございますけれども、この賃金につきましては、個人番号カードの交付事務に対応するためのものであり、通常の窓口業務に加え翌年1月からは、今までなかった個人番号カードの交付事務が新たに加わるということから、窓口対応を強化する意味での臨時職員の増加をお願いするものであります。

臨時職員につきましては、このカードの交付事務に専従となるわけでありまして、今、窓口は本庁舎2名おりますけれども、当然その職員も同時に対応をするということで、全体的に業務を強化するという形で対応を図っていくという考えでございます。したがって、一人の職員で対応するというものではございません。

2つ目の番号制度に係る13節のシステム改修補助金増額でございますけれども、国のほうの、国というか、先ほど御質問の中で割愛をしていただきましたけれども、カード自体は地方公共団体情報システム機構、通称、J-LISというところから各世帯に送付されるわけですし、そちらのほうにいろんなシステムがございます。そちらも含めての国側のシステムの強化、セキュリティー強化を図ることに伴いまして、各市町のシステムを同様に強化を図るという形の必要性が出てきたことに伴う、費用追加に伴うシステムの改修費用でございます。様々な対応が図られる、セキュリティー強化を図っていく中での改修でありまして、経費的には、全協のときにもお話をさせていただきましたけれども、費用については10分の10、国の交付金で対応されるものであります。

次に、18節の備品購入でございますけれども、中間サーバーという形のもので、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、直接的に各市町が個人情報、個人番号カードにかかわる様々な情報を仲介する、先ほど申し上げました地方公共団体情報システム機構のシステムとアクセスする際に、直接的にメインのシステムに介するのではなく、中間サーバーを介することによってセキュリティーの強化を図ることが図られております。そのため、中間サーバーを経由することによって情報がそのまま動くのではなく、複雑な暗号化された情報という形で介していくという手続になります。

各市町においても、この中間サーバーを介して個人番号に関する各種の情報処理を行うことになり、事務処理上そのための端末処理機が必要という形で今回補正を要求させていただいたものであります。

制度的には、アナログ的な対応もできるわけですが、当然、システムを購入して対応するほうが効率的ということもありますので、上げさせていただいたものであります。機器自体については、市町村の費用の負担になります。作業については、町のシステムの請負業者という形の中で対応できるというものであります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 14ページ、6-1-4の19節耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の増額です。

当初予算におきましては、平成25年度の事業費を基準に200aを800万円の事業費で算出いたしました。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の補助の割合ですから、800万円の4分の1の200万円を当初予算に計上させていただきました。今年度の申請見込みが230a、2,000万円の事業費が見込まれることになりましたので、町の予算額を2,000万円の4分の1

の500万円と見積もりまして、今回300万円の補正予算をお願いするものです。

新規就農者からの申請は、今のところ出ておりません。

15ページ、6-2-2、19節森林整備地域活動支援事業費補助金の増額をお願いします。この事業は、森林経営計画作成について支援するものです。今回の森林経営計画の作成は、有限会社ヤナザイが壺町河内地内の森林を調査し、所有者を取りまとめて森林整備をしていく計画を作成するものです。これによりまして、計画的に森林の手入れを進めることができます。補助金ですが、ヘクタール当たり8,000円の定額でありまして、80haを予定しておりますので、64万円の補正をお願いするものです。国・県の補助4分の3の48万円がありまして町の実質的負担は16万円となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8-2-1、道路維持費についてです。

増額補正をお願いしました1,281万円の算出根拠としましては、昨年度の8月から3月までの実績額を根拠としております。実施箇所は、各地区の要望のうち早急に対応すべき箇所、また道路の安心・安全な通行を確保するための維持管理が必要な箇所になります。本年度、各地区から要望をいただいている件数は、国道、県道を含めると約160件ほどになります。その内容はこの小規模修繕業務で対応できるものばかりではありません。その要望の緊急性を考慮し、対応させていただきたいと考えております。要望の一覧につきましては、まだまとめておりません。

次に、8-2-2、道路新設改良費の116万円の説明です。目的は、町道下泉河内川線の拡幅改良になります。この道路は、現況約1.8m程度の幅員しかありません。そのため車両の通行に支障を来している状況です。この道路を改良することにより、桃沢川から沢脇間の移動が容易になり、地区の利便性が向上するものと考えます。購入面積は、山林440平米、単価につきましては、川根本町土木事業施行要綱の用地補償費額基準により補償させていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 続きまして、教育費、教育諸費の若者交流センターの設計監理業務委託料220万円の増額の理由、そしてセンターの管理運営方法はどのようなものかということの御質問だと思いますが、まず、設計監理業務委託料の増額につきましては、当初契約時に計画をしていました部屋数の増加等による施設の建設面積が増えたため、それと御指摘のとおり、施設の山側に擁壁をつくることとなったために設計監理業務委託料が増加したものであります。

また、センターの管理運営につきましては、現在、先日も全協でお話をさせていただきましたけれども、現在検討中でありまして、業務委託という方法が最もよい方法ではな

いかというふうに、今検討をしております。また、管理運営方法等に関する条例につきましては、12月議会に上程をさせていただいて御審議いただくとともに、関連の規則あるいは施設内のルールづくりもあわせて定めていかなければならないと考えております。

なお、入居する川根留学生につきましても、教育的な配慮も含めて当番制などによって施設の清掃等を担っていただくこともあわせて検討すべきであると考えているところであります。

さらに、維持管理経費につきましては、今後、詳細設計完了後、必要経費をシミュレーションさせていただいて、平成28年度予算に計上させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 16ページの8-2-2の道路新設改良費116万円についての説明なんですけれども、目的が車の通行に不便を来しているというような説明だったかなと思うんですけれども、私の勘違いでなければ、余り車が日常通らないようなところだと思うんですけれども、不便を来している状況というのをちょっと教えていただきたいと思います。それだけよろしくお願いします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） その道路の北側、野志本側は広がっています。現況の道路が幅員がないということで、利用がないというよりも通りにくいということで利用できない現状です。ですので、それを広げれば、利用していただいて利便性が増すというふうに考えています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 道ができれば、広がれば利便性が増すから、現状は通れない状態だから余り使わないんだろうという説明ですよね。利便性を高めるんだということなんですけれども、今まで広げていなかった理由が、結局あの奥というのは、ケーブルテクニカより奥というのは、そんなに山に仕事に行くのに使うのかなというぐらいですけれども、何か利用の目的があるようにも聞いていますけれども、それは言えないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 利用の目的というか……

○10番（鈴木多津枝君） 上の。

○建設課長（大村浩美君） 上じゃないです。ケーブルテクニカの東側というか横なので、沢の上流に向かって行くのではなくて桃沢川と沢脇の間を結ぶ道路になりますので。

○10番（鈴木多津枝君） わかりました。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は、既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今の16ページの8-2-2なんですが、これに直接は関係ないんですが、拡幅改良の場合、町道は5mもできるかどうか、再度ちょっと確認をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 現在、そこに接続して改良済みのところが側溝を含めて5m、道路としては3mですけれども、側溝を含めて5mありますので、道路敷として5m今回買わせていただいて、実際の道路としては3mプラス側溝、あとは保護路肩という形になりますので、全てその5mが道路幅ということではありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第49号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

歳出について、まず最初にお聞きします。

4-1-1の基金積立金100万円の増額ということですが、基金残高は26年度末で

決算書を見ましたら1,310万円ということになっていきますので、合わせると現在の基金残高は3,220万円になると思うんですけども、これでいいでしょうか。

それから、第7期と書きましたけれども、これ6期の間違いです。第6期介護保険事業計画の値と計画値と比べて、その基金の額というのは、1年目ですので3分の1ですかね、積み立てておかなければいけないと、保険料いただいた分の、というふうになるのかなと思いますけれども、そういう計画値と比べてどうなのか説明をお願いいたします。

それから、7-1-1の一般会計繰出金の148万6,000円というのは何の分かということで、説明がよくわからなかったんですけども、何かを差し引かず繰り入れたため戻すという説明だったんですけども、これについて説明をお願いいたします。

監査委員が何でもわかっているもので、横から説明してくれてどうしようもありません。

7-2-2の国庫支出金と返還金1,665万2,000円について、26年度の介護給付金が超過となったので返還するという説明だったんですけども、26年度の保険給付費は予算額で1億7,660万円に対して決算額は10億7,536万円で、確かに予算のときは減っています。でも、1億円を超すここで不用が出ているわけですけども、国庫支出金も県支出金も国が800万円減、県が2,000万円減になっていて、既にもう減額を決算でしているわけですけども、さらにこれよりもらい過ぎていたということなんででしょうか。給付費の見積もりが多過ぎたのではないかと、第6期の計画の給付費見積もりを多くし過ぎるような影響がこのことによって出ているのではないかと心配になるわけですけども。何せ県内で一番上がったわけですから。保険料が必要以上に値上げされてはいないかということで、心配なのでお聞きいたします。

それから、歳入のほうで4-1-1の支払基金交付金で介護給付費交付金が過年度分で129万4,000円の増額になっています。歳出では、24万5,000円の返還金が出ているわけですけども、同じ年で増えたり戻したりということについて、どういうことなのか説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の4点の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず第1点目、4-1-1、基金積立金100万円増額の件でございますけれども、今回の100万円の増額補正で本年度の基金積立金予算額は1,909万7,000円の予算額となります。本年度給付費の増加等により、この基金積立金を取り崩す事態が生じなければ、本年度末で基金積立金は、議員がおっしゃるとおり3,220万円となります。この金額は、今回の第6期、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画中の給付費の支払いに対応するための積立金であり、適正であるというふうに考えております。

2点目、一般会計繰出金148万6,000円は何の分かという御質問でございました。これにつ

きましては、平成26年度に補正予算にて、介護保険システム改修費補助金148万5,000円の交付を受けておりましたが、その金額を差し引かず一般会計から介護保険のほうへ繰り入れてしまったものでございまして、その金額について一般会計へ戻しをするというものでございます。なお、1,000円につきましては、一般会計から年度末、精算の繰り入れをした後、滞納保険料の納入があつて、その滞納保険料をいただいたときの督促手数料1,300円の納入がございました。この督促手数料については一般会計に繰り入れるべきものでございまして、今回の補正でシステム改修費補助金分148万5,000円と督促手数料分1,000円、合わせて148万6,000円を一般会計へ繰り出すものであります。

3点目でございます。国・県支出金と返還金の件でございますけれども、今回の増額補正につきましては、平成26年度の介護保険事業における介護給付費分と地域支援事業分の精算により、超過交付となった分を返還するためのものでございます。内訳としましては、介護給付費分として国庫返還金が1,065万9,706円、県返還金が444万1,870円、地域支援事業分として国庫返還金が87万559円、県返還金が43万5,280円、支払基金への返還金が24万5,226円、合計で1,665万2,641円を返還する必要があるため、国・県支出金と返還金を1,640万7,000円、支払基金への返還金を24万5,000円、合わせて1,665万2,000円の増額をお願いするものでございます。

介護給付費における国・県支払基金の負担額は、各負担割合で給付費に応じて交付されることになっております。その負担額は、国・県支払基金においてそれぞれ近年の給付額の状況で当初の給付額を算定し、交付額を決定します。その後、当該年度の給付状況で再算定が行われ、追加交付や減額が行われるものです。このように、交付決定額は、町の予算額に応じて算定、決定されるものではなく、国・県支払基金が独自に算定、決定をするものであります。このため、今回補正をお願いする返還金についても、町の給付費の見積もりや予算額が多過ぎたために過剰交付になったというものではございません。なお、第6期の給付費額については、国の示したワークシートを用いて近年の給付状況を勘案し算出しており、その結果から今回の保険料を導き出したもので、適正なものであるというふうに考えております。

4点目でございます。支払基金の交付金129万円と24万5,000円の返還金ということでございますけれども、129万4,000円の歳入につきましては、介護給付費分の支払基金からの不足分の増額補正でございます。歳出の24万5,000円は地域支援事業費分、これの部分について超過交付となったところの返還金ということでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第50号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(中田隆幸君) 日程第5、議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部……

(「議長、動議です」の声あり)



◎意見書提出の動議

○10番(鈴木多津枝君) 初日の前の25日の議運に私が出しました意見書案文ですけれども、きょうのこの議会で取り扱いを決めていただかないと、国の状況から見ても、もう最終日の30日では間に合わない状況になっています。安全保障関連法、14日以降、17日ですか、採決をするというふうなニュースも出されていますので、ぜひ暫時休憩をして議運を開いていただき、取り扱いを決めていただきたいんですけれども。動議の理由はそうです。

○議長(中田隆幸君) それでは、暫時休憩をして、全協を開催したいと思います。

(「動議の成立は諮らなくていいんですか」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 動議の採決をとりたいと思います。

動議に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 動議が成立しましたので、議運を開きたいと思います。

それまで暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後 零時02分

○議長(中田隆幸君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、鈴木議員から意見書に対する緊急動議がありました。緊急動議の結果、議運、全協を行いまして、意見書を出すことはなくなりました。

鈴木議員。

○10番(鈴木多津枝君) 先ほど私が動議を出したのは、動議ということで皆さんに採決を諮ったのは、動議の成立の採決を諮られたと思うんですよ。それで、その後、動議が成立したわけだから、私が提案理由の説明を本来なら議長が求めてやらせてもらえるわけですけれども、暫時休憩にしたので、提案理由の説明も何も述べていません。確かに議運とか全協では説明をしましたが、本会議ではその順序がとられていないので、ぜひ提案理由の説明をさせていただきたいと、順序ののっとなってやっていただきたいと思います。

○議長(中田隆幸君) それでは、提案理由を求めます。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

先ほど休憩前に私が提出した動議が賛成多数で成立しましたので、これから提案理由の説明をさせていただきます。

その前に議運、全協も開かれまして、私の考え方、皆さんの御意見もいろいろ出されたわけですけれども、私は今開かれている国会で会期末の27日ですか、もう本当に迫っているんですけれども、それを目指して自民党、公明党、政府与党が採決を14日あるいは17日ぐらいにやるんだというこの安全保障関連法案、そういう緊迫した状況になっています。

それで、議長が、計画としては、きょうの午後に議運を開いてみんなで協議をして、意見書を出すか出さないかを協議するということを一日の日に言われたんですけれども、でも、それではもうきょうの本会議は、先ほど議長がこれで閉会しますということをお願いしたので、それではもう30日しか本会議がないので間に合わないということで、私は動議を提出しました。

そして、この出した意見書案文ですけれども、議長に届けて皆さんに配っていただいた意見書案文ですけれども、これに対して言葉が「廃案を求める」という言葉では賛成できないけれども、しかねるけれども、「慎重審議を求める」ということだったら賛成できるよという御意見を休憩に入ったときに何人かの議員さんに言われたものですから、私はぜひ廃案を求めるということを、今国会での採決はやめて慎重な審議を尽くすことを求めるという意見書に変えて出したいと思います。

そういうことで、意見書案文を読んでいただければわかるんですけれども、その意見書案文の中にも同じように「速やかなる廃案」というふうな言葉が書いてありますけれども、そこを「今国会での採決はやめて慎重な審議を尽くすこと」と、それから、「憲法違反の平和安全法整備法」というふうには、「平和安全保障整備法」というふうに書いてあるんですけれども、それを憲法違反と決めつけるのではなくて、そういう指摘もあるというふうに書いてほしいという御意見もありましたので、そういうふうに変えて、皆さんの多数が得られる形で意見書を出せるようにしていただきたいと思います。それが私の提案理由です。

○議長（中田隆幸君） その理由で、先ほど全協を開きました結果、6対5で、全協では、一人でも反対者がいた場合は、提案が出せませんので、意見書は。なのでこの件は最初の言葉で否決したということでございます。

いいですかね、鈴木さん。10番、鈴木多津枝さん。

○10番（鈴木多津枝君） もう一度、緊急動議を出します。

動議の成立を諮ってください。

○議長（中田隆幸君） どういう理由ですか。先に。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど、ただいま述べました意見書案文を変えられないというものですから、そうではなくて、皆さんの意見を取り入れて、皆さんに今配っていただいた、事務局をお願いして配っていただいた、今国会での採決はやめて慎重な審議を尽くすことを求めるという意見書に変えて提出をしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君から意見書の動議が提出されました。この動議には、賛成者が一人欲しいことになっていますので、賛成の方は一人挙手をお願いします。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 修正したほうで賛成の方一人、はい、5番、中澤莊也君。

それでは、動議を受け付けますので、今から動議を議題として採決をします。

この動議を受ける、出すというのに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立5名です。

これで否決されましたので、この動議は否決とさせていただきます。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月30日午前9時、本会議を開会します。一般質問、決算特別委員会報告及び認定第1号から第7号の討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時09分

平成27年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年9月30日(水) 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1号 平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	長嶋一幸君
企画課長	山本銀男君	税務課長	伊藤千佳子君
福祉課長	鳥本宗幸君	生活健康課長	野崎郁徳君
産業課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君	教育総務課長	前田修児君
生涯学習課長	藪下和英君	会計管理者	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員に町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月15日から17日まで決算特別委員会を開催し、平成26年度川根本町一般会計及び各特別会計決算の認定審査を熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、野口直次君、鈴木多津枝君、芹澤廣行君、中澤莊也君、藪田靖邦君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） おはようございます。3番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。この場に立たせていただくのは多くの人たちの支えがあってのおかげです。今回も質問できることを感謝しております。

最初に、1として、高度情報基盤整備事業について、完成に向かってラストスパートの段階の中、町長も認める町が自ら実施する工事としては、これまで町が経験したことがないほどの大規模事業、2年以上かかってもおかしくないことを短期集中工事を施工する中、少し

でも遅れを取り戻そうと、昼夜問わず、8月中旬以降の天候不順にかかわらず頑張っている企画課及び広報情報室の室長、各職員、請負業者、京セラコミュニケーション株式会社をはじめ、関連グループの皆様、施工管理の東海ブローバンドサービス株式会社、この工事のために全国から動員された大勢の技術者の方々及び地元の電気工事屋さん、質問者として大変頭が下がります。ありがとうございます。その中において、この本町がさらなる発展、町民の利便性の向上、日常の暮らしにおける安心・安全が十分活用できる、またされなければならない大きな事業でありますので質問をさせていただきます。

①事業、工事完了の見通しについて。

②運営事業者、T B B Sとの今後のスケジュールについて。

③かわねフォンを有効に利用していただくために、町民に対しての説明方法について。

④今後の段階的な利活用の取り組みについて。

以上4点です。

引き続きまして、2番といたしまして、川根本町観光振興計画について、事業の展開についてでございます。平成21年度静岡空港の開港、24年度新東名高速道路の開通など、本町へのアクセスの向上や訪日外国人客インバウンドの増大など、社会環境の変化に対するとともに、町の特性を生かした観光交流客数の拡大が急務となってきており、これらの背景をもとに、25年に作成された川根本町観光振興計画を主とした施策の実践状況について、以下のとおりお伺いいたします。

(1) 観光に関する現状と課題についてを伺う。内容といたしまして、本町の観光主要拠点である寸又峡温泉の宿泊者数の落ち込みは著しい状況である。再生への戦略についてお尋ねいたします。

(2) 本町の観光の今後の重点的取り組み、施策を、予算を含め伺う。内容といたしまして、多種多様な観光商品の開発状況について。

①体験型観光の整備状況、現在どのように進んでいるか。

②研修旅行及び教育旅行等の観光商品の開発のために、先進地の視察等の事業展開は進んでいるか。

③町歩き観光あるいは滞在型観光に寄与するもの、以前整備されたまちかど博物館の施策の展開が本計画から欠落している理由は。

(3) 大鐵を含め、交通環境の整備について。

内容といたしまして、

①島田市が地域活性化交流拠点づくりの目的として整備した平成26年7月に開設された川根温泉ホテルの宿泊者等川根本町奥大井への誘引をする戦略について。

②大鐵のトーマス、S L、南アルプスアプトライン、バス等有効に利用し、寸又峡、接岨峡への観光客の足として、ダイヤの増便は観光客のみならず、住民の利便性向上にもつながる。ライン強化は新しいタイプの観光商品。着地型観光へ進める町の考えは。

以上、大きく2つの質問をいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、高度情報基盤整備事業の御質問にお答えをさせていただきます。

工事の進捗状況でございますけれども、センター工事、無線局設置工事は全て完了をしております。告知端末機設置完了後の最終調整を残すのみとなっております。

引き込み工事と告知端末機設置については、光エリア内では双方ともほぼ完了し、申し込まれた方で端末機設置が完了していない方は、本日現在約10件となっております。設置できない原因は、設置する住宅の建築工事の実施、土砂崩れによる工事不可、長期不在により現在の段階では工事ができていないことが理由となっております。

無線エリアにつきましては、完了していない件数が約100件あります。8月の全員協議会では無線エリアを含めて、特別な事情がない限り、9月末までに端末機の設置が完了する見込みであるとお伝えをさせていただきましたけれども、8月中旬以降の天候の影響により、引き込み工事が10日程度遅れてしまいました。しかし、その遅れを少しずつ取り戻しており、10月10日までには無線エリアにおいても端末機設置が完了する見込みですが、無線局の鉄塔工事において、鉄塔建設後に設置をされました避雷針の抵抗値を測定したところ、JIS規格で規定された総合接地抵抗値である10オーム以下を取得できないことが確認をされました。建設地の土質が原因であり、調査報告書をまとめて総務省に提出、補助対象工事として追加実施したいと協議をした結果、補助対象と認められ、現在、工事の準備に取りかかっております。この工事については、準備期間を含めて約1カ月半程度かかります。

現在の契約工期は10月16日、事業完了期限は10月30日とされておりますので、ただいまこの事業完了期限の延長申請を行っており、総務省の承認がおり次第、工期延長の措置をとりたいと考えております。

この工事については、直接、サービス提供に影響するものではありません。10月中旬には、全町エリアでのサービス提供に向け努力をしておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

運営事業者との今後のスケジュールについては、仮運用している段階から、センター設備やONUまでの光ケーブルに関して維持管理を実施しております。現在まだ工事途中ではありますが、完成している部分について中間検査を実施し、部分的に請負業者からの引き渡しを受け、その一部に運営事業者へIRU契約にて貸し出し、サービス提供を開始しております。

御質問にあるとおり、設置するかわねフォンを町民の皆様にも有効に使っていただくためには、十分な説明が必要であるということを思っております。区長の皆様には説明会の開催要

望があれば出向いていくことをお伝えしてあります。地区全体ではなくても、いきいきクラブの集まりなどの小さな単位でも出向くことにしており、昼間の時間帯を中心に運営事業者と協力しながら対応をしていきますので、御利用をいただきたいというふうに思っております。

町全体を対象とした説明会も9月下旬から全5回、山村開発センターと文化会館を会場として、土曜日の午前と午後、交互に会場を変えて説明会を開催していきます。この説明会では、かわねフォンの使用方法に加え、インターネットに関する御質問にもお答えをしていきたいというふうに考えております。

今回の整備事業は、最低限の基盤整備を進めるという考えのもと、まず利活用できるインフラを整備するという目的で進めてまいりました。今後の事業の方向性といたしましては、いよいよ利活用に向けて進んでいかなければなりません。

I C T利活用委員会では、昨年度からの議論をもとに各委員からも提案を受け、より実現性の高い利活用方法を具体化していく段階に入りました。整備費用と維持管理費用のコスト計算、また活用できる補助制度などを検討し、大きな財政負担とならないよう、町民生活向上のために利活用を検討していきたいというふうに考えております。

将来的には、予測される急激な人口減少に伴い、職員数の削減という課題にも対応していかなければなりません。高齢者の数は減らなくとも、その業務に対応する職員数を現在のまま確保するということは、人口規模や財政規模を考えれば非常に難しいと考えられます。これは、役場の全ての部門で共通する問題でもあります。

5年後、10年後といった将来の町の姿を頭に描き、情報通信技術を有効に活用し、行政事務の効率化を進め、現在の住民サービスのレベルを落とすことなく持続できるよう努めていきたいというふうに考えております。

次に、観光に関する現状と課題、再生への戦略についてですが、寸又峡温泉は昭和37年6月開湯以来、50年余の歴史を刻み、また新たな歩みを始めたことは承知のところであります。

開湯時は温泉宿3軒、収容人員80名からのスタートでありました。当時、町当局は、温泉開発、県営施設の誘致、林道の開設、バス運行など、温泉地開発を積極的に進め、地域のリーダーの皆様方の温泉地開発にかける情熱も並々ならぬものがあつたと承知をしているところであります。

開湯4年目には、静岡中島屋ホテルチェーンが町外から資本も入り、旅館14軒、収容人員613名となりました。その後は、折からの高度経済成長による国民所得の向上、東海道新幹線の開通により、空前の旅行ブーム、あわせて昭和43年2月に起こった金嬉老事件により、全国的にその名を知らしめることになりました。

最初のころは、慰安を目的とした職場、町内会などの団体旅行が主で、どこへ何を目的に行くというよりも旅行に行くこと自体が目的であった時代でした。地域の方々の開業も拍車

がかかり、昭和57年には宿泊件数25件、収容人員1,259名、土産物店・飲食・娯楽施設など15軒というにぎわいを見せたことは多くの方の記憶に残っておるところであります。

やがてバブル期を迎えますが、個人旅行の増加より豪華なリゾート志向、テーマパークの出現というように、ニーズが明確化した旅行にシフトをしてきました。その後、バブルが崩壊してしまいますと、お金をかけずに楽しめる安・近・短と言われる旅行のニーズを求め、格安の旅行企画、時間的にロスのない1カ所で完結する旅行に変化し、あわせて今日ではICTを活用して地域情報がいつでもどこでも手にとるように集められるようになり、全国の観光地間の競争が一層激化をしております。結果、今現在、当温泉も宿泊施設8軒、収容人数550名、土産物店・飲食店で8軒となっており、厳しい状況が続いております。

温泉組合の方たちとお話しする中で、反省があるとすれば、当温泉の最盛期の間に客のニーズの変化を読み取ることが遅れた、施設・料理も含めたサービスなど、新しい経営の改善ができなかった、SL・アプト式鉄道を長く活用できなかった、道路の狭隘と周遊の不便さ、開湯から現在まで全く変わらない観光資源（ニーズの変化を捉えられない）などが挙げられております。時代の変化はあったものの、対応の遅延が行政にも事業者にもあったものと考えております。

しかしながら、そうばかりも言っておられない本当に厳しい状況の中で、戦略として考えられることといたしましては、SLとアプト式鉄道という鉄道資源と沿線の景観、溪谷をいかに全国へ発信するか、この地を知らしめないことには訪れてくれるはずもありません。特に南アルプスアプトラインという名称で乗客を増やすことにより、さらに寸又、接岨への誘客が図られ、当温泉への宿泊客の増加が期待されるものと考えております。ぜひ来年度は大井川鐵道、長島ダム管理事務所、中部電力、観光協会、町、他の関係機関と連携したアプトラインを中心とした誘客イベント、PR活動を展開していきたいというふうに考えております。

なお、私が町長に就任した当時、老朽化した露天風呂の建て替えの計画がございましたが、中止を決断いたしました。理由は、露天風呂では集客は見込めない、今や集客の目玉になれないと判断をしたためであります。

寸又峡からは奥へ抜けることができず、他の観光地への周遊道路がございません。本来は南アルプス光岳の登山口、本州唯一の原生自然環境保全地域へのアクセス基地としてその期待があったわけですが、私は今後とも、林野庁には国有林管理道としての機能回復を所在市町の責任として要望をしてまいりたいというふうに思っておりますし、これまでも議員の皆さんとともに要望をさせていただきました。しかし、今すぐの活性化策にはなり得ておりません。

したがって、温泉地周辺には比較的近い場所に遊歩道があり、ダム湖、溪谷の展望、夢のつり橋がございますが、その奥には千頭ダムへの森林軌道跡もございますので、それらの利活用の検討や地元からのつり橋のさらなる充実、またロープウエー、遊覧船という要望

が具体的に出されておりますので、南アルプスエコパーク推進と利活用を図る上で、本年度予算化されております資源可能性調査事業の中で、中長期的な計画の基礎調査を予算の範囲内で手がけていきたいというふうに思っております。

通年型の観光地を目指すべく、冬場の誘客のため、大井川鐵道観光協会、町、事業者と協働で新たな誘客企画商品をつくり、何らかの支援ができないか、現在検討を進めているところであります。最近では体験型旅行のニーズも増加しているため、町内にある資源と大井川鐵道の利用、町内の宿泊施設と組み合わせた観光商品を何点か志太榛原地域広域で共同の検討をしているところでもあります。それらを活用して、年間を通じて誘客を充実させることを進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、最も重要なことは、事業者の皆様方の旅館の料理やサービス等の他の観光地との宿の差別化を図る努力と情報発信力強化に傾注がなされない限り、新たなステップアップは困難であるものと考えております。先日就任いたしました大井川鐵道の新社長が、北海道日高でのホテル再建の中の話で、朝食バイキングの充実、工夫により道内ランキングベスト5の評価を得て、それを目的にお客さんが来てくれている事例をお話しされました。口コミも大きな戦略の一つであります。地域の皆様にもおもてなしの心でお出迎えし、また訪れてみたいと言われる観光地づくりをなお一層期待するものであります。

以上が寸又峡温泉関係の答弁でございます。

次に、体験型観光の整備状況と26年度の実績ですが、本町ではエコツーリズムの推進を官民で行っておりますので、エコツーリズム体験プログラム開催数で63回、参加者数では604人、主なものとしてカヤック体験、トレッキング、農業体験などがございます。

次に、研修旅行及び教育旅行の観光商品開発のための先進地現地視察等の事業展開は進んでいるかとの質問でございますけれども、学生向けのメニューまでは入り込んでおりませんが、一般向けの体験やその中で学びのあるツアーはエコツーリズムのプログラムで実践をしております。県中部地域政策局でも「中部・志太榛原地域ツアーセンター」設立に向け、研究会を周辺市町と各観光協会等の構成メンバーによって立ち上げ、その事業の一環で視察を行い、本町も参加をしております。また、本町エコツーリズムネットワークの会員も全国大会に積極的に参加し、他市町の視察を行っているところであります。

次に、まちかど博物館については、計画から欠落していないかという質問でございますけれども、川根本町総合計画後期基本計画の観光の分野で広域連携による観光の推進を掲げ、近隣市町と連携した大井川流域まちかど博物館、お茶街道の推進を図るとしておりますので、町の構想としては欠落はしておりません。現に観光振興計画においても、多様な主体の連携による体制強化の中で、大井川流域の市町との連携を図ることとされており、まちかど博物館も大井川流域振興連絡会からの支援を受けて、川根本町まちづくり観光協会が事業を進めることになっております。

川根温泉ホテルの宿泊客を川根本町や奥大井へいざなうことについて、ホテル経営者が本

町のもりのくに施設の指定管理者である時之栖でございますので、8月と9月に川根温泉宿泊プランに本町で行う体験プランをセットで販売をいたしました。宿泊と参加料で商品価格が割高になることから、参加者が集まらないという反省がございました。宿泊者のオプションプランとして、エコツーリズム体験プランをつけることで検討することになっております。今後も同施設へ町や観光協会からの情報提供を密にして、誘客を図ってまいりたいというふうに思っております。また、川根温泉に1泊されても、アプト式鉄道に乗せるなどPRを推し進めることによって、新たに奥大井への旅行ができるものと考えております。

鉄道資源と観光の強化についてでございますけれども、大井川鉄道本線の減便は住民の利便性に大きな影響を与えたわけでございますけれども、観光面でもマイナスな部分があったものと考えております。例えば、普通電車で金谷発11時台の電車に乗り遅れたお客様は、SLの予約をしていない場合、次は午後3時台に乗ることになります。よって、千頭駅には16時30分前後、慌ただしく乗りかえをさせて宿について5時過ぎに、乗り遅れると6時台に宿に着くというようなことになります。朝自宅を早く出て金谷につくのか、金谷で4時間近く時間を潰すのか、いずれにしても観光客にとってはありがたいダイヤであり、敬遠される要因の一つであるというふうに考えております。

大井川鉄道でも現在ダイヤ改正プロジェクトを組んで、現状分析を行っているということでございますので、我々も進言し、経営判断もでございますけれども、その推移を見守りたいというふうに思っております。

なお、冒頭、アプト式鉄道のPR強化を連携して行うと述べましたので、当然本線、アプト、路線バスの接続時間や増便を念頭に置いて、お客様本位の鉄道事業となるようお願いをしていく所存でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 再質問をさせていただきます。

最初に、情報室の関係、基盤整備のほうからやらせていただきます。

かわねフォンの未設置世帯の対応についてをお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、かわねフォンの未設置世帯の状況ですけれども、現時点ではかわねフォンの総設置台数は2,750台であります。これは、事業所や公共施設への設置台数を含んでの数字でございます。未設置世帯数の把握につきましては、この中には住所登録はしていても、実際には居住をしていない世帯や病院や施設に入所されている方もおり、明確に把握することは現在難しい状況です。

また、今現在、各区や小・中学校を対象に、グループ放送などの説明を行い、運動会の開催延期などの放送をかわねフォンにて行っています。区長様からも地区内の加入状況を確認し、地区内への伝達手段として利用したいとの要望を受けております。このため、現在、区

内の未設置世帯を拾い出す作業を進めております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそ大変なことですが、また少しでも未設置が少なくなるようお願いします。

続きまして、災害など、緊急通報可能なJアラートの接続完了予定はいつごろになりますか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 年明け、来年の2月末を予定しております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 続きまして、高度情報基盤の整備工事の本工事、関連工事を含め、工事請負金額が当然一部変更、出来高変更はあると思いますが、予算内でできますか。また、平成27年度内に所々の書類の完成を含めていつごろ終了の予定か、お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、工事が進むにしたがいまして設計変更する部分も出てまいりました。本工事につきましては、設計変更する部分を1項目ずつ総務省と協議をし、本工事の変更として含めて構わないか、含める場合には補助対象として認められるかといった協議をしています。町の財政負担を少しでも軽くするため、できる限り補助対象として認められるよう、資料を整えながら設計変更の作業を進めています。附帯工事を含めて繰り越した予算額以内で設計変更し、想定している補助金額を確保するよう努めていますので、御理解をいただきたいと思います。12月中旬まで工期を延長し、年度内の完了を予定しております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ちょっと私も言い方も悪かったと思いますが、先ほども述べたように大変努力してやっている中で、よくここまでいろいろな面で追いついてきて、無線地域も予定が遅れていた中のスケジュールが大変回復しているということはあるがたく思います。それこそ大金を使ってこれだけの大きな事業をやっておりますので、職員も大変だとは思いますが、今後も完成に向かって努力をお願いいたします。

続きまして、運業者との本運用は完成後になるのか、一部先ほどの説明の中でもわかりましたが、もう既に行っているか、わかることを教えてください。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先ほども最初の説明いたしましたように、現実的にはセンター設備やONU等の維持管理を既に実施しております。工事途中につきましても、部分的には中間検査をして、部分的に請負業者からの引き渡しを町が受けまして、その部分を運営事業者がIRU契約にてその中で保守管理の実施しております。そういうことですので、27年度から行っているというお答えとなります。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

ちょっとこのごろその辺のあれがわからなかったのですが、大体の内容がわかりましたので、今後も保守点検を含めて住民のサービスのために努力をお願いします。

続きまして、先ほどの答弁の中で十分説明責任を住民に対しては果たされて努力しているということはよくわかりますが、高齢者の利用者のサポート体制について、もう一度確認をお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えいたします。

サポート体制ですけれども、町民の皆様へのサポート体制につきましては、全職員による職員サポーターと各地区から推薦された住民による地区サポーターによるサポート体制をとっております。このうち職員サポーターにつきましては既に運用を開始していきまして、高齢者宅を訪問する機会の多い職員を中心に、お問い合わせや使用方法などの御質問にお答えをしております。訪問時に対応できない場合に限りまして、基本的に企画課職員が即日お宅を訪問して対応する体制をとっております。地区サポーターにつきましては、今月の25日と28日の両日、区長様にも出席をしていただきまして、文化会館と山村開発センターの2カ所で説明会を開催いたしました。特に高齢者の方を中心に、かわねフォンの基本的な使い方についてのサポートをお願いしたものです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私も何回もこのお話を聞いている中で、本当に現実的になってきたら、非常にこの間も人数は少なかつたらしいですが、山村開発センター、文化会館において、職員がマンツーマンで教えていただいたということを近所の方に聞きまして、やっぱり僕が心配せんでも、町はやってくれているんだなとも思ってしておりますが、やはり弱者の方、あるいは体の悪い方、聞きに行きたくても行けない中で、そうやって訪問でサポートをやっていただくことに対しては、今後も続けていただきたいと思います。

続きまして、町民に対しての説明の中に、かわねフォンの呼び出しの音が聞きにくくて、小さくて、部屋1つ離れると聞こえにくいよということを言われます。改善の余地はあるかどうか、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） かわねフォンの普及が進みまして、確かに高齢者の方を中心に、かわねフォンを利用して通話をされているとの声を聞くことが多くなってきました。役場にも電話の通話の音量が小さいとかのお問い合わせが実際来ております。電話の音量を大きくする操作につきましては、かわねフォンのトップ画面、そこからでは調整はできない部分ですので、これから広報紙や町民サポーターの方によるお知らせを周知していきたいと思いま

す。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私も質問の中に、これ④の関係になりますが、質問要旨の中の、やっぱり最初はせっかくこういう事業がやれるもんで、何とか利活用を急いでいただきたいということを何回か質問を町長にさせていただきました。ですが、やはり大事な事業、また時間をかけながら総合的な見地に立って利活用を進めていくには、時間というよりもやはりじっくり審議していただいてというふうに私の考えも変わっております。その中で、ICT利活用検討委員会の状況について、わかる程度で結構ですので、第9回ほど開いているそうですが、その辺よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えします。

昨年の11月に設置しましたICT利活用検討委員会につきましては、昨年度内に5回の委員会を開催し、その議論を中間のまとめとしていただきました。この中間のまとめにつきましては、議員の皆様へ配付をいたしました。本年度については、ここまで4回の委員会を開催し、現在、ここまでの委員会で町が構想として説明した各分野における利活用案に加え、各委員からの提案をより実現性の高い実行プログラムとしてまとめに入る段階となりました。ここからは、毎月1回のペースで委員会を開催する予定であり、来年の2月には委員会報告書をまとめるスケジュールとしております。

実行プログラムの中には、各担当課における検討に加え、地方創生事業や各種補助制度の活用など、町の財政負担をできる限り抑え、高齢化の進む当町の住民サービスに有効に活用できるよう、施策の展開に向けて具体的な検討に入っていきたいと考えております。また、総合計画の中でも、各課のほうにICTを利活用した提案を提出していただきたいということで指示が出ております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそ、これからやはり利活用がいろいろなものが使えて初めて町民もありがたいなと思うし、ただ私もそうですが、本当に行政が思うより町民は、あの、町民も努力しながらやっておりますが、私みたく理解に時間がかかる方もおりますので、どうか今後もこういうことをやるんだよということを、今、課長がおっしゃいましたが、チラシ等とかいいながら、とにかく一つ一つがみんなのものになるよう、特に私が言っております安心・安全を含めて、防災等をまた一つの検討の内容にさせていただければありがたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 質問は。

○3番（野口直次君） じゃ、続けさせていただきます。

以上で今の情報の関係は終わらせていただきます。

続きまして、観光に関する中で、私が冒頭言ったように、これから寸又峡の関係は非常に私も大事な観光の中の寸又峡、それは本当にこれからの観光行政及び川根本町の命運にもかかわっておりますので、先ほどの説明では大体のいろいろなスケジュール等は言ったわけですが、やはり再度町長に、これから私たちは言いつ放しではございますが、とにかく私たちも協力いたしますが、とにかく再生に対して決意をお聞きしたいと思います。さらなる決意ですね。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いつも心の堅持には真剣に、私一人じゃなくて、やっぱり地域と一緒に考えて考えなきゃいけないということで、いろんな提言等も受けております。その中で先ほど幾つか御紹介いたしましたけれども、それらも国立公園内である、県立公園の中である等々で非常に制約もあるという中では、限られた面もあるということは承知しております。しかしながら、先ほども数字的にも申し上げましたけれども、最大ピークのときからもう今は収容人員が500人になってしまったと、そのような中で、これからどのようにしていくかという、非常に大変になると思っております。幸い今度、大井川鐵道へホテルの経営を主体に再生をしたという社長もお見えになったものですから、やはりホテルの経営等についてもいろんな形で一緒になって対応していくことが必要であるし、やはりこの奥大井へ来ていただくためには、寸又峡をもう少しちゃんとしなきゃいけないなという思いは、皆さんと同じ思いです。これは皆さんとも、また事業者の皆さんとも一体となって対応していくことが当然必要ですし、いろんな提言等も受けながら具体的にできるものをまずやるということが大切かと思っておりますし、せっかくユネスコエコパークに登録された素晴らしい自然がある中で、やはりもう少し奥まで案内できるような形で対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） この振興計画にもございますが、やはりどの部門、どのまちづくり、人づくりの中に、やはり町のかかわるのは今まで以上に大きくかかわっていただけねばやれないことが多い中で、私としてはやはり先ほど述べたように、川根本町の観光振興の寸又峡、柱であります。寸又峡はどうあるべきか、先ほども答弁の中にありましたが、やはり地元がこういうことをやるだよ、こういうことをやるで何とかいい方法はないか、アイデアはないか、あるいは自分たちが先ほど言ったように提案していく中で、ぜひ深く寸又のために、当局がですが、額に汗をかいてもらい、またスピード、危機感を持って、本当の寸又の魅力を引き張り出してもらいたい、また寸又が元気になれば川根本町も元気になりますので、とにかく寸又のこと、寸又の方で観光行政は結構ですので、頑張ってくださいと思います。

続きまして、いつも前座が長くて申し訳ございません。やはり久しぶりに温泉に行ったら何か日帰り温泉というのぼりが増えていたように思いますが、その辺は泊まりが中心の中に

並行してやるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今、野口議員がおっしゃいましたとおり、寸又峡へ入る入り口から何本かのぼりが立っておりまして、日帰り温泉というふうに立っておりますが、特に露天風呂、あるいは旅館のお風呂を日帰りでも入れるように皆さんやっておりますので、そういった意味での日帰り温泉ということで旅館のほうも考えていると思います。

ただ、日帰りの温泉なのか、泊まりの温泉なのかという議論をよくされるんですが、いずれにしてもどちらでもいいわけで、近い方は日帰りで、遠い方は泊まりというような温泉でよろしいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） そうですね。私は宿泊のことばかり考えておったんですが、やはりにぎやかになれば結構です。それと、振興計画の中にはなかったんですが、寸又に行ってみますと、若い人たちが非常に増えてきている、カップルとかあるいは学生さんが、その点私もちょっとわかりかねるんですが、町として観光行政から見て、どうして若い人が増えたかということがちょっと質問にはあれですが、お答えしていただければ何かの参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ここ数年の変化は、若いカップルの方が大分増えてきております。理由は、夢のつり橋を渡って真ん中でかなえ事をすると非常にかなうと、現実的になるということを発信しましたら、それが意外と口コミで広がっているということで、若い女性の方も団体で見えますし、若い男性の方も来るということでありますので、そういったことが一つの町の夢のつり橋のイメージアップにつながっているんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それが、今、課長がおっしゃったやつが再生の戦略の窓口になると思いますので、とにかく情報通信も整備されておりますし、寸又峡も大変、アイ何だかという、ADSL、もっと古いところから画期的な情報通信が来て瞬時に動画もということで、要望は切りはないと思うんですが、私は最高の設備をしていただいているもので、あとはそれを活用していただくのはホテル、旅館の方だと思いますので、どうかそれが寸又の宝になるようお願いしたいと思います。

次に、2番として、体験型観光ということは言いますが、多種多様な体験観光の整備ということで、ここにもおられますが、エコツーリズム、グリーンツーリズムの人たち、あるいは職員、あるいは観光協会の方が努力はしているんですがなかなか、体験型観光がこ

の振興計画の中ではうたっておるんですが、なかなか実行というのは難しい中で、やはりクリアしていかななくてはならんわけですが、そこら辺のアイデアとか、これからこういう体験型にするんだということは先ほども中にも言うてはいるんですが、町長からの答弁があったんですが、追加の考えがあれば教えてください。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今年に入りまして、静岡県中部地域政策局に音頭をとっていただきまして、志太榛原地域の中で体験型観光についての推進を図っていただいております。構成市町と観光協会もメンバーに入っているわけですが、これはどういうことかと申しますと、体験型観光、着地型観光とよくいうんですけれども、旅行会社が現地集合で商品を持って現地へ来てください、そしてお帰りも終わったら自由に帰ってくださいということで、着地型観光ということで、体験を主にやらせるものです。先進地は今浜名湖周辺、そして伊豆周辺で、浜名湖周辺はいろんな観光施設がありますので成功しているんですけれども、伊豆のほうも今それを取りかかっております。そのことで伊豆、志太榛原もやっていきたいということでやっております。

具体的には大井川鐵道を利用してこの沿線で実際に体験できるもの、例えば今考えているのは、沿線で降りていただいて、茶縁喫茶へ行行って茶縁を見るときか、あるいは音戯の郷へ入って、施設に入って物をつくったりといったこと、あるいは先ほど言ったまちかど博物館のような沿線にある44の施設をガイドさんをつけて回るとか、そういったことで、具体的にはどういったメニューをやるかというのは今現在決めておりますが、イメージとしてはそういう考え方をしております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） やはりそれには案内人というんですか、ガイドの養成も当然必要だと思いますが、前後はいたしますが、エコツーリズムとか案内人、またそれこそ案内人の経験者、あるいは観光に限らず、農業、史跡とかいろいろなものに総合的に、やはり何人かの今当然エコツーでも養成したりしているのは聞いておるんですが、今後ともやはり突然駅におりたけれども、じゃ、二次的交通のものが何もない、あるいはそれじゃまちかどのとかこの博物館、そのおうちまで行くに大変、タクシー等も千頭駅周辺は別ですが、例えば田野口駅におりると、じゃ、どうしてまたという、時間もわかりませんし、じゃ、徒歩なら何分とかそういういろいろなまた、ここにも書いてはありますけれども、そういう側面のまた支援もお願いしたいと思っております。

続きまして、研修旅行、教育旅行、観光商品の開発のために視察に行ったらどうかということで、先ほどの答弁もあったんですが、私はこの中にやはり、ここに災害のオフロードバイクがあるんですが、若い職員に、お前3カ月ぐらい全国好きなようにという言葉、職員に対して失礼なんです、見てきて、この川根本町と全く相反するような海に行ってもいいで

す、また山里へ行ってもいいんですが、そういうようなことをして、これからやはり人口減少の中で、やっぱり職員の数も厳しいということの中で、やはり職員の将来を担う人たちの教育の研修を含めながら、やはり観光につながることを思っておりますが、その辺についてどんなふうにお考えしておるか、お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 今、野口議員の言われた職員の研修の関係ですけれども、一応と
いいですか、うちのほうの中に補助制度を設けて「職員の方、研修に行ってください」
というようなことを設けていますので、そのことだけは御承知おきください。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） やはり先ほど職員の数が少ないといった中で、じゃ、若い、例えばA
さんが行くというと、Bさん、Cさんに負担をかけるということで、本当に行きたいだけ
どもということがあったら、その辺はみんなでカバーしていくようお願いしたいと思いま
す。とにかく若いとき経験していると後々、というのは自分たちも経験が少なかったん
ですが、経験は将来になりますのでお願いいたします。

続きまして、また再度前座が長くてごめんなさい。次、まちかど博物館、お茶街道、何し
ろ各課、あるいは観光協会、またいろんな各種団体がいろいろなことを受けて、果たして
それが町民もわからないところを、お客さんになかなかわかりにくいと思うものですから、
これからいろいろなマニュアルの中に、課長もおったんですが、体験もあるけれども、こ
ういうようなメニューがたくさんあるよというコースとか、そういうあそこのばあちゃんの
ところ行くと話がおもしろいよ、昔話が聞けるという、そういうようなまた一つのこれは
観光計画の中でもなかなか10年後には難しいですが、そういうのも含めてつくって
いただくということを、ここの中にも書いてありますが、再度お願いしたいと思いま
す。その辺をよろしく
お願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 先ほどボランティアガイドという話がありましたわけ
ですけれども、過日の決算委員会でも複数の委員さんから御提案がありました、沿線にボ
ランティアガイドを皆さんから募集して、各地域へ入り込んだおもてなし観光をして
いくことも必要じゃないかという御提案もありましたので、まちかど博物館もその
一つの資源として、あるいはエコツーリズム協議会でもやっていらっしゃるプロ
グラムもあわせて、要するに体験型のメニューを幾つか出して、一目でわかるよ
うな仕組みをちょっと考えたいと思っておりますので、早急にできるかわかりませ
んが、そういったことを反映させていきたいというふうに
思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 大鐵を含めた交通環境の整備ということの3番の中の①の中に、私が川根温泉ホテルを出したというのは、私もちょっと資料が新しくなくて悪いんですが、非常に26年7月に開催されて、今年の7月までに約1万7,000人近くが泊まっているということ、ちょっと数字がぴったりいくかどうかわかりませんが、それとあそこでバイキングの食事をする人がとにかくいるということです。

だけん、町長も言ったんですが、せっかくあその温泉まで来ていただいているのに、何とか川根本町に引っ張ってこんで、滞在型でも体験型でもいいんですが、やっていくには、いろいろなことを時之栖を含め努力していただいているのは大変ありがたいと思うんですが、やはり町民を含めて議員もそうですが、やはりあそこに出向いて、これ、俺やれと言ってもあしたできるかわかりませんが、はっぴを着てでも、とにかく今恐らく寸又峡に泊まっているのは1%、数%ぐらいしか川根温泉ホテルから行ってはいないと思っているが、本当にあその人たちが2割でも3割でも行っていただいて、私が一番切望するのも、やはり日帰りとか1泊じゃなくて、川根温泉を1泊してさらに奥大井へもう1泊する、それには大変魅力あるつくり、あるいはそこには大変御苦労もあると思うんですが、とにかく川根は2泊3日で、あるいは3泊4日でも結構ですが、回っていただければ、川根の人たちの温かみ、あるいは第二のふるさとにしてもいいよというようなあれも出てくると思いますので、中には産業の山、お茶づくり、そういうのも含め、また私たちが何であんなのおもしろいかな、言葉がまた悪いね、すみません、私たちが興味を示さなくても町長耳痛くなるほど聞いているかもしれないが、意外と若い人たち、お客さんは本当にこんなことやってもというのが喜ばれていたり、また来てみたいリピーターもあると思いますので、その辺を川根温泉を逆に逆流をするぐらいの気持ちでやっていただきたいと思います、私の考えに対して考えをお伺いしたいと思います。急なあれですみません。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の話は当然のことで、私ども白沢温泉を指定管理でやっていただいている中では、社長並びにその他担当の方とは重々話してあります。あそこで一旦ストップしていただいて、その奥の案内所になってほしいということも社長にも通じて、こちらに見えたときも話していますし、やはりそういう連携が必要だというふうに考えております。

それにはもう一つ言いますと、先ほどから言っておりますように、せっかくユネスコエコパークに登録された中で、やはり井川地区とも連携を持つことが必要ではないか、それが大きくは両方でPRすれば多くの皆さんに目につくのではないかとということで、静岡市並びに川根温泉、島田市も入りますけれども、店の皆さんとは協調して包括的にPRをしていくということもお願いしておりますし、具体的に先ほど課長が言ったように進めているというのが現況です。ですので、町としてできることは、やはり川根温泉の関係の皆さんにお願いしているということが現状でございます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

町長が設定していただいてから議会にもそれこそ大鐵の社長、前田忍社長さんでしたか、来ていただいて、本当に1時間の話の中にもう若い世代、40代の考えと同時に、私も質問した中に、奥のアプト、アプトラインはどうするんだということに対しては非常にあの方はよく歩いておって、本当に町長も言ったように鉄道と関係ないところですが、やはり公共交通という考えも大変ありますし、私らがアプトラインの中で、私たちが思っているああいふことよりももっと観光のポイントを絞って、これは町長も聞いているとは思いますが、もっとPRしていく、今はゼロに近いけれども、伸び代はいっぱいあるということ、それとやはり井川抜きにしての話もできない中で、私は今残念ながらあそこの鉄道が不通になっているが、完成するときには盛大というわけにはいきませんが、また開通して井川へ行って、うまくいけば周遊型もできるよという、何かまた町長だけ写真に写れば結構ですので、PRということをお思いますので、その辺はどう考えるか、もう一度くどくなりますがお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、やはり中部電力さん、長島ダムの関係、それから大井川鉄道、町、観光協会等と一緒にあって、今言われた開通した折には、当然ながらまだまだ予定は立っていないようですが、その暁には当然ながら大きな宣伝をするということは、行政としてもやらなきゃいけないということだと思っています。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私は今あれこれ大変言ったんですが、決してこの情報通信も観光も当局のいろいろな本当に縁の下の力持ちで職員がやってくれて部署もありますし、当たり前で通っていただくことが大事だという部署も大変ある中で、やはりこの観光というのを、私が一般質問に前面に出したのは、わかりにくくてわかりやすいのが観光開発じゃないかと思しますので、それを含めてとにかく町長が陣頭に、議会もそう、町民もああ一生懸命やっているな、とにかく先ほど述べたように、これからスピードと緊張を持って、とにかく寸又峡は何5年もしなくても今の倍ぐらい、計画では28年に約5万7,000人ほどの宿泊者数を戻したいということ言っていますが、それも実現できると思しますので、とにかく人を使って、人を使う、これもあれだ、ごめんなさい、皆さんの知恵をおかりして、とにかく観光をやっていただければほかの私たちの専門分野である農業、あるいは商工関係の膨らんでいって、帰りにきつと500円のお茶、1,000円余分に買っていただいだけでもいいと思しますので、大変島田から井川までの大井川流域の太いパイプラインをもう一度再生していただきながらやっていただければ、とにかくこの町が生きていくためには、くどくなりますが寸又峡抜きにはできません。また、島田の人たち、川根温泉も利用し、利用できるのは利用して、今後も振興計画の中一部変更するのは当たり前でございますが、前向きで頑張っていっていただきたい

と思いますので、よろしく申し上げます。これで答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 野口直次君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

皆さんおはようございます。鈴木多津枝です。ただいまより一般質問を行います。

1点目は、安心して利用できる介護保険制度についてです。

平成12年度の開始以来、3年ごとの見直しが行われ、その都度介護保険料の値上げが行われていますが、今年4月から始まった第6期介護保険事業では、今までにない大幅な値上げがされ、基準額で月額4,360円から5,600円に、1,240円も上がり、県内で最高の値上げの幅となり、また掛川市の5,840円に次いで県内で2番目に高い保険料の町となりました。

一昨日、今年度の介護保険料通知が郵便で届きましたが、大幅な値上げに、年金だけが頼りの高齢者にはさぞかし大きな不安となったことと思います。

町長は選挙公約でお年寄りの目が輝く町にすることを掲げられていますが、国は介護費用の抑制を理由に、介護報酬の削減を始め、保険料や利用料の引き上げ、軽度者への介護サービス削減や特養からの締め出しなど、介護難民を増加させるとしか思えない方針を進めようとしています。

それをもとに作成された第6期介護保険事業計画は、軽度者の受け入れ態勢の取り組みなどが課題になっています。今後、町長が目指す高齢者が元気に目が輝く町をどのように実現を図るお考えか、具体的に次の5点について伺います。

(1) 大幅な保険料値上げによる高齢者の不安をどう考えていますか。

(2) 要介護認定者の所得ランク別利用割合の推移を求めます。

(3) 今回の介護保険料大幅引き上げの要因として挙げた特養あかいしの郷の50床増床や、グループホーム増設の見通しについて伺います。

(4) 国の介護保険制度の改定による当町への影響と対応について伺います。

(5) 介護状態にならないための予防策と人員確保は十分か伺います。

2点目です。子供に平和な社会を引き継ぐとともに、親の経済状況が子供に格差を生まない教育環境を求めるものです。通告後、国会の状況が少し変わりましたので、現状に合わせて少し変化して質問をします。

(1) 戦後70年の今年、国会では安保関連法をめぐって与野党瀬戸際の攻防が続き、全国からはかつてない反対運動の盛り上がりや、参院での採決ありきの異常な運営のもと、可決成立しました。この安保関連法は、日本が攻められてもいないのに、同盟国の戦争を支援するために海外へ自衛隊を派遣したり、武力行使ができるようにしたものです。

戦後70年間、戦争放棄を誓った日本国憲法のもと、守り続けてきた平和な日本を、憲法9条を踏みにじり、戦争しない国から戦争する国に変える、憲法違反の戦争法案との声が憲法

学者や公聴会の口述人からも指摘されたもので、今後、戦争する国に変われば、この狭い日本がテロの標的になりかねないものです。自衛隊員も危険が増し、隊員確保も今まで以上に学校などを通して露骨に行われるようになるでしょうし、真っ先に被害を受けるのは長年紛争地となっている国々の子供たちの痛ましい姿を見れば明らかです。町民の生命と財産を守るべき行政として、この安保関連法についてどのように考え、対処されようとお考えか、町長の見解を求めます。

(2) 多くの自治体で高齢者の戦争体験を語り継ぎ、平和を守ることの大切さを子供たちへ引き継ぐ平和教育が取り組まれています。当町では、どのような取り組みを進めようとお考えか伺います。

(3) 川根本町議会も4年前に「核兵器廃絶・平和のまち宣言」を決議しましたが、その後、行政の対応は特にありません。当時の佐藤町長より賛成するとの言葉は聞かれましたが、行政として、町民へのアピールなども何も取り組まれていません。

島田市では市民、各種団体、高校生などによる平和都市宣言制定委員会を立ち上げ、5回開催し、市民アンケートやパブリックコメントで市民からの意見を取り入れて、島田市平和都市宣言を作成、制定されたそうで、庁舎に横断幕を掲げ、市民への周知や来庁者へ行政の姿勢をアピールするとともに、毎年開いている島田市平和のつどいでは、平和記念式典や島田空襲被爆者慰霊のつどいなどで、子供たちが高齢者から聞き取った戦争体験をもとにした劇の上演や、友好都市リッチモンド市の子供との平和交流、平和写真展なども取り組まれていると聞いています。当町も議会の決議を生かして、町の姿勢を示す考えはないか伺います。

(4) 子供の貧困が社会問題として大きく取り上げられ、貧困による不登校やいじめなどの増加も大きな社会問題になっています。当町の状況はどうか伺います。

(5) 少子化、子育て負担増加の今日、どの子も次世代を担う貴重な存在であり、社会的支援の必要性が取り上げられています。親の経済事情が子供に格差をもたらさないよう、行政としてできる限りの子育て支援が求められており、子育てしやすい町、住みよいまちづくりは町の魅力を高め、若者を呼び込む可能性も高めるものです。これまで要望してきた学校給食費や保育料の軽減、就学援助の申請の簡素化、制度の周知、乳幼児宅への訪問育児支援など、子育て世代を応援する取り組みの拡充についていろいろと提案してきましたが、関係委員会で検討したいなどとの答弁で、見通しは今のところ示されていません。地方創生のメニューにも子育て支援は挙げられており、待ったなしの課題であると思いますが、今後、具体的にどう取り組まれる考えか伺います。

3点目です。住民サービスやまちづくりなどで現場で汗を流しておられる臨時職員の状況と待遇改善について伺います。

(1) 職場ごとの勤務年数別人数について伺います。

(2) 正職員との待遇の違いについて伺います。

(3) 正職員を希望する方への対応について教えてください。

以上、最初の質問とします。前向きな答弁を期待します。

○議長（中田隆幸君） ここで1時間15分がたちましたので、暫時休憩をとりたいと思います。25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

高齢者の不安をどう考えるかという御質問でございますが、現在、第1段階の保険者については、保険料の軽減措置を設け、基準額の50%のところを45%としております。さらに、消費税10%が実施される平成29年4月からは第1段階の保険料を基準額の30%に、第2段階の保険料75%を50%に、第3段階の保険料75%を70%に軽減予定であります。

また、以前から御説明をさせていただいておるとおり、この介護保険制度は国・県・町の負担割合による歳入に加え、利用者の保険料により財源が確保されておりますことは既に御承知のことと存じます。この決められた保険料をいただくことで、この制度が安定的に運営されており、現在の第6期介護保険事業計画につきましても、制度のルールに基づいた保険料設定をしております。

また、介護保険料の負担を減らすということにつきましては、静岡県が発表した65歳をスタート年齢として、要介護度2以上にならない期間を示すお達者度において、川根本町は男女ともに上位を占めております。これからの今まで以上に地域包括支援センターを中心に、介護予防の面に重点を置き、介護認定者の増加や介護度の重度化を抑え、介護給付費の支出をできるだけ少なくしていくことにより、結果的に保険料の上昇を抑え、高齢者が安心して住めるまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

2点目の要介護認定者の所得ランク別認定者数ですが、9月15日現在、第1段階が181人、第2段階が64人、第3段階が56人、第4段階が134人、第5段階85人、第6段階30人、第7段階18人、第8段階6人、第9段階2人、2号認定者16人、計592人の認定者でございます。そのうち、サービス利用料2割となる方が15人いらっしゃいます。

3点目でございます。特養増床、グループホーム増設についてでございます。現在、特別養護老人ホームあかいしの郷増床については、6月議会、9月議会でお認めをいただきました補正予算により、用地測量設計、分筆測量設計、不動産鑑定を実施し、用地取得に向け作

業を進めております。また、建設主体である法人とも連携をとり、建築設計を並行して進めているところであります。グループホームにつきましては、平成29年度の開設に向けて、今後実施事業者の公募を行い、地域密着型サービス運営委員会に諮り、進めていく計画でございます。

4点目、介護保険制度改正による影響と対策についてでございます。当町におきましては、介護予防・日常生活支援事業について、平成28年4月から実施をすることになっております。制度改正により、要支援者に対する予防給付の訪問介護、通所介護が新しい介護予防日常生活支援総合事業に移行されますが、町では現在のサービスを低下させないよう、現行の訪問介護相当のサービスを含めた訪問型サービス、現行の通所介護相当のサービスを含めた通所型サービスに取り組んでいきたいというふうに思っております。また、配食サービスや高齢者見守りを行う生活支援サービスにも取り組む予定でおります。一般介護予防事業として現在行っている基本チェックリストによる介護予防把握事業や介護予防普及啓発事業等、今後も多様なサービスの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

5点目、介護状態にならないための予防策と人員確保は十分かという質問でございます。4点目のお答えと重なりますが、第1号被保険者を対象とした基本チェックリストによる介護予防把握事業、現在も行っている元気いっぱい教室、元気はつらつ教室、地区栄養講習会、おじさんキッチン、運動教室、セカンドライフ講座などの介護予防普及啓発事業、ふれあいサロン等の地域介護予防活動支援事業、運動指導等を行う地域リハビリテーション活動支援事業などの介護予防事業に取り組みます。人員については、本年度地域包括支援センターに看護師1名を増員し、総勢5名体制となっております。また、本年度から取り組んだケアラーズカフェにおいては、話し相手ボランティアの皆様をはじめとした地域の皆さんもたくさん参加していただいております。今後もボランティアをはじめ、関係機関の方々とも協働しながら介護予防事業を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、安保関連法案ですが、日本を取り巻く安全保障環境の変化に的確に対応し、国民の安全・安心を確保していくことは政府の責任であり、これまで想定し得ない状況に対処し、紛争を未然に防ぐための実効性のある法律を整備することは必要であるというふうに認識をしておりますけれども、国の安全保障の根幹にかかわる法案であり、まずは憲法改正の手續を踏んだ上で制定することが本来の姿であるというふうに考えております。

衆参両院での審議を経て可決成立したわけでございますけれども、法案の内容が複雑であり、国民の理解が十分に得られているとは言いがたい状況にありますので、政府においては、引き続き日本周辺の安全保障環境、法案の趣旨を丁寧に説明していただきたいというふうに考えております。特に、個人的にはそんなに慌ててどこへ行くのというような感じがいたしました。大変厳しい御質問ではございますけれども、そのように考えておりますし、今安定多数を持った自民党がそのような形で対応することがよかったかどうかというのは、私自身も疑問に感じているところでございます。

次の本町の小学校での平和教育につきましては、文部科学省の小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に「学校教育においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成すること。」と定められていることから、通常の社会科の学習の中で児童・生徒に対する平和教育を実施しております。

次に、議会で議決をされました「核兵器廃絶・平和のまち宣言」につきましては、私としても賛意を示したいというふうに考えております。核兵器廃絶は国民誰もが望んでいることであり、当然の思いとしてこれまで同様引き続き堅持し、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、貧困による不登校やいじめについてでございますけれども、現在、川根本町におきましては、貧困による不登校やいじめなどはございません。

次に、学校給食費の軽減につきましては、これまでも同様の御質問をいただきました。ずっとお答えをさせていただいておりますとおり、今後、必要性が想定をされます食材価格の変動や平成29年4月からの消費税率のアップに伴う学校給食の見直しの中で、議員が言われる子育てしやすいまちづくりという政策的な観点を含め、包括的議論につきまして、学校給食共同調理場運営委員会や教育委員会、総合教育会議等の場で深めていきたいというふうに考えております。

保育料の軽減については、現在国の制度にのっとり、小学校就学前に範囲内に子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子供を第2子とカウントし、第2子を半額、第3子以降を無料としております。本年4月現在、第2子で半額の子供が30人、第3子で無料の子供が2人となっております。引き続き、国の制度にのりつつ軽減制度を実施してまいりたいというふうに思っております。

保育料の決定につきましては、毎年保育所運営委員会で諮っていただき決定をしておりますが、現在の当町の保育料額は国で定めた保育料上限額の約6割程度であり、子育て世帯の負担軽減に寄与していると考えております。今後においても国の制度の範囲内で、保育所運営委員会の意見を聞いた後に保育料を決定していくということになるかと思っております。

次の就学援助の申請の簡素化、制度の周知であります。これまでも申請時には担当から丁寧な説明をさせていただき、申請者に対して大きな負担をかけていることはないと思いますが、現在進められておりますマイナンバー制度の導入、実施により、これまで以上に所得証明等の事務の簡素化が図られるものと期待をしているところであります。

制度の周知につきましては、町のホームページ上でお知らせをさせていただいておりますほか、学校や民生委員、児童委員の方々の見守り等により、支援が必要な方々に対する声かけや相談に応じておりますので、今後もホームページ等、情報発信メディアの充実と活用及び関係の方々との連携を深め、制度の周知に努めていきたいというふうに考えております。

次に、乳幼児宅への訪問育児支援でございますけれども、現在町では、保健師、看護師、栄養士による新生児訪問、主任児童委員、子育て支援センター職員による赤ちゃん訪問を新生児のいる全戸を対象に実施をし、子育てに関する情報提供や育児相談などに対応しております。

続きまして、町の臨時職員の状況と待遇改善についてお答えをさせていただきます。

まず、職場ごとの勤務年数別人員人数について、4月1日現在でお答えをさせていただきます。勤務年数にあつては、雇用期間満了において毎年募集を行い、更新をしているため、町長部局、教育委員会部局における各所属の人数についてお答えをさせていただきます。

町長部局の福祉課関係につきましては、保育園の臨時保育士、子育て支援室で13名、介護認定調査員4名、事務職ということで1名であり、生活健康課関係がごみ処理関係職員7名、いやしの郷診療所職員2名、また、産業課関係の農林業センターの業務職員が3名、商工観光課関係では音戯の郷4名、長島ダムふれあい館4名、エコツーリズム関係職員が1名であります。

次に、教育委員会部局になりますが、教育総務課関係になりますが、事務局職員3名、各学校における支援員10名、教職員住宅における業務員2名、給食センターの業務員と調理員が8名で、栄養士1名という状況であります。また、生涯学習課では、やまびこ資料館業務員2名、文化会館図書室職員1名という状況になっております。

次に、正職員との待遇の違いについてお答えをさせていただきます。臨時または非常勤職員の給与の支給、勤務時間、休暇等の取り扱い、それから旅費について、それぞれの規定に基づき取り扱っております。給料や期末勤勉手当などの諸手当についての違いはあるものの、基本的には町職員に準ずる規定になっております。

臨時職員につきましては、雇用機会の確保や住民サービスの維持からも今後も必要であるという認識でおります。最低賃金の時間給などの見直しなど、近隣市町等の状況を踏まえ、環境改善に向けた対応の検討も必要であるというふうに考えております。

正職員を希望する人への対応については、毎年行われる職員採用試験に受験をしていただきたいと考えております。試験内容については、教養試験、専門試験、作文、面接等により採用を決定しております。採用を行っている職種にもよりますが、年齢制限を設けているため、幅広い採用枠にはなりません、公平公正に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁ありがとうございました。

最初の介護のほうからお聞きいたします。

年金が今減らされ、消費税も引き上げられ、物価も上がり続けたままで暮らしが大変だという声が絶えない状況です。高齢化率が高い当町で、介護保険料の値上げを防ぐには、国保

のように一般会計からの繰り入れがどうしても必要だと私は思います。町長は先ほど制度のルールに基づいてというふうに言われましたけれども、2002年の、大分前になりますけれども、3月の参議院の厚生労働委員会で当時の坂口厚生労働大臣が、一般会計からの繰り入れを奨励はしないが自治体の自主性は尊重するというふうに答えておりますし、北海道の長沼町では、第5期に1億円の繰り入れを、そして今回の第6期にも8,000万円の一般会計からの繰り入れを行っているという情報をいただきました。

本来は介護保険導入時に国は負担割合を半分にそれまでから減らしてしまったという本当に恐ろしいことをやったわけですけれども、保険料で費用の半分を見るとしたことが最大の加入者、40歳以上の人から全部の負担の増加につながっているわけですけれども、そのおかげで公費が半分に減ったわけですね。一般会計からの繰り入れはできるんだという認識を持たれて、高齢者へこれ以上負担増を強くないようにもっと努力をすべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今現在、国の基準に従って対応しているということで、今ほかの市町村の事例を教えてくださいましたけれども、当然ながら参考にする必要はあるかなど、検討課題であるというふうには考えたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ高齢者の負担を増やさないという観点で、先ほどもいろいろ要望についても町長おっしゃっていただきましたけれども、そういうもう負担は限界だということ、国保においても、後期高齢においても、この介護保険においても私はずっと言い続けていて、それを改善するには国の責任を果たすということと、それから住民負担増を減らすためには要望事業に取り組む、それともう一つは、何にでも使える一般会計という観点から、負担増になるとときには住民の危機を回避するという観点に立っていただきたいと思えます。

次ですけれども、2点目の要介護認定者の所得ランク別利用割合の推移ということをお願いしたんですけれども、ちょっと難しいということが事前に伝えられまして、先ほど段階当たりの人数、段階に対する、第1段階から所得ランクに対するそれぞれの人数が言われたんですけれども、私がこの通告で聞きたかったのは、所得が低い人ほどせっかくというに変ですけれども、要介護認定を受けてあなたは要介護度3ですよ、4ですよ、5ですよと言われたときに、それに値するサービスが受けられるわけですね。むやみやたらに必要な介護度が定められるわけではなくて、あなたに必要なのはこれだけのサービスが必要ですよということで要介護3とか4とかということが決められていくわけですけれども、それでもその利用状況を見ると、所得が低い人ほどこれだけ使っているというのは変ですけれども、使って当たり前という状態ですよという認定に対して使わないで残している。そういう要するに我慢をしている、それは自分の1割負担があるからそこが大変だということで、使わない人た

ちが多いんじゃないかというふうなニュースなど、情報が入っているものですから、当町はそういう点で所得ランクが低い人が多い町だということで、もう以前からずっと言っているんですけども、そういう状況で本当に必要なサービスまで我慢しなければいけない状況になっているんじゃないかということが心配で、通告をさせてもらいました。でも、その部分がまださっと短い時間では出せないということで、そういう必要なサービスを我慢をしている状況にあると考えるのか、そうじゃなくて、こういうことで使っていない部分については解消されていますよ、対応がされていますよというふうに考えておられるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 介護認定者が介護サービスを利用しているかということでございますけれども、介護認定を受けますとケアマネジャー等がきます。地域包括支援センターの職員もございます。そういう職員が要介護者につきましては、それぞれ訪問、担当、相談等を行っております。そこでおきまして適切なサービスが受けられるような相談等を行っておりますので、サービスについては利用が適正にされているというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ですから、その適切なサービスをケアマネジャーさんたちは要介護認定を受けられた中で組み立てていくと思うんですよね。でも本人の希望もあって、私はこれくらいでいいよというふうになると、それが半分になったり1種類になったりしている部分もあるんじゃないでしょうかということをお聞きしているんですけども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） サービスの利用につきましては、やはり利用者様の御意思がございますので、それが優先されるということでございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まだそのところの状況は把握がされていないということで、またおいおい教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ぜひ安心してサービスが使えるような状況ですよというお答えがいただけるように期待しています。

4点目ですけども、法改正によって要支援1、2を介護保険から町の総合福祉事業に移すということで、当町は平成28年度よりその受け皿の事業を構築していくというか、始めるということなんですけれども、サービスが今受けているサービスより後退にならないように気をつけるというか、留意するということが先ほど町長からもいろいろ言われました。本当に今受けているサービスの実態を把握して、後退にならないように対策を立てていかなければならないわけですけども、来年度中ですかね、もう再来年から始まるんだから、ケアマネジャーさんたちとか地域包括会議とか、そういうところで行政の対策を考えていくんだろうと思うんですけども、そうなる専門職が必要になってくる、町がそういうケアマネジ

ヤーさんとか介護士さんとか、必要になってくる部分もあるのではないかなと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長。鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 28年度から始まる介護予防日常生活支援事業でございます。要支援者1、2に対して、訪問介護、通所介護が変わるということでございますけれども、基本的に介護予防日常生活支援事業におきましても、今行っている訪問介護、通所介護、そのままサービスが受けられるということでございます。なおかつ、現在ですと介護認定を受けた要支援1、2の方が介護サービスを受けられるわけですが、今回開設される日常生活支援事業につきましては、介護認定を受けない一般高齢者の方に対して、町長の答弁でもございましたけれども、チェックリストで行います。その中でハイリスクと認定された方につきましては、来年から取り組むこの日常生活支援事業の中でサービスが受けられるということで、高齢者の方については介護保険の窓口というか、間口が広がったというふうに考えていただければよろしいかと思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） これから1年置いて始まる事業ですので、状況をみんなで注意して見ていかなければならない、高齢者の方々は我慢強いし、本当に自分が苦しいということはないかなとおっしゃらないだろうと思うんですね。だから隣近所の助け合いというんですか、見守り、そういうのも本当にこれからは今まで以上に大事になってくると思うんです。そして予防に重点を置くという法改正の目的、そのことによって介護費用を下げよう、圧縮しようということがあるわけですが、そのことで間口が広がる、行政がやらなければならないサービス事業が増えていくよと、高齢者にとってはいろいろな生きがい対策とか、いろんな活動にまでこういう法改正が繋がっていくようになれば本当に成功だというふうに思うんですけども、ただただサービスを切られて不自由になって重症化してということ、こんな小さな一人一人の顔が見える町で絶対にやってはいけないことだと思います。

本当にうちの町は職員の皆さんも一丸となって、町民の人たち一人一人を本当によく把握されて、健康状態、暮らしの状態、見てくださっているということで私も心から信頼しているんですけども、そういう中で、例えばそういう見守り体制をつくっていくのに、元気な高齢者といいますか、65歳以上を高齢者というと私ももう完全に入ってしまうわけですが、そういうまだまだ何かやりたい、地域のために役立ちたい、人のために役に立てればいいなと、そういうボランティア精神というんですか、がたくさんある人たちもいっぱいいらっしゃいます。そして、だけれどもちょっと収入も欲しいよねという人たちもいらっしゃると思うんですよ、ただただボランティアではなくて。そういうところに、もし見守りの範囲をこれくらい大丈夫とか、こことこことここをひとり暮らしのお年寄りの人いるからちょっと寄ってあげてねとか、誘ってどこどこに連れて、いきいきサロンとかそういうのに連れ

てきてねとか、いろんなことができるようになれば、その役割を持つ人も、そこで何がしかの福祉券でも何でもいいと思うんですよ。やったことが評価される。ボランティアは評価を期待してやるものではないという考え方もあるかもしれませんが、やっぱりやったことが自分の生きがいにつながって評価になっていくと、そういう仕組みをつくっていくと、元気な人もより生きがいを持って元気になる、それと高齢者もまだやれる部分があると。

大畑さんの社長さんの奥さんが今やっていますよね、ミニデイみたいなもの。ああいうふうに自分のところに集めてちょっとお話を聞いて、保健師さんに来てもらってというか、そういうことがあちこちで気軽にやられるようになると、お年寄りの人たちもとても生きがいというか元気を保つことができるんじゃないかなと思うんです。そういうときに行政が何か援助ができるとしたら、私はやっぱり物的、財的、あるいは人的支援があればいいなと思うんですけれども、町長はそういうことについてどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いつも私言っているのは、ボランティアというのはなかなか厳しい状況にあるというのが現実であります。その中である程度の対価といいたまいますか、有償的なボランティアの育成が必要ではないかというふうに私自身は考えております。それが福祉に即通じるかといいたまいますとなかなか難しい面もありますけれども、結果的にはそういう判断をしない限りは育っていかないだろうというふうに思っております。

それで今、物質的なものをおっしゃいましたけれども、私は人的にこういう先生を呼んで小さなグループの会議でもコミュニティーでも派遣をしますよというような制度で勉強していただき意識を高めていく、それが将来的にはきずなとかコミュニティーにつながるのではないかというふうに考えております。

その点については、物質というお金のみならず、やはりそのような対応を具体的にする必要がありますのかなというふうに考えております。それには当然ながら、この町の中にも多くの素晴らしい指導者もおりますし、そういう皆さんになるべく早い時点でマイスター制度を充実して、そういう人をピックアップしながら対応できるような組織をつくりたいという思いを持っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 物質的な支援の中には、場所の確保もあるんですね。例えば、よその地区はよくわからないんですけども、徳山区では大きい区なのにコミュニティセンターしか集まる場所がありません。それで、もういつも場所を確保するのに大変という状況になっています。しかも使うと使用料が必要だということで、区としてもなかなかただでというわけにはいかないよと、運営経費が区の負担が出てきたから、区も何らかの収入が得られないとだめだということで、使用料ももらうようになっています。

そういうことで、例えば補助金がある団体は使えるんですけども、個人的に何かしようと思ったときには、じゃ、そのお金、誰が出すんだと、みんなで出し合って、見てあげる人

が出し合っというか、それで高齢者を呼んで楽しませて、元気を取り戻してやりたいねとかいうふうになってしまうと、これはなかなか続かないと思うんですよ、やりたい思いがあっても。そういうことに対する物質的というか場所の提供、空き家なんかもありますし、何とかそういうところに相談に乗って、どうすればいいかという方法に、ぜひ前向きに相談に乗っていただきたいんですけれども、これはどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それぞれの地区にある公民館の活用というのは、一番使いやすい対応かなというふうに感じております。しかしながら、今言われたように、電気料とかくみ取り料等々維持管理がかかるという中で、これは個別に各地区で対応をしていただくことが必要ではないかなというふうに考えております。

しかし、それを否定するものではなくて、今後どのような形で対応できるか、これは例えばの話で思いつきで申し訳ないんですが、学校の空き室等を使えないのかという面、今申し訳ないんだけども思いつきなものですから、そういうことも考えながら地域に合った場所づくり、それは空き家を提供していただければそれをどうするかということは地区の問題になりますけれども、行政もかかわり合っというコミュニティーの場所をつくっていくことは当然必要です。全てが行政が対応するという話じゃなくて、地区との主体性の中で行政も応援していくということが、今後当然ながら必要になるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ひとり暮らしの高齢者のお宅へ御近所の方が上がり込んで話し込んだり、ちょっとした手助けをしているという場面に時々出会います。特に隣にいらっしゃるけれども、水川区はそれがともしばしば出会うんです、そういうことが。何か担当でも決めているのかなと思うほどに、御近所の方がひとり暮らしのお年寄りのお宅を訪ねていって、何かお茶を入れてあげたり、一緒に飲んだりお話ししたり、ちょっと高いところのものってあげたりとか、そういうことをしているのを見るたびに、ああすてきな地区だな、こういうのがあちこちに広がるといいないつも思うんですけれども、そういう御近所力というんですか、御近所力を高める工夫というのをこれからは取り組まなければ介護予防にはつながっていかないだろうと私は思うんですよ。

それで、先ほども場所が必要ということと同時に、そういう御近所の力をどうやったら高めていけるかと私もいろいろ考えているんですけれども、きっと担当の職員の方もそこはもう一生懸命考えていらっしゃって、応援も励ましなんかもしてくださっていると思うんですけれども、ぜひ行政としてこういう方針を御近所力を高めるために打ち出したいよというふうなものを、やっぱりこれからつくっていただきたいなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

高齢者が生きがいを持って生きていける町がやっぱりお達者度が高い、そういう町をつく

り出しているんだと思うんですね。だからそれをさらにもっともっと高めていく工夫というのは川根本町、小さな町だからこそ十分できることだと、可能性がたくさん秘められていることだと思いますので、そこに予算というんですかね、必要な予算があれば、私はそこは本当に必要なものはちゃんときちんと手当てをしていくというふうにして、住民の力を支えていく行政であってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことでどちらが先かといいますと、行政が主導的にやるのが果たしていいのかどうかというのがあります。自然発生的にコミュニティーが保たれる、今、水川の話が出ましたけれども、そういう地域もあるわけです。それを何が、今、鈴木議員はわからないということをおっしゃっていましたが、しっかりした説明をしながら、どういうことできずなが深くなっているんだということも尊重しながら対応していく、それには行政も後押しは当然ながらするというので、町が先頭になって引っ張ってという形じゃなくて、自然発生的なほうスムーズにいく、それを応援するということが大事ではないかというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 核廃絶・平和のまち宣言のアピールの仕方について、先ほど町長も議会の意思を尊重して行政も取り組みますというふうに言われましたけれども、言葉が違いますけれども、何か期待ができそうな答弁をいただいたんですけれども、具体的にどのようなことを考えているのか、もし今出していただけるものがあればお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議会でそれぞれ議決をされたということも承知しておりますので、議会の皆さんと話し合いながら行政も対応するというので御理解いただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 子供の貧困について、ないという、貧困によるいじめとか不登校とかいうものはないという答弁でしたけれども、厚生労働省が示す子供の貧困とは、貧困線を下回る所得しかない世帯で暮らす18歳以下の子供ということで、具体的には保険料を払えず無保険の状態の子供たちとか、給食費、修学旅行費が未納になっている子供たちで、厚生労働省の調べでは、貧困状態にある子供は6人に1人だというふうな発表がされています。そして、これは年々増えていて、2013年度には超党派による子供の貧困対策法というのが制定されました。日本のひとり親家庭の貧困率は54.6%、OECD経済協力開発機構加盟34カ国中で最悪の状態です。国が教育機関に支出する額も加盟国中最低で、2014年の19歳以下の子供の自殺者数は538人にも及んでいるという実態になっています。

去る6月5日ですけれども、地方創生担当大臣の石破氏が地方創生における子供の少子化対策の強化についての中で、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部を設置した。地方が取り組む少子化対策を共有

し、企業との連携も図りながら少子化対策の一層の推進と強化を図っていくと述べました。このときまた、出生率の向上にはこれさえすればよいという決定打も、誰も気づかなかつたような奇策もない。若い世代の結婚、出産、子育ての希望の実現に向けて、様々な角度からの取り組みを長期的、継続的に進めていくことが何より重要である。国においては、こうした地方公共団体や経済界をはじめとする全ての関係者と力を合わせて、この困難な課題の解決に向けて取り組んでいく決意であるとも述べました。

町長も先ほど当町で取り組んでいるいろいろな子育て支援対策、本当にたくさんあります。でも、それを一歩も二歩も今本当に大急ぎで進めなければならないときに、国もそのことによって地方の支援をするよと言っているときに、私はずっと繰り返しこういうことをやったらどうですか、もうあれもこれもやるべきだと思うんだけど、まず少なくとも子供がたくさんいるお宅の子育ての負担を軽減していただけませんかということで、保育料の確実な、子供さんがいるお宅は学校に上がったらもう軽減の対象にしないよというのではなくて、ちゃんと、学校に上がったってお金はかかるわけですから、軽減の対象にして2人目は半額、3人目は無料ということにすればもっとたくさんの子供たちが無料の対象になるわけですよ。

それから学校給食費にしても、やっぱり保育料と同じように、2人目、3人目のお子さんたちについて保育料と同じような軽減があれば、家庭の負担というのは本当に助かると思うんですよ。何か1つずつ、こうやってやってくれたということが行政に対する、ああ期待ができるんだという、もう何を要望してもだめなんだということではなくて、要望すれば取り上げてくれるんだという期待が若い人たちの希望につながっていくのではないかと。結婚して子供を産み育てて、この町で産み育てたいという希望に変わっていくのではないかと。思うんです。

町長は今国がこのような支援を一生懸命力説するときに、委員会で検討してなどと、もちろん委員会にかけていただければありがたいですよ。だけれども、そんなやったわけじゃないと思うんですね。やったならやったとお答えいただきたいんですけども、検討がいつされて、本当に来年度からでも実施されるのかどうか、あるいは今年度途中からだって急ぐことならやったっていいと思うんですよ。そういう大急ぎでやらなければいけないこと、町民を元気づけなければいけないことに対する対応が私は遅いと思います。本当に残念だなと、こんなにいい町なのに、そこの勇気づけることがなかなか少ないということが残念だなと思いますけれども、この点についてもう一度本気で取り組むというお答えがいただきたいんですけども。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの御質問の中の学校給食費のことについてですけれども、具体的にはこの10月22日、学校給食の共同調理場の運営委員会のほうで議題として上げて、そこを皮切りに検討していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、ほかの質問もあったものですから、教育委員会から先にとおって指名しましたけれども、今言われたことでせつかくの委員会が設置されているという中で、私が余り頭越しにやるということもよくないだろうという感じを持っておりますし、委員会を尊重しないと、また委員会のほうから軽視だというような言葉が飛び交うこともあるものですから、どちらかという慎重に対応をさせていただいておりますけれども、今言われたように、考え方としてはそういう考え方もあるというのは十分承知しております。実施する中ではなかなか対外的なこともございますので、少し検討しながら対応する、それには委員会の皆さんの活発な提言があればもっともっとありがたいなというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 先ほど鈴木議員のほうから6人に1人が貧困でという統計のお話が出ました。実は統計をとるとき、統計というのは統計の和だとよく言われます。例えば何人に1人が貯蓄1,000万円持っていますなんて、実は自分のことを考えると持っていないなということなんですね。ですから、確かに国全体でいえば6人に1人かもしれませんけれども、先ほどの貧困によるいじめというのは、これは教育相談員がおりまして、榛原地区のやつをきちっと調べております。そして各公聴会でもそれぞれ意見交換をしております。そういう中では、現在のところ、川根本町では貧困によるいじめはないと、これは断言できます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 貧困によるいじめを聞いたのではなくて、6人に1人というのは貧困の家庭にある状態の子供が6人に1人という、統計が信じられないということもあるかもしれませんが、私もそんなに周りを見て本当に6人1人貧困かなということは首をかしげたくりますけれども、川根本町は頑張っていて、それがいじめということでは決してないということをもう一度言い直しておきます。言い直してというか、言うておきます。

それから、臨時職員のことについてですけれども、臨時職員の給与が正職員に準ずる形でちゃんと対応しているという話でしたけれども、期末手当とかあるんですか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 今言われた給与の、ボーナスというか、そういう関係の関係ですけども、まさしく規定を設けさせていただいて支給する形をとっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 長年、更新、更新で、現場で働いて技術も認められているベテランの臨時職員さんたちを何か試験を受ければ採用できますよ、年齢制限があるからなかなか実際には難しいですよということですけども、現業の職員のところでも例えばもっと年齢を上げて、広げて試験が受けられるようにとか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 御指摘の件ですけれども、基本的にはやはり職員を採用するのに年齢制限を設けさせていただいています。その現業の関係の方ですと、26年度に行ったときに決めたのが35歳未満ということで設定させていただいています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思えます。

これで、10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

次に、6番、芹澤廣行君、発言を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 議席番号6番の芹澤廣行です。今回の第3回定例会における一般質問を事前通告のとおり行いたいと思えます。

この質問をする前に、9月、中澤委員長をはじめとして決算委員会が行われまして、3日間皆さん頑張ってくれました。その中でつくづく思ったのは、今度の基盤整備事業、非常にお金のかかる中で果たしてどういう決算ができていいのか、あるいは繰り越される必要な経費がどれくらいか、いろいろ聞きましたところ、まあまあ安心の域を出たというふうなことで、非常に財政の頑張りというものをやっぱり議員としても認めざるを得ないということが1つあります。それと、財政指数といいますか、将来負担をする数値も非常に川根本町の場合健全であるというふうな前提に立って2点ほど一般質問させていただきます。

町長のお手元に行っている発言の順番、ちょっと狂うかもしれませんが、答弁のときちょっと手心を加えていただきたいと思います。

1番の現在廃校になっている奥泉地区旧本川根北小学校についてということで、3番に解体処分の考えはあるかと最後に書きましたけれども、これを第1番目にお聞きしたいと思います。

この学校は、昭和53年に竣工しまして、合併の明けの年の17年3月で閉校になったと。新しい町になってから南小と北小と統合されて本川根小学校になったということで、その後10年近く、簡単に言えば、未使用の状態になっております。この学校の処分について、どういうふうに町長以下行政が考えているのかお聞きしたいと思います。

私も何遍もこの学校を見にいったわけですけれども、理科棟の上に体育館が変に乗って、あと右側に教室と教職員室があるという非常に変則的な建物で、地元の方にどうしてこういう体育館のつくり方をしたかという、場所が狭いから、かつて清水の奥の和田島地区へ皆さん研修に行きまして、狭いところでも体育館がつかれるというふうな理由で理科室の上に2階、3階の体育館をつくったというふうな構造になっています。

この処分ですけれども、第一に、町有財産として10年間放っておいたわけですけれども、今後どんどん人口が減り、財政力が弱まっていく中で、きょうの段階、あるいは来年、再来年の段階で解体をしてしまうのか、というふうな非常にリアルな質問を投げかけたいと思えます。逆に、聞くところによりますと、解体費用が約1億円、耐震の工事が約1億5,000万

円というふうな風評があるんですけども、私はそういう鉄筋、鉄骨の構造物の撤去とか、あるいは耐震についての見識がないわけですけども、この辺の数値的な問題、撤去到幾らかかかるのか、耐震に幾らかかかるのか、これは知る限りの範囲で結構ですから、行政側でお答え願いたいと。

よしんば耐震ができた場合、非常に場所的に片や寸又峡の入り口、もう少し行くと同じ分かれですけども、接岨から井川に抜けるちょうど中心部になるわけですね。この利活用について、行政側が耐震を施した後、どういうふうな使い勝手があるのかというふうなことについてお聞きしたい。

非常に我々の団塊世代というのは非常に人数が多いものですから、一時的に高齢者が進むことは間違いのないわけですね。そういう一時的なしのぎ間として高齢者対策用の施設にできるかどうか、この辺についてお答え願いたいと。

それから、最後に、去年6月にユネスコエコパークに我が町も認定されたわけですけども、私も非常にこの点について、じゃ、エコパークに認定されたから、この町にとって何をやって、将来何の恩恵を受けるかというふうな自問自答したまま全く答えが出ないと、光という山が川根本町の地番の中になるからたまたまなったんじゃないかなぐらいの簡単な考えしかないわけですけども、何としてもこの認定を受けたというものをうまく使って、何とか山間地域の人が出入りするような、交流人口を増やすような拠点の中心として、何とか北小が利用できるかどうか、まず検討をしているとは思うんですけども、町長の考えをお聞きしたいということであります。

それから、2番目として、6月の定例会の継続の質問になろうかと思うんですけども、井川閑蔵線の問題について、またあえて町長の考えをお聞きしたいと思うわけですけども、首長以下、全ての町民が頑張ってくれまして、来年度の末、あるいは再来年度の初頭には青部バイパスが完成するというのを、7月6日の土木事務所の説明会では県側もおっしゃってくれました。そうなりますと、島田から接岨大橋まではもう本当に大型車が交互通行できるようなすばらしい道になるわけですね。そこで、じゃ、ストップしてしまいますと、本当に道路としての機能が果たせるのかどうか。いろんな方が、芹澤、あそこは静岡市の地番だから、内政干渉に等しいような話もちよっと聞くんですけども、そもそも道路というものは近隣の市町を結び、それからお互いの交流を深め、経済的にも産業的にもお互いが利用できる道路というふうなことで私は認識しております。どうしても道路を井川まで大型車が交互通行できるような道路にしたいという意味において、二、三、質問させていただきます。

なぜ井川閑蔵線にこだわるかという一つの問題ですけども、議員になりましてから平成24、5、6、7と4回、町長、前の町長もそうでしたけれども、国道362期成同盟会というのが8月か9月にあるんですね。これは年に一遍だけなんです。皆さんお茶を飲んで県議会議員とか国会議員の挨拶を聞いて現状を聞くわけですけども、何としても政令都市の静岡の羽鳥を中心としたあの辺のほうに莫大な予算が投入されて、全くもって久能尾から上に

については手つかずというふうな状態で、蛇塚から久能尾まで約標高差600mあるという中で、静岡市の道路局も明確な設計図的なものはいまだに提出されていないと。むしろ逆にあその道は本当に無理ではないかと、何年かかるかわからないという前提に立って、先ほどの井川閑蔵線の話に戻るわけですが、6月定例会で申しあげましたように、平成23年の大台風で、県道南アルプス公園線が壊滅的なダメージを受けて通行不能になっていたわけですね。それがリニアの資材を上げるということで、この前現地取材に行きましたら、もう本当に立派な道になっていると。井川のダムまでは大型車がすれ違えるし、何か聞くとところによりますと、8月末まで静岡の駅から白樺荘まで不定期のバスが出たというふうな話も聞いております。あの道をとにかく島田から静岡を一周できる周遊道路として活用するためには、井川閑蔵線というふうなものが浮上してくるのは当然のことです。

この問題について、青部バイパスが終わり、それから町の最大の懸案事項であった基盤整備事業が終わった段階で、あと町長の任期も2年以上あります。何とかここで腰を据えて、本川根町長時代、彼はやったんです。井川閑蔵線をどうして上げるかという協議会まで立ち上げた経過があります。そういう中で自治体、静岡ですね、それから地元の商工会、観光協会、それからおいでになっている中部電力をはじめとした一般の企業の皆様に包括したような形での協議会をつくって、来年、再来年つくれというわけではありません。何とかあの道の必要性というものをお互いが認識し合って、トンネルを一部つくるなりというか、そんなに距離はありません。5、6kmの距離であります。これを何とか俎上に載せて、検討課題としてやっていきたいと思っております。

それから、近々に必要なのは、来年から始まる静岡市を中心とした広域消防をどうやっていくかと。現在のあの道で広域消防なんていったってこっちからも応援には行けないし、向こうからも応援にも来られないような状態なんですね。それから必要がある限り余り通りたいくない道ですが、とにかく万やむを得ず通るときには井川閑蔵の橋を渡って右に入っていきますね。そうしますと、急峻な大井川沿いに何kmか道が続いているわけですね。雨の降った翌日なんていうのはとても危険を感じて、通りたいくないような道なんです。ということは、逆に観光客の皆さんが接岨、寸又に来てどこか行くところはないかやと聞かれたときに、じゃ、まあ、こういう立派な周遊道路があるから静岡まで行ってごらんなさいなんていう答えはとてもできない。井川まで行きなさいというのはもう自殺行為に等しいような感じがして、本当に観光客が梅地、接岨でUターンしてしまっただけで帰るといって、非常に観光振興の意味においてもこの道路の整備というものは必要だということで、町長の考えを伺いたいと思っております。

それから、これはちょっと余談になりますけれども、我が川根本町の面積が約5万町歩、旧井川村も全く同じぐらい5万町歩なんですね。合わせて10万町歩の中で8,000人ちょっとしかいないということで、人口密度は本当に8人なんですね、井川まで含めると。日本国全体での人口密度といいますと、結構山があるという中でも多いんですね。日本国全体で

337人、井川と川根本町で8人と、いかに我々のところに人がいないかということですね。それから議長が中心となってこのごろおつき合いを深め始めていた遠州森町、それから吉田町の人口密度を比べてみますと、遠州森町が137人、あれだけ山があってもそれぐらいなんです。吉田町は非常に狭いところで1,410人と、そういう町とおつき合いを今後していく中で、非常に人口密度が低い我々がどういうふうなおつき合いをしていくのか、ちょっとまた疑問も生ずるということです。

とにかく山が多いということが、10万町歩に8,000人少しぐらいしかいないということは、皆さんこれはもう山が多過ぎるということで一言で言ってしまえばそうなんですけれども、ただ町が掲げている水と森の番人、これが10万町歩で8,000人しかいないということは、一体誰がこの水と森を守るのかと。この問題について治山治水の問題も含めて、若い人たちの就労の場所というものも将来治山治水の次元で増やしていくというふうな考えがあるか、この辺ちょっと事前通告では書いていなかったんですけれども、町長の忌憚のない話を聞きたいと思います。

以上です。じゃ、よろしくをお願いします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、元本川根北小学校の件でございます。

平成18年3月に廃校となりまして、同年4月から本川根小学校へ統合をされております。この施設につきましては、昭和52年度に建築され、鉄筋コンクリートづくり3階建て1,654㎡の管理・普通教室棟と、鉄筋コンクリートづくり2階建てで602㎡の屋内運動場、2階部分を有する特別教室、屋内運動場棟の2棟があります。

この施設の有効活用につきましては、平成18年度に地元自治会等と協議するとともに、役場内においても町有財産有効活用検討委員会で検討をしまいましたが、いまだ具体的な活用方法の決定にまでは至っておりません。その理由といたしましては、この施設の耐震診断を平成17年1月に実施をしたところ、構造耐震判定指標値としての I_s 値が0.57と耐震強度が不足しており、そのままでは使用することができないという結果が出ました。そのまま活用するためには耐震補強を行う必要があり、平成18年度に試算した結果、管理・普通教室棟については約7,900万円、特別教室、屋内運動場棟については約4,900万円、総額で約1億2,800万円が必要となる結果が出ました。

また、施設を解体する場合には、管理・教室棟のみを解体する場合には2,600万円、特別教室、屋内運動場棟のみを解体する場合には2,500万円、全てを解体する場合には約5,100万円が必要となります。この金額は耐震補強や解体経費のみで、これ以外に施設改修費や施設建設費が必要となります。このため、今後につきましても、施設の立地条件なども考慮し、施設の有効活用について検討するとともに、有効活用に向けて財源の確保について模索をし

ていきたいというふうに考えております。

続きまして、県道接岨線から井川へのアクセス道路についてという質問にお答えをさせていただきます。

まず、拡幅工事の必要性についてでございます。

市道閑蔵線は、県道接岨線から町道閑蔵線を経て、静岡市井川に通ずる延長約6kmの道路です。この道路は、川根本町と井川を直接連絡する道路としては唯一のものになります。昨年6月に、本町と静岡市を含む3県10市町村にわたる南アルプス地域がエコパークに登録をされました。また、平成28年4月から、消防救急業務が本町と静岡市を含む3市2町で広域化をされます。このような川根本町と静岡市を取り巻く環境の変化により、市道閑蔵線の重要性は今後より増していきます。

ところで、市道閑蔵線ばかりでなく、山間道路は急峻な地形に伴い、2車線で整備するためには多大な費用が必要となり、そのための整備が滞ることになります。一方、道路は住民の生活の根幹を支える重要なものであり、その早期整備が望まれております。そのため、静岡市では、静岡市山間地域道路整備計画を策定し、山間地域の道路整備を進めております。

この計画におきましては、市道閑蔵線の整備計画は、可能な限り現道の有効利用を図りながら、必要な箇所の部分的な拡幅や急カーブの緩和、見通しの確保等の改良を行うことにより道路機能強化を図り、退避所の設置により円滑な交通処理を実現するという1.5車線の道路整備計画となっております。1.5車線の道路整備は、比較的少ないコストでの施工が可能であるため、有効的であり、迅速な道路整備の展開が期待でき、地域の方の生活の利便性をいち早く向上させることが可能であります。このような計画のもと、平成22年度から順次整備が実施されており、静岡市建設局から当該道路について引き続き整備を実施していくというふうに伺っております。

最後に、8,000人強の人口で水と森の番人の役目を果たせるのかという質問がございました。現在、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定に取り組んでいるところであり、進行する人口減少に歯どめをかけるための施策を検討しているところであります。また、平成27年度と28年度の2カ年をかけ、総合計画を作成することとしておりますが、その中で総合的なまちづくりの方向性を示したいというふうに考えております。さらに、静岡市との連携を一層深め、井川地区と足並みをそろえて、地域の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

先ほど来質問がありましたユネスコエコパークの登録も受けまして、これからは川根本町、静岡市、それから早川までの道路につきましても、協議会を立ち上げるような方向で検討をしていきたいということで、議会の皆さんにも当然ながら参加をしていただきまして、協議会を立ち上げるような方向で会議を持ちたいということが具体的になっておりますので、またよろしくお願いをしたいというふうに思います。

特に、今リニアの関係の工事につきまして、先ほど芹澤議員から話がありましたけれども、

基本的には静岡市のほうへ道路のほうは使うというような報告がございます。今現在では、今の道路、閑蔵線は使えないということがあるものですから、なかなか厳しい環境ではございますけれども、静岡市、早川を一緒になって道路整備、当然ながら大井川を突き抜ける縦貫道を将来的には対応できるような形の運営をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 町長の答弁に再質問を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 全般的に前向きの答弁ありがとうございました。1つずつ確認をさせていただきますが、現状、町長の考えですと、北小の即時解体処分ということは考えていないということでもいいわけですね。お答え願います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 北小につきましては、有効活用をしたいという思いはございますけれども、大変な経費がかかるということも現実的にあるものですから、その調整をしながら対応していきたい。基本的にはユネスコエコパークに登録された、やはり玄関口であるという位置づけの中で、もっと有効的に利用することを検討したいということで具体的に進めていきたい。これは今年度の予算にも入っておるものですから、何とか対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 解体と耐震のお答えをいただいたわけですが、ありがとうございます。このまま10年も放置したことが何年も続きますと、この町も残念ながら人口も減る、それから財政力も徐々に減っていく中で、いつの世代がそれを負担するかということを考えますと、現状健全化している財政の中で何としても道筋だけはとっていきたいというふうなことで、これは質問ではありません。町長にお願いします。

続きまして、利活用の問題につきまして、いろいろ町長が御答弁していただきましたように、最大の利用する前提となるのはユネスコエコパークだと思うんですね。資料館につきましても、寸又峡の山岳図書館の人は非常に手狭であるし、たくさんの方がおいでになったときに対応できないということで、ぜひ体育館部分についての撤去は私はやむなしだと思うんです。地元の方は体育館も何とかと言うけれども、それはBGを使ってくれと。1つの小さな町が2つの体育館も経営できるわけがないじゃないかということで、地元の人もそれは納得しまして、体育館の部分については撤去はやむなしという考えも地元にはございます。そこから辺り行政、頭の中に入れてまして対応をお願いしたいと。

続きまして、まだ時間あるようです。

6月に続きまして、人の地所を勝手に広げろなんて失敬な言い方かもしれませんが、この井川閑蔵線の拡幅工事というものは、川根本町の生命線を握っていると言っても間違いではないと思うんですね。第一には観光事業の推進ということで、非常に来た道をここで終わりだよと、この道を帰らなさいという観光というものはあり得ないんですね。どこから入

って、1周回ってぐると1周回ると、周遊ということが観光の基本になっております。残念ながら362は馬路大橋の向こうで、私ども議員も何か2回ほど見にいきましたけれども、非常に橋梁をつくるのに30億円とも、31億円ともいうか、お金がかかる中で、今年の予算は1,000万円しかついていないと。それを側溝を40mばかりつくるというふうなことで、いつになるかわからないと。それから、蛇塚から久能尾におりる道、最後のこの前の期成同盟会で道路局の職員が最後にパネルで提示した絵図面があるんですね。黄色い線が1本さっと久能尾のほうにおりているんですよ。この絵図面くれないかと言ったら出せませんと言うんだね。あり得ないんですね。600mを蛇塚から久能尾まで下るとジェットコースターよりも急勾配のような道なものですから、なかなかこれは本当にもう将来頑張らなきゃいかん道路ですけれども、緊急にはなかなかいかないというふうな考えもあります。

そこで、さっきの井川閑蔵線の問題になるんですね。町長は静岡市のほうは拡幅ということで安全・安心な道路ということをおっしゃってしまして、それが実現可能であれば経費が安い分にこしたことはないわけですけれども、私はあそこを断面が通る中で、とにかく200mも底が見えないような大井川の横を通る道というのは非常にもう危険性が多いんじゃないかということで、一部トンネル化でもするしかないんじゃないかというふうな考えもございします。

そういう中で、事前通告では申し上げてごさいませんが、今日、中電の方もおいでになりますけれども、この前リニアの通る穴を議員で見にいきましたところ、畑薙の第一ダムを見学したわけですよ。あそこの第一ダムというのは、御存じのように昭和三十……井川ダムの後ですか、つくられましたけれども、非常に堆砂物が多いと。中部電力さんの仕事としてはああいうふうなダムは貯水量を担保しながら利水に洪水対策という使命はないわけですね、電力会社は。発電されればいいということで、これは法的に何ら問題はないわけですけれども、畑薙第一が埋まり、第二が埋まり、井川が埋まり、奥泉が埋まるというふうなこともあながち今の気候状態では想定内の話なんですよ。それが長島ダムまで影響しますと、せっかく国交省がつくった洪水調整用のダムまで堆砂が進むというふうなおそれもあります。こういう意味で、これは中部電力一企業の仕事ではないんですね。大井川流域を守るということで、この水は東は焼津、西は袋井まで、私もこの前研修に行きましたら、利用している中で、何としても彼らの協力も得ながら予算化して道路を完成し、全部ではなくてもいいですけれども、一部ずつ浚渫事業というものを着手していかなければいけないというような時代に来ていると思うんですね。そのためには高規格の道路、ダンプカーがすれ違って堆砂を上から下へおろすというふうな、そういう政治的な課題というものを将来担うであろう道路だと思います。ぜひ協議会を早急につくっていただきまして、何としても高規格の道路というものをつくっていただきたいと。もう一遍、静岡県からは拡幅というふうなことで考えておられるみたいですが、鈴木町長は個人的な意見で結構ですけれども、どういう道路の形態がいいのか、答弁を願います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これ少し先ほどの内政干渉というのがありましたけれども、これは静岡市の市道なんですよね。ですので、要望は当然するし、協議会を立ち上げて一緒になって対応するという話はある程度まで煮詰まっています。しかしながら、これが一番いいというのは、誰も高規格で2車線が一番いいんですが、今現在早期に供用ができるのは1.5車線で、工事費もかからないという判断を静岡市がしているということなものですから、それについて私どもも先ほどのように応援して、一緒になって対応ができるようにしていく協議会をつくっていききたいという思いです。

それから、もう一つ、静岡市の位置づけ、これも当初362の長島ダムやっていたときの条件からいいますと、もう時代が変わったという面があります。といいますのは、静岡市はこれまでは政令指定都市前は、国のほうへは一緒に陳情に行ったんです。今は私どもが地域の静岡市の人と市役所へ、秘書のところへお願いへ行くというふうな形に変わったんです。ですので、簡単に言いますと、静岡市がやる気があればできるという話になるんですね。ですので、友好的な関係をつくって、何とかお願いしながら早期に対応していただくということで、この前見た写真、図面の予想の路線は、あれは確かお墓のあるところから尾根伝いに行つて八幡へおりるといふような中部電力の鉄塔の監視の道路があるということで、それを使うといふようなことを聞いておりますけれども、久能尾までか八幡までかといふと、僕は八幡だといふふうに認識したんですが、何度かそのルートのまだ設計もしていませんけれども、早期に決定をしてやっていただくことはお願いをするということになるかと思ひます。これは私どもだけでなく、議会の皆さん、それから清沢地区の地元の皆さんと一緒にやって対応し、お願いしていくということ以外、今現在はないのかなという感じがいたします。今申し上げました閑蔵線につきましても、基本的には山梨県まで抜ける道路が開通できるような夢を持って対応していききたいというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 質問の時間も最後になりました。この件につきましては、きょう、あしたにやっていただきたいとか、できないとかという議論の応酬ではないと思ひます。何としても町長がおっしゃられたように、協議会という広く水を利用している市町、この方まで呼びかけて、何としてもこの大井川を守るといふふうな大義に基づいて、井川にある二軒小屋、榎島から島田、大井川町まで抜ける長い川、この川を潰さないといふふうな大義に基づいてぜひ協議会といふものをつくっていただきたいということで、これをもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 以上で芹澤廣行君の一般質問を終わります。

ここで、1時まで暫時休憩としたいと思います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

5番、中澤莊也君、発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 5番中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、公の施設の管理運営等についてであります。

川根本町行政改革推進委員会が定めた、公の施設のあり方の見直しの基本的考え方として、見直しの視点の必要性、町が設置する必要性に関する視点や有効性、利用に関する視点、効率性、経営の効率化、収入及び支出に関する視点、見直しの方向性として、廃止、普通財産化、他目的への転用、譲渡、地元・民間・NPO、有償・無償など、存続という考えのもと各施設の現状や課題、問題点等が上げられ、これらの視点から様々な検討がなされ、その検討結果に基づき、平成21年2月に行革推進委員会から、公の施設のあり方に関する答申が出されました。

この答申を受け、各課、各施設では、翌年度から現在に至るまでどのような取り組みをなされてきているのでしょうか。答申に沿った改革の行われてきた施設もあるでしょう。まだ、問題や課題が解消されずに施設のあるべき姿を模索しているところもあるかと思えます。

できない理由を探すのではなく、なぜできないのか、人がいないからできないのか、予算がないからできないのか、時間がないからできないのかを考え、前向きな取り組みを期待するものであります。行革の、かといって、いろいろな取り組みをされている事例をここで挙げてみたいと思います。

地域に根差した文化芸術活動の振興を具現化するための取り組みである文化会館による従来の買い取り型施設から、新しい価値観や地域文化が生まれる施設への転換を目指した自主事業パートナー制度の導入、B&G海洋センターにおける福祉サイドと連携した高齢者転倒予防防止プログラムなどの事業は、行政改革の答申に沿った施設の新たな取り組みとして評価できるものと思います。

しかし、反面、まだその施設の目指すべき方向性すら明確でない施設も見受けられるのも事実であります。

そこで、行革の答申に基づき、各施設、資料館やまびこ、音戯の郷、文化会館、B&G海洋センター、茶茗館、農林業センターごとに今まで取り組んでこられた具体的な内容とその成果、課題と問題点、今後の取り組み等について以下のことを伺います。

1点目としまして、公の施設のあり方に対する答申への取り組み状況は。

2点目といたしまして、答申に基づき、施設のあり方を見直すに当たっての課題や問題点は何か。

3点目としまして、茶茗館、資料館やまびこのユネスコエコパーク情報発信基地としての

整備、運営はどのように行っていく考えなのか伺います。

4点目、茶茗館の管理運営方法等、飲食の提供等を含んで、関係課、商工観光委員会等で協議検討された内容について伺います。

また、本年度林野庁から2,900万円の予算で購入予定の桑野山貯木場、指定管理による管理運営が行われているウッドハウスおろくぼ、白沢温泉もりのいずみの管理運営状況等についての考え方について、町の考え方を伺います。

以上5点、町当局からの前向きかつ明確な答弁を期待し、最初の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、5番、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、公の施設のあり方、答申に係る取り組み状況についてでございますけれども、平成21年2月に川根本町行政改革推進委員会から出された答申につきましては、資料館やまびこ、文化会館、B&G海洋センター、音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターの6施設が対象となっております。いずれの施設も直接的に廃止を求めるものではなく、展示内容などを含めた施設の管理運営手法の改革・改善を求める答申となっていることから、それぞれの施設の担当課におきまして、運営委員会などの意見を聴取するとともに、県内外の先進事例の調査・視察を行いながら、施設のあり方を検討してきたところであります。

資料やまびこにつきましては、山の暮らし、神楽の保存・伝承をするための施設として、地元住民による運営組織により管理運営を行うものとして協議をしてきたところでありますが、地元地区の高齢化といった現状もあり、運営組織をつくることは困難であるということの認識に至っておりますが、平成26年6月に南アルプスがユネスコエコパークに登録されてきたことから、現在保有している資料を生かしながら、エコパークの情報発信基地、環境教育・社会科教育の場として活用し、町が主体となり取り組んでいくとの方向性を行政改革推進委員会や社会教育施設運営委員会でもお示しをしているところであります。

文化会館につきましては、答申の内容に沿って平成23年度から事業パートナー制度を導入し、芸術文化の振興、文化施設の運営に関するノウハウを持った民間事業者との連携による自主事業を展開してきております。

B&G海洋センターにつきましては、幼児を対象とした運動プログラムのほか、高齢者をはじめとした町民の健康増進を図るための事業を実施するなど、スポーツの振興を目的とした社会体育施設としての機能と、保健・福祉施設の機能を兼ね備えたものとして、答申に沿った運営がなされているところであります。

音戯の郷につきましては、答申に基づき、県外のアート事業の視察などを行い、集客も担える現代アートセンターへの衣替え、指定管理者制度導入の検討を進めてきたところであり

ますが、民間事業者の参入は難しいとの調査結果もあり、方向転換せざるを得ない状況になっております。その後、商工観光委員会において、鉄道をテーマとした文化観光施設をコンセプトにすべきとの意見が出され、新たな方向性による施設のあり方を検討してきたところであります。トーマスフェアといった誘客のきっかけとなるイベントが開催されているほか、有力な連携先である大井川鐵道の経営体制が変わるといった新たな動きが出てきていることから、その動向を注視しながら、引き続き施設のあり方を検討していきたいというふうに考えております。

フォーレなかかわね茶茗館につきましては、平成21年度、22年度に茶の生産者、茶商などの関係者を交えての運営検討会が実施され、その後も商工観光委員会での協議がなされておりますが、施設のあり方についての具体的な検討は行われていないのが現状であります。近年は町内の団体によるイベントが数多く実施され、地域に親しまれる施設づくりが図られておりますが、設置目的にも掲げられている「お茶を中心とした地場産業の拠点施設」として、他の施設やソフト事業と連携した施設運営に取り組んでいきたいと考えております。

農林業センターにつきましては、答申の内容に沿って、施設の役割に対する認知度を高めるためのPRを行うほか、川根茶ブランドの価値を高める取り組み、町や各種団体の事業におけるフィールド提供などを実施してきており、平成25年度からは試験研究施設としての本来の機能を高める取り組みが強化されるなど、成果が上がりつつあると思っております。

次に、答申に基づき、施設のあり方等の見直しを行うに当たって、課題、問題点について回答をさせていただきます。

各施設における取り組み状況につきましては前述のとおりであります。それぞれの施設の建設時の経緯もあり、地元地区や関係団体との調整が必要となるなど、行政内部の議論のみで完結させることができない場合もあることから、一部の施設で見直しが十分に進んでいない現状にあります。答申が出されて以降6年余りが経過しておりますので、時限を定めてのスピード化を持った取り組みが必要であるということを重々認識しております。

今年度、行政改革推進委員会におきましても、答申の内容を継承しつつ、新たな提言を行うための議論を進めていくとの話を伺っておりますので、多方面から様々な意見をいただく中で、今後策定を進めていく公共施設総合管理計画の考え方、第2次総合計画に掲げる施策との整合性を保ちながら、施設の価値を高めるための取り組みを進めていく所存であります。

茶茗館、資料館やまびこのユネスコエコパーク情報発信基地としての整備、運営についての御質問がございました。6月議会でも答弁をいたしましたとおり、施設改修を実施することや、管理運営方法を変更するというものではございません。施設の管理運営業務の中で、南アルプスユネスコエコパークに川根本町全域が認定され、世界に認められた川根本町として、地域の自然や文化の情報発信を施設の特徴を生かしてPRを進めております。南アルプスユネスコエコパークの情報発信のために、施設のリニューアルやコンセプトを変更する必要はなく、管理運営についても施設ごとに適切な運営方法を選択して管理をしております。

茶茗館の管理運営方法等について、関係課、商工観光委員会等で協議検討された内容はとの御質問でございますけれども、現在の管理運営方法は茶茗館に川根本町シルバー人材センター事務局が入居していることから、一部業務を委託し、管理運営をしております。

平成27年度をもって川根本町シルバー人材センター事務局が退所することから、新たな運営形態を検討しております。現段階では、当該施設の設置目的であります「地場産業の振興及び地域活性化」、特にお茶を主体とした特産品の普及宣伝・研究調査、伝統文化の伝承を再確認し、お茶を主体とした地場産業振興の拠点施設として位置づけをしていきたいと考えております。運営形態については、当面、職員の配置による管理運営とし、関係団体等と協議し、指定管理者制度も視野に入れた管理運営を目指していきたいというふうに考えております。

また、飲食の提供につきましては、今後の管理運営及び運営形態を検討する中で、必要があれば検討していきたいというふうに考えております。飲食提供の議論の前に、まずはお茶を主体とした地場産業の振興、とりわけ茶の販売促進につなげる仕掛けをこの施設でどのように展開するか議論を進めていきたいというふうに考えております。

なお、現在は関係課と協議を始めたところであり、今後、商工観光委員会等への提案をしていきたいというふうに考えております。

桑野山の貯木場につきましては、今年度、静岡森林管理署から購入することで事務手続を進めているところであります。仕分け機能を持った土場として、森林組合おおいがわに運営をお願いするという予定でおります。

木の駅事業の実行委員会も立ち上がりました。この貯木場を利用して、これまで放置されていた未利用材の活用も期待するところであります。

その他、事務所等の施設におきましては、十分活用できる状態でありますので、林業に関する施設として整備してまいりたいと考えております。

次に、ウッドハウスおろくぼ、白沢温泉もりのいずみの管理運営等については、現在、両施設とも指定管理者制度を導入して運営をしております。

ウッドハウスおろくぼについては、平成20年4月から指定管理者制度を導入し、本年度末で2回目の期間満了を迎えます。来年度についても引き続き同制度での運営を考えております。

白沢温泉もりのいずみについては、もりのコテージやテニスコート等を含めた「奥大井もりのくに」として、平成19年4月から指定管理者制度を導入し、平成27年2月開催の川根本町議会第1回臨時会において御承認をいただき、平成32年3月までの5年間の指定管理者を指定させていただきました。

民間企業のノウハウを生かし、運営されておまして、様々な企画により誘客を図っております。今後も両施設につきましては、指定管理者制度により管理運営をし、町も連携を図りながら、交流人口の増加に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 町長の答弁が終わりましたので、再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

公の施設の関係で、まず、6つの施設があつて、やまびこについては設置目的を見直しということと、歴史・文化・アイデンティティーの核というような検討結果が出ていたわけですが、現在はユネスコエコパークの関係もあり、環境学習の拠点という形で考えていらっしゃるという答弁がございました。それについて、施設の検討結果の中では、その経済的な面、収入面も考えなさいという指摘があつたわけですが、その辺についてはどのように、入館料を含めて、伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、入館料につきましては、前回の議会でも御質問いただいて答弁をさせていただいているところでございますが、資料館無料化というふうな方向性で検討をしているところでございます。これにつきましては、接岨地域、北部地域の経済効果というか、入り込みを増やすという意味合いでも有効な方法ではないかということで検討させていただいているところでございます。社会施設運営委員会、そして地元の接岨地区、検討をさせていただいて、特に問題はないのではないかとというような御意見もいただいている中で、またさらに検討を加えまして、また議会の皆様にも御審議をいただきたいと考えております。

そして、次ですが、資料館やまびこにつきましてはですが、ユネスコエコパークの情報発信基地ということでの整備運営についての御質問がございましたが、茶茗館同様、施設改修の実施ですとか、管理運営方法を変更するというではありませんし、南アルプスユネスコエコパークの情報発信のために施設のリニューアルやコンセプトを変更する必要はなく、管理運営につきましても適切な管理運営法を選択して、現在管理をしているところでございます。

また、現在、町内の小・中学校での環境学習や総合学習の一環としての活用や、ふるさと発見団の事業、海の子山の子の交流教室における山の体験など、あと町内外の青少年育成事業の環境学習での活用、また生涯学習事業における研修会での資料館周辺の植物についての研修など、川根本町エコツリズムネットワークの会員の皆様に講師としてお願いするなどして活用をさせていただいているところでございます。

今後は環境学習のメニューづくりなど、どのような学習ができるかなど明確に情報発信をしていくことにより、町外の多くの皆様にも活用しやすい施設にしていくのが必要と考えます。現在それに向けて、自然等をテーマにした環境学習のメニューづくりを進めているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 私も社会教育施設の運営委員会に出させていただきますので、入館料の無料化ということ、教育長の考え方もわかりますが、入館として年間30万円ほどの収入が入っていますが、30万円というお金が少ないのか多いのかという議論になるかと思うんですが、簡単に無料化にする、公の施設をですね、環境学習としてすばらしい内容のものがありますので、それを本当に見てきてそこで勉強したいと思っている方にとっては非常に価値があるものでありますので、その辺も考えていただいて、やはり必要な人がそこへ来て勉強なり研究なりする、そういう施設としての位置づけということも考えていっていただきたいというふうに思います。

今の点について何か教育長のほうから考え方で、入館料について、よろしくお願ひしたいと思うんです。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の入館料の問題なんですけれども、例えば独立採算でそのところが成り立つかどうかということ考えた場合に、恐らく無理だろうと。30万ということを考えますと、むしろ無料化にして、そこにたくさん人が集まっていただければ、地域の方々が例えば駐車場を使って出店を開くということも当然可能になるということで、地域の経済の活性化になるほうが、むしろ町としてはいいのではないかというのが私の考えであります。

ですから、今言われたように環境学習、すばらしいものをやれば人はおのずと来て、お金を落としていくんじゃないかというお話でしたけれども、それは地理的条件とかいろんなことを考えていかなければならないと思います。非常にアクセスがよければ、例えばお金を払っても来るでしょうけれども、また長島ダムからさらに奥へ行くということになると、非常にやっぱりその辺を、お金を出してまで来るかどうかということも疑問ですので、無料化ということを考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 次に、文化会館で先ほどある程度の成果ということが認められるということも、私、申し上げましたが、事業パートナーの導入から2期目になっているかと思うんですが、やはりすばらしい事業を展開されているという認識がございしますが、なかなか一般的ではない、例えば「大駱駝艦」ですか、その田村一行さんという方がいらっしゃるわけですが、その方は全国的にも非常に有名な方でいらっしゃいます。でも、私たち一般の住民にとってはなじみの浅い方でありまして、田村さんがやる演芸、ああいうものはなかなか理解できない部分がございますし、それにもかかわらずネット等でその企画があるということを見た県外の方も多数入場されているということも聞いております。反面、町内の来場者が非常に少ないという現実があるようですが、その辺について今後どのようにお考えなのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 文化会館におけます公の施設のあり方答申に係る取り組み状

況等々のお話でしたが、自主事業の企画運営を知識・情報・専門的な技術・蓄積があるパートナーと共同で行う自主事業パートナー制度、こちらを導入させていただきまして民間事業者との連携による事業を実施しているところでございます。

まず、川根本町でしか見ることのできないオリジナル公演、作品制作の実施、また地域資源の活用、町民との共存する事業の実施など、特色ある自主事業に取り組み、文化のまちづくりを推進しているところでございますので、引き続き情報発信・周知の方法等を様々な方法を検討しまして、町外からもより多くの皆様においでいただけるような工夫を心がけて進めていきたいと考えております。

また、事業ごとに行っているアンケートは好評を得ているということもございますが、芸術性の質の高さですとか、その辺が必ずしも集客につながらないこともございまして、また、地理的問題から南部地域の住民の皆様の動員が課題でありまして、集会場などで行う出前寄席ですとか出前マジックショーの実施や、健康増進施設で行う児童劇団公演など、南部地域での公演を実施して利用の増を試みているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 次に、B&G海洋センターで取り組まれている事業について伺わせていただきます。

検討の結果の中では、特定の利用者に偏っているということで、いち早くB&Gのほうでも福祉サイドと協力しながら転倒防止の事業等も展開をされているということですが、そのほかに関係課との連携のもとに行われている事業があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） 本川根B&G海洋センターですが、社会体育施設としての機能に加えまして、保健福祉施設としての機能も担わせるのが施設の有効利用を図る上で望ましい、こういった答申をいただいているところでございます。これを受けまして、これまで福祉課との共同によりまして高齢者向けの転倒予防プログラム、こちらを町内の各地区に出向いて行ったり、成人や中高年の皆様を対象とした各種の運動教室を行わせていただいております。

また、今年度からは総合型地域スポーツクラブであります、かわねライフスポーツクラブさん、こちらによります高齢者の健康増進のための元気アップ体操教室ですとか、介護予防事業としまして、保健師による二次予防事業の対象者のための運動機能向上指導、こちらそれぞれ定期的に行われておりまして、これ以外にもまだ回数は少ないですが、未就学児に集団での遊びを通しての社会性を身につけさせるとともに、その母親への育児及び療養相談を兼ねました「あそびの教室」、こちらにも使用させていただいているところでございます。

このように保健や福祉の分野で利用を促進していくことは施設の有効利用、こちらはもちろんのこと、新たな利用層の開拓にもつながるのではないかとということで、より施設の公共化が図られるものと考えておりますので、2つ目の御質問の答申に基づき施設のあり方をど

う見直すのかとの課題や問題点につきましては、海洋センターにおきましての現状は特にな
いのではないかと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 音戯の郷のことについて伺わせていただきたいと思います。

町長の答弁の中で、最初の検討結果に基づいてテーマパーク、現代アートのようなものを
やったらというような、多分、調査の結果が出ていて、それについての検討も重ねてこられ
たというふうには聞いております。

また、音戯の郷とか千頭駅、寸又峡の宿泊客の人数が非常に減っているという現状を鑑み、
レールパーク構想というのが検討され、非常にすばらしい報告書が出ているかと思うんです
が、その中で大鐵の経営者がかわったというような面もあるかと思うんですが、レールパー
ク構想について、全く今、電車がとまった状態で動いていないというような感じを受けます
が、今後の進め方について伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 音戯の郷の施設の見直しについてでありますけれども、最初、
集客も担える現代アートセンターというような提案もあったわけですが、やはりいろんな調
査をしていく中で、本当にこのアートセンター等によって集客ができるかという議論もあり
ました。

そんな中で大井川流域で進めておりました、要は、千頭駅周辺ばかりではなくて大井川沿
線全てをレールパークという考え方で進めていた事業があって、その中で音戯の郷が千頭駅
周辺にあるという立地条件も踏まえて、鉄道に特化したレールパークの考え方をういたらど
うだという提言が商工観光委員会でも、そのような方向でどうだという考え方になっており
ます。そのような中で、今後は機関車トーマスも運行し始めて、継続的な話も出ております
ので、その中で音戯の郷の利活用を考えたらどうだというのが、レールパーク構想の一つの
音戯の郷としての位置づけということになっております。それ以上の具体的な話は今後の話
ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今後このレールパーク構想で示された、冊子として出されている内
容、ステップアップが1から何段かに分かれています。これをやることによって非常に観
光の振興というのは図れる内容ではないかというふうに捉えていますが、今、課長の答弁で
すと、まだ具体的な動きはないと。鉄道族が愛してやまない内容にする、そういう必要があ
るよというような考え方で、その鉄道博物館というような話が出ていたかと思うんですが、
その辺についての協議は現在されているのかどうかについて伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 鉄道博物館とかというまでの議論はしておりません。大井川

鐵道の経営者もかわったことから、音戯の郷という施設をどのような形で見ていただいているかというのが今後の課題になると思いますので、今すぐ我が町で鉄道博物館にするとかということもできませんので、まずは大井川鐵道さんのほうの考え方等も聞いて進めていくものだというふうに理解しておりますので、現状においては具体的な話は進んでおりません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 確かに大鐵の運営会社が日高さんにかわって、前田社長さんもいろんな考え方があるかと思えます。ですが、音戯の郷は町の施設であります。ですから、やはり行政においても何らかのビジョンを持って取り組んでいく必要がある、大鐵がこうだからではなくて、やはり今まで検討してきた内容も8回に及んで検討されていますので、内容は少し吟味されて検討していく必要があるのではないかというふうに考えます。

それと、ここのレールパーク構想の中で、26年度に機関車トーマスが走るのということ、もう既に機関車トーマスのことは触れられています。川根本町にとって既存のSL以上の観光資源となり得るもので、この機を逃してはならない。千頭はトーマスの終着駅となる。であるとするならば、音戯の郷をトーマスランド的なものに内容を変更することである。千頭駅を中心に川根本町全体をトーマス一色に塗り替え、子供たちの夢を実現するまちに仕立て上げることである。トーマスのまちにつくり替えることである。子供が来れば当然のこと、親も来るし祖父母も来る。子供はトーマスを、親や祖父母の世代はSLを、三代が楽しめるそんなまちにできる川根本町が大きく変わる絶好の機会だということで、もう既にこれが出た時点で捉えられているわけですね。ですから、やはり町のほうでもトーマスについては、来年度もあるかと思えますが、積極的な姿勢で取り組む必要があるのではないかと考えます。

音戯の郷の関連で、トーマスを来年度以降どういうふうな形で生かしていくのか伺いたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 来年度もトーマス運行をやるということで大鐵も考えておりますし、私たち島田市も川根本町も、実行委員会を組織しておもてなしの態勢で臨みたいというふうに考えております。それ以降については大鐵さんの考え方が基本になりますのでどうなるかわかりませんが、来年におきましても今年同様、音戯の郷の施設を一部トーマス仕様にさせていただいて、小さい子供さんたちが安心して館内で遊んでいただいで、帰っていただくというような形ではやりたいというふうに考えております。来年度の予算のこともありますので、課長の考え方といえば、今年と同じようなやり方をしたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、茶茗館のほうに移らせていただきたいと思えます。

茶茗館については、今、先ほど町長の答弁にございましたとおり、28年度からはシルバー

が事務所を移転して、管理はとりあえずは職員を配置して直営でやっていく、その後について指定管理等についても検討していきたいという答弁がございました。

中で、今までのあそこが、お茶の情報発信基地という形で作られた施設であるのは皆さんも御存じだと思いますが、それがなかなか活性化していかない、地域の経済的な面でも余り効果を及ぼしていないというような判断のもとで、あそこの展示のものを撤去したわけですね。

そして、あそこでイベント等やって茶茗館を活性させるということで、茶茗館プロジェクトチームが立ち上がり、関係の団体の人たちがいろいろなことをやる、SUN SUNマーケットもそうなんでしょうが、そういうものによって入り込み客も少しずつ増えてきた、そういう人たちの努力というものがあるわけですが、それを元の地場産品の拠点、お茶の拠点とするというような回答がございましたが、この検討の中では、川根茶をPRする施設としては、いかんせん、展示を含め貧弱過ぎる現状を、何をもってどう展開するかを検討する場を設け、その結果を受け、改めて判断する必要があるというような行革の検討結果が出ております。今までのものを戻して、またあそこをお茶の地場産品の拠点としていく考え方について、もう一度詳しく伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 基本的な考え方として、最初につくったときの基本的な趣旨があったと思います。それは地場産業であるお茶をもっともっとPRしていこうということの中で、現在まで来ているというふうに感じております。その中で、今あれこれ百貨店みたく何でもかんでもあそこでやりましょうということが、果たして今後の管理者の将来のためにいいのかどうか、もう少しお茶のことに充実したような形にして、あそこを拠点にすべきではないかという意見も当然ながらあるわけです。

ですので、最初の目的を逸脱しないような形の中で対応をしていくということが、行革の委員会でも対応があったというふうに聞いておりますので、やはりお茶を中心とした拠点づくりならば、川根本町のお茶の拠点はどこだと言われた場合には、やはり茶茗館があるというような意識づけ、位置づけをすることが、当然今後のお茶の販路拡大も含めて、拠点を整備しておくべきだという考え方は私も同じような思いでおります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 茶茗館の建設したときの目的ですか、川根茶の情報発信基地、地域の経済の活性化ということが狙いにあったかと思います。現在、今、町長の答弁の中で、お茶に、本来の目的に沿った施設の運営をしていきたいという答弁がございましたが、今まであったお茶の流れとか標本なんかは撤去してあります。今後、このような形に戻して、本来の形に戻して茶茗館を運営するということになれば、当然施設の改修等も出てくるとと思いますが、その辺について考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 本来の目的といいますか、設置条例ではもうそもそも地場産業の振興及び地域の活性化ということでなっております、そのような中で、いろんな形でお茶に特化した施設としてやってきたわけですが、お茶に特化するから現状をまた戻すとかリニューアルするとかという考え方ではなくて、要するに、もう少しお茶の、何というか、町へ来たときにお茶を飲んでいただいて、お客さんにお茶をたくさん買って行っていただきたいというところで、お茶の振興というふうに考えていけば、もちろんあそこで大勢のお客様方にお茶を飲んでいただくということが基本になるので、そのような環境をつくっていくというのが目的ではないかというふうに思っております。今後の考え方ではないかと思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） もう一度確認をさせていただきたいと思います。

現在の施設のまま、特別なリニューアル等はしないで、お茶は販売する、川根茶の販路拡大につなげる、川根茶の振興につなげる、そういう考え方でよろしいですか。その辺に確認をさせてください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） お茶の低迷している中で、やはり起爆剤となる拠点が必要だという思いから、一度原点に帰って対応する必要があるという思いから、そのような方向性でまず進みたい。その関係で、全てをリニューアルして何をやる、これをやるというのじゃなくて、やはり人的なものも大変重要な位置づけになろうかと思っております。すばらしい人を派遣して、そのような方向性に進歩していただける、そのような拠点にしていくことが必要だということでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 再度、運営の来年度以降の考え方について伺います。

まず、行政のほうである程度の方向性が見えるまでというのですか、経営、運営が安定するまでは直営で職員を派遣して、事務所も含めて、茶茗館の運営をされていくという考え方でよろしいのでしょうか。その辺、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、言われたことは黒字とか赤字という話で言っていると思えますけれども、そういう話じゃなくて、やはり拠点とするにはお金を投資していきやいけないという中で、川根茶をもっともっとPRすることが必要であるし、もっともっと販売の量が増えることが必要だ。そのような拠点づくりをしていくことが、当然茶茗館にはこれまでも担われていたのではないかなという感じがいたします。あれが、もしいろんなものを対応するようになりますと、当然ながら拠点がなくなるというような思いもあるものですから、拠点はしっかりと整備して、不足は行政が補って対応するというように尽きると思っています。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 来年の体制というお話ですけれども、現在も今後も直営であります。ということは、来年はどうするんだという話になりますと、一部委託をしておりますシルバー人材センターが館内から退去されるということでもありますので、町としては職員等の対応をしなければならないということでありまして、それ以降は指定管理者制度も視野に置いた中での検討ということになりますので、もう何年から指定管理者にするとかというお話ではなくて、来年は当面、職員が行って事務をとらなければならない状況になっているということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 質問は。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 先ほど管理運営の中で、町長が答弁をしてくださいましたが、飲食の提供ということを再三私は質問させていただいて、こういうことを希望されている団体等もあるとかやに聞いておりますので、その人たちがあそこで何らかのいろいろな地場品を販売されて、ある程度の利益を得るような形になればいいと思って、再三質問をさせていただいているわけですが、その中で、昨年にも当時の商工観光課長の野崎課長のほうからも、商工観光委員会の中でこういうことについては検討していくということではありますが、商工観光委員会、あれから何回か開かれたと思うんですが、そういう内容のことについて検討を実際にされたのか、されなかったのなら、なぜされなかったのか、その辺について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 記録を見ますと、茶茗館のその内容の話が出ておりませんが、近々、将来的な話で大変申し訳ございませんが、今月の19日に商工観光委員会を開催いたしまして、今のような考え方を委員会に提案するという予定でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） これは質問ではございませんが、今、商工観光委員会が近いうちに開催されるという、そういう中で、やはり茶茗館の飲食の提供ということも含めて検討をさせていただければありがたいと思います。これは質問ではございません。

次に、本年度購入予定の桑野山の貯木場については、私の聞くところによると、国のほうとの契約がまだできていないということでございます。そして、11月からは木の駅という形でオープンされる予定であるということを知っておりますが、国のほうで契約が遅れている理由というのがわかれば、まず、教えていただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 国のほうにおきまして大臣の財産処分の決裁がとれていないということで、ただいまその決裁を待っているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） その大臣の決裁ということですが、その用途廃止の処分の決裁が受け

られれば、すぐ契約に至るといふ、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 年度当初に静岡管理署長から売買の確約書をいただいております。後は手続を待っているという状況であります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） はい、わかりました。

以前、私たちもこの桑野山の貯木場については、倉庫、製材場があった跡ですか、とか、事務室なんかも見せていただきましたが、まず、この施設のあり方というんですか、森林とか林業にこだわった施設というような最初の町長のほうの説明がございましたが、この事務室の管理委託というようなことについて、どのようなほうに考えられているのか、どのような団体を入れて今後運営していくという考え方があるのか、まず、町の考え方を伺いたいと思います。まだ具体的なものは決まっていないと思うのですが、こういう施設にしていきたい、こういう団体を入れてここを活性化していきたい、そういう考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） この貯木場は、貯木場を国の貯木場か、町の貯木場ということで、目的は貯木場です。

先ほど町長が言ったように、それ以外の施設、十分使えるものですから、なるべく有効に使っていききたいということで、まだ森林組合と詰めた話をしておりませんので、どこまでを森林組合が使って、どこまでをほかの何かの団体に貸すことができるかということまで詰めていません。できれば、有効利用で雇用ができるような事業ができたらいいなと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） その場合、この事務所、下の1階も2階もかなり広いスペースがあって、いろんな形で有効活用ができるというふうに、この前、見させていただいて感じたわけですが、こういう団体をやる時、一般公募しようとしているのか、こういう目的に合った団体をお願いしてそこを管理してもらうか、そういうような考え方について、もしここで示せるようなことがございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） まだそこまで決めておりません。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、建物の維持管理、修繕というような面から。

この建物には、2階へ上がって行って階段を上って、事務室のところを歩いていかないと和室のところへ行けませんよね。だから、何か新しい団体が入れば、いろいろな改修が必要になってくるというふうに思いますし、非常用のドアもないし、非常用の誘導灯等も設置さ

れておりません。考え方として、消防用の設備とか空調設備、防犯設備、建物の修繕というようなものについてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 先ほども申し上げましたが、森林組合とまだどこまで森林組合にお願いするかと決まっておりませんので、ほかの団体に貸すという前提では話はしておりません。もし貸すのであれば、電気とか水道とかトイレとかの共用の話とか詰めていくことになりますので、今のところは森林組合に運営を任せるというところでございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 森林組合に運営を任せるとするのは、これ全体、建物を使うかどうか分からないですが、この桑野山貯木場全体をと、そういう考え方でよろしいんですか。答弁をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 先ほど来申し上げているように、貯木場を貯木場として使うということで、今のところは森林組合に運営をお願いするということになります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） はい、わかりました。

それでは、ウッドハウスの指定管理の問題について伺わせていただきたいと思っております。

ウッドハウスの利用客の人数は、平成25年には755人あったのが、26年には476人と非常に減っております。

私はどの施設も指定管理していいものではないというふうに思っています。

ウッドハウスおろくぼについては皆さんも御存じのとおり、キーなんです。大井川沿いの活性化、地域の活性化というんですか、そういう目的を持って建てられた施設でありますし、当時の中川根町の観光の拠点でありました。その当時、直営でやっていたわけですが、自然観察会もウッドハウスを中心にやったり、紅葉ハイキングもやったり、山の上の音楽会といってピアノのコンサートもやったりして、食事を提供していたりした時期があります。そして、山だから何も無い、だけど食事だけはおいしいという、そういうような考え方を持ってウッドハウスの運営を進めてきたわけですが、今現在、指定管理になって、例えば500万円の中でそこを運営するということになる、その中で運営すればいいという考え方があって、ウッドハウスに人を呼び込んでそこを活性化しようという考え方が薄いように思うんですが、その辺について、町当局の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） お答えいたします。

そもそも指定管理制度というのは、町が直営でやるほうがいいのかどうかという議論で始まっておりまして、それにたけた専門業者がやることによって運営状況も改善されますし、ひょっとしたら町地域の活性化にもつながっていくからの指定管理制度でありまして、町で

やるとすると委託になるわけですが、今、施設については直営か指定管理制度ということになっておりますので、そもそも施設を有効に利用するためには指定管理者制度が一番いいという判断で、任す施設はやっていると思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） その趣旨は十分わかります。

確かに、町直営のときは非常に材料費がかかっていたという経緯がありますので、その辺は承知しておりますが、やはり施設には施設の目的があるわけです。ただ単にそこを運営して、お客さんが来てくれて、食事を提供して、はい、ありがとうございましたではなくて、ウッドハウスは拠点なわけですよ。あそこは、それこそユネスコエコパークに認定され、南アルプスの前山の山々、大札山とか山犬段、そういう山があって、そういう人たちがあそこへ来て、休んで、登山をされて、また帰る。そのときリピーターが以前はあったわけです。そういう人たちがまた来たとき、何だというふうな形で二度と来なくなったとしたら、指定管理する意味はなくなるわけですよ。ただ単に運営だけしていればいいというような建物、建物の性質というのがあると思うんです。

だからその辺を考えて、やはり指定管理がいいのか、もし指定管理でやるという考え方なら、運営状況をこちらで監視をする、こういうことをして人数を増やさない、これぐらいの宿泊客を増やさない、それするならイベント等を提供しなさい、そういうことは委託者として私はできることではないかというふうに思いますが、その辺の考え方について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ウッドハウスおろくぼにつきましては、500万円の指定管理料をお支払いいたしまして、さきに委員会でもお話ししましたとおり、指定管理料を入れても去年はマイナス31万円ほどの数字となっております。これについてはPR不足もあったかもしれませんが、本当に行き届いているPRをしたかという点も含めて、あるいは支配人さんも含めて、おもてなしの心で接していただいたかというようなこともありますので、苦情があったときには町から御指摘もさせていただきたいし、いろんな誘客のイベントをしていただくようなことで指導をしていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） ぜひ、そのような形でお願いします。一度川根本町を訪れて嫌な思いをして、もう二度と来ないのではなくて、来て、ああよかった、こんなに癒された、すばらしいところだというふうを感じるような、そんな施設であってほしいと思いますので、やはりウッドハウスにお客が昨年よりも今年は何人増えたというようなことが言えるような、町のほうでも指導をしていく必要があります。

あそこの管理人の人をどうのこうの言うわけではありませんが、人を選べないんですよ、

指定管理というのは。ただ、会社のところの職員として来る、その方は会社に言われたことをやって、それで給料をいただく。そういう感じではなくて、指定管理については、町のビジョンがしっかり反映をできるようなそんな形にしていきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 質問は。

○5番（中澤莊也君） それは今後の取り組みの中でお願いしたいことです。質問ではありません。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） すみません、答弁ではございません。

先ほど私、商工観光委員会を今月19日と言ってしまいましたが、来月19日の間違いでございます。訂正させていただきます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 最後になりますが、やはり施設の目的、施設のあり方というのを考えながら、今後、直営にするのか、指定管理にするのかということを考えていただきたいということと、指定管理をするに当たっても、何らかの町のほうでこういう施設にしていっていただきたいということで、指定管理を受ける受託事業者、そういう人たちに要望をぜひして、素晴らしい施設になるように努めていっていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 以上で中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで15分まで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時16分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

1番、藺田靖邦君、発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 最後、閉めさせていただきます。1番、藺田靖邦です。

通告に従い、質問をします。

子供たちは町の宝物です。私も心からそう思っていますが、常日ごろから町長もこの言葉を公言しています。また、静岡新聞の1面のトップに掲載されたキャリア教育、RG授業の展開はあらゆる方面で注目され、まさに子供たちが成長していくための施策が期待をされているところであります。

今回、私は子供たちとは生まれてから成人するまでの間と捉え、この大切な町の宝である子供たちを町がどのように支援してきたか、その成果や課題について質問します。それは、ここに生まれた子供たちが成人するまでに、どれほど愛情や支援を受け、この川根本町を愛

し、誇りに思う強い気持ちを持って成長していくことが、本人にとっても町にとってもとても大切なことであると考えているからです。

最初に、若者が地域に根づき、子育ての基盤をつくることを目的に、そろそろ10年が経過する若者定住住宅について、決算特別委員会で確認したところもあるんですが、現在、何世帯が居住し、どの年齢の子供たちが生活しているか、また、これまで延べ何世帯が居住し、何人の子供たちがここを活用したかを、そして、この若者定住住宅による子育て支援についての評価や課題があればお答えいただきたい。

次に、生まれてから保育園・幼稚園に入園する前の子供たちに対する町の支援として、東藤川を拠点とした子育て支援が展開されていますが、その利用の状況や評価、課題があればお答えいただきたいと思います。

また、その後、保育園・幼稚園の入園となった際、うちの町に待機児童があるかもお尋ねしますが、これも決算委員会で少し確認はしたところですよ。

また、働くお母さん方のための延長保育についての利用状況について、説明ください。

さて、最後に、小・中・高の連携について伺います。

川根本町の子供たちの数は、皆さん御承知のとおり、ほかの市町に比べると大変少なく、やむなくの複式学級編成をとっている小学校も2校あります。逆に言えば、2中学4小学校によるきめ細やかな学習展開、また、これまでも取り組んできている小・中学校の連携、中学高校の一環の教育、さらには今年度から本格的に取り組むR G授業について、その成果と今後の課題についてお聞かせください。

重ねて、今後予定されている若者交流センターを中心とする川根留学制度の効果、また課題があればお尋ねします。

演台からは以上です。よろしく申し上げます。

すみません、元藤川でした。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君、訂正をお願いします。

○1番（藺田靖邦君） 先ほどの質問の中で、東藤川と言ってしまいましたが、元藤川の間違いで、訂正させていただきます。すみません。

○議長（中田隆幸君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、藺田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、若者定住住宅の成果についてであります。

町の定住人口増加と地域活性化を推進する目的で、平成17年度から若者定住促進住宅の建築を開始し、平成20年度には16戸が完成をいたしました。

現在の入居状況は14世帯50人です。このうち、小学生以下のお子さんがおられる家庭は12世帯です。若者定住入居後、お子さんをもうけられたのは8世帯になります。

地名地区内の小学生以下のお子さんは44人ですが、このうち、若住には22人のお子

さんがいらっしゃいます。

これまでに延べ33世帯125人の方が若住に入居されておりますが、住宅を退去後、町内に定住された方は11世帯43人となります。このうち1世帯の方が町外からの定住者になります。

住宅地内にはお子さんたちの元気な声が響き渡っていることから、住宅建設による子育てのための環境整備は一応の成果があらわれていると考えております。若者定住住宅の成果についてであります。

次に、本町では次世代の子供を育成するために、町の第1次川根本町総合計画や川根本町子ども・子育て支援事業計画に基づき、様々な施策が展開をされております。

現在、町で行っている支援としては、出生祝い金、各種の予防接種費用助成や乳幼児健診、親の就労等により保育を必要とする子供を保育する保育所事業、高校生までの医療費の無料化などの経済的支援や、保護者の仕事上の理由などにより学校の放課後に児童をお預かりする放課後児童クラブや、地域の方々と子供たちのふれあいを通じて、たくましい子供を育むことを目的とした放課後子ども教室等が実施をされております。

御質問の入園前の子育て支援については、町では新生児全戸訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供や、子育て支援の相談を行っています。また、子育て中の若い親世代の支援を目的に、子育て支援施設を元藤川地区に開設し、子育てに係る様々な悩みなどの相談事業のほか、生活健康課との合同による「あそびの教室」なども開催し、若い子育て世代の方々の支援を行っています。

子育て支援施設の利用状況ですが、平成26年度は大人2,231人、子供3,043人、計5,274人で、前年比102%の実績となっております。

子育て支援施設は、子育て中の家庭に対して、安心して育児ができるよう相談業務や保育園との連携をとり、育児不安を軽減する業務を行っており、今後も引き続き実施していくことが大切な子育て支援であると考えております。

本年4月から始まりました子ども・子育て支援新制度により、満3歳未満のお子さんで保育の必要な事由に該当する子供は3号認定を受け、保育所の利用ができることとなりました。現在41名の3歳未満の子供が3号認定を受け、保育園へ通園をしております。

保育園待機状況ですが、9月1日現在、当町の保育園待機児童数はゼロでございます。

桜保育園に34名、三ツ星保育園に63名、徳山聖母保育園に37名、計134名が入所をしております。町内の保育定員140名に対して、入所者134名で、充足率は95.7%となっております。

また、保育の状況ですが、本年度から実施をされている子ども・子育て支援新制度により、保育の形態が、保育が必要な時間により、保育標準時間と保育短時間とに分類をされました。保育の時間は原則として午前8時15分から午後4時15分までの8時間であり、保育短時間に当たります。11時間までの保育が必要な場合は保育標準時間として認定され、三ツ星保育園では延長保育として午後4時15分から午後6時まで、桜保育園では居残り保育として午後5時30分までの保育に対応しております。

現在の利用者数ですが、保育短時間は三ツ星19名、桜5名、徳山聖母13名、保育標準時間は三ツ星44名、桜29名、徳山聖母23名となっております。

小・中・高連携のこれからの取り組みと課題につきましてお答えをさせていただきます。

本町の教育につきましては、9月9日の全員協議会で御説明をさせていただきました。川根本町教育大綱を基本とし、乳幼児から高校生までの一貫した「子どもが育つ町 川根本町」をテーマに、様々な施策を展開していくこととしております。

具体的な施策につきましては広範囲に及びますので、詳細につきましては川根本町教育大綱に掲載をされております内容が主となりますが、基本的な考えたといたしましては、小・中学校の児童・生徒にはキャリア教育と連携グループ授業の推進により、子供たちの生きる力の育成と確かな学力の育成を狙いとしておりますことは、既に御案内のとおりであります。

また、高校生につきましても、県立川根高校、川根地域の3つの中学校による川根地区連携型中高一貫教育の推進により、地域に根差し、中高を通したきめ細やかな指導のできる教育を目指しておりますことも既に御存じかと思います。

町といたしましては、これらの取り組みを全て関連づけて一体的な教育として取り組んでいくことが重要と考えております。今後、特に力を入れていきたいと思っておりますのは、義務教育においてはキャリア教育と連携グループ授業の推進であり、キャリア教育においては、小・中学校の9年間の積み上げによる一人一人の自立に向けた指導を目指しております。本町では少子化に伴う児童・生徒の減少による学校教育に及ぼす影響が懸念されておりますが、今年度から本格的に実施しておりますY R G授業、T R G授業が着実な学力の定着を図って推進され、教員の教育力を高めることによって子供たちの教育によい成果を上げつつあることから、本質的には大きな課題はないものと自負をいたしております。

高校教育そのものについては、町として直接的にかかわりできない分野ではありますが、連携型中高一貫教育の実施により、中・高の教員の交流によるお互いの教育力の向上を図るとともに、R G授業にも高校の教員がかかわって成果を上げていただいております。今後も町としては川根高校の特色ある教育に関与してまいりたいと考えております。

若者交流センターにつきましては、完成後は町内外の若者同士の交流を中心に、大学等との連携を視野に入れた異なった学校間の交流事業の展開などを期待しておりますが、この施設の管理運営につきましても、運営体制や条例制定等、様々な決めごと・ルールなどをしっかりと整え、来年4月の開所に向け、準備を進めているところであります。

なお、若者交流センターには川根留学生の受け入れ施設としての役割もございますが、現在では入学できる対象者が県内のみとなっている県立高校の学区につきましても、他の県の例にもあるように、全国からの留学生が川根高校に入学できる仕組みづくりの構築について、県教育委員会の木苗教育長はじめ、関係の方々に対してこれまで同様、強く要望を重ねてまいりたいというように思っております。

この川根留学生の取り組みは御存じのとおり、これまでも着実に川根高校への入学生を増

やしており、今回の若者交流センターの建設によって安定的な受け入れが可能となりますが、今後この留学の希望が予想以上に増えてきた場合、その受け入れが課題になるということも考えております。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 町長の答弁に対して、再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、若者定住住宅についてなんですが、先ほど町長答弁の中から延べ33世帯、125人がこの住宅を利用したということです。これが川根本町に定住するまでの準備期間と私は捉えているんですが、何世帯がこの川根本町にとどまり、どういった形態で住んでいるか、個人情報も絡んでくるとは思うんですが、また、そうでない世帯は何世帯で、どこに移り住んだか、ちょっとお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 若者定住促進住宅を退去された方は、これまでに19世帯75人になります。これらの方のうち、11世帯43人が町内に、7世帯28人が町外に、1世帯4人が県外に移られております。ただいま申し上げました数字につきましては、住宅の退去時に提出していただく届け出書の移転先により確認した数になります。その後の追跡調査等はしておりませんので、町内に定住されているかまではわかりません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 余り追跡するといろんな個人情報もきっと絡んでくると思いますので。ただ、この川根本町に住むつもりで定住住宅に住んだわけなんですが、他市町に行ってしまったその原因というか、もろもろお仕事の関係もあろうかと思うんですが、その辺の原因はちょっとわかりますか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 今、藺田議員のほうからおっしゃったとおりですけれども、勤めとの関係が一番大きな理由となっております。先ほど申し上げました退去時の届け出書に理由も記入していただくようになっておりますが、勤務の関係が最も多くの理由となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） もともと先ほどの中澤議員のなぜこの定住住宅を建てたのか、この若者定住住宅にしてみれば、このまちに住んでもらうために町がすべきことがあれば、ぜひお聞かせいただきたいんですが、何のためにこの住宅を建設したか、本来の目的が果たせないことになってしまうと考えるが、その辺のお考えを聞きたいんですが。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 現在、策定中の総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において、様々な取り組みが検討されておりますが、建築行政の一面から建設課として少しお答えさせていただきます。

総合戦略の施策の一つに、結婚・出産・子育てを支援し、安定した家庭生活を維持できる環境を整備するという柱があります。建設課としましては、定住人口の増加を図る目的で制定しました定住促進住宅建設事業費補助金を所管しております。子育て世代向けの新增築助成制度の創設という観点から、さきの補助金において新たな取り組みを検討してまいりたいと考えております。若者定住促進住宅に住まわれて、町の定住の関係の補助金を利用させていただいて、町に住んでいただけるような形を、今もあるんですけども、それをまたもう少し新たな面で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） また改めて建設課はじめ、いろんな意味でこの若者定住住宅の意味をしっかりと捉えて、また補助金等の制度も整備していただきたいと思っております。

次に、子育て支援について移ります。いいですか、議長。

○議長（中田隆幸君） いいですよ。

○1番（藺田靖邦君） それでは、子育て支援についての再質問にさせていただきます。

子育て支援ひだまりが保護者の方、また子供たちにとって大変大切な場所であり、利用の状況も大変活発だと、先ほどの町長答弁から感じます。

先ほど数字をいただいた若者定住住宅の入園前の子供たちの数、また、久保尾、久野脇、その他の地名地区のお子さんの数も考えたときに、現在2回、地名保育園を開放して9時半から12時までのわずか2時間半の支援については、元藤川の火曜日から土曜日9時から16時に比べてときに何か物足りない、ちょっと私もこの前予算案のときに感じたんですが、今後の地名保育園の有効活用を子供たちのために展開していくお考えはあるのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 地名保育園の跡と申しますか、地名保育園につきましては現在休園中の施設でありまして、昨年度保育所運営委員会に有効活用について諮問をいたしました。その結果は、現在は保育所としての再開は難しく、子育てしやすい環境をつくるためにも、子育て支援施設等の整備が重要と考えるとの答申をいただいております。答申に基づきまして、よりよい子育て支援の施設とするべく、子ども・子育て会議の意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

ちなみに、26年度の地名保育園の子育て支援の開放日の利用実績でございますけれども、大人が138名、子供が163名、計301名の利用がございました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） また子ども・子育て会議のほうで、地名保育園のことは別としておいても、また子育て支援がさらに充実してできるように願いますので、よろしく願いをいたします。

次に、私ごとながら、初孫ができて、現在また父親のような気持ちで子育てをしている、信じてもらえませんかと思いますが、その中で気がついたことがあります。この川根本町に赤ちゃんの紙おむつを売っていないことと、とにかく隣町まで娘と買い出しに行くことが大変多くて、新生児を持つお母さん方にはかなりの負担なのではないかと感じるこのごろですが、商店によれば売れないものは置かないとのことで、もったもちはあるんですが、先ほど、子どもの人数もうちの町は少し横ばいなんです、紙おむつを利用しない親はいないはずなんです。ニーズがないわけではないはずなんです。

また、トーマスににぎわう子供連れの観光客が紙おむつを町内で欲しくても、どこにもないのがっかりした話を聞きました。今年は千頭駅で、議員が呈茶サービスするとき何か、おむつ売っていますとか出ていたんですが、子供を宝に思う町としては余りにも悲しい現実ではないかと感じました。

確かに、地元で買うと割高になるのは仕方がないんですが、しかも、紙おむつの使用量は大変な数です。市町によっては町内で紙おむつを買う際、おむつ券を発行し、子育てを支援する町は少なくないようです。うちの町もこのような助成を考えてみてはいかがなものかと思えます。毎年生まれてくる子供の数を勘案すれば、大きな負担にはならないと思うが、いかがですか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） お答えをいたします。

現在のところ、おむつ等に対する助成制度は行っていません。

藺田議員おっしゃるように、他市町の事例を見ますと、おむつ券を年額幾らまでとか、例えばミルク、哺乳瓶等の購入費用に幾らまでとか、そういうような助成制度があるというふうにお聞きをしております。

当町としまして子育て支援の施策として考えておるところが、おむつや医療費などの経済的な支援であるとか、また子育て支援施設などの施設的な支援、いろいろな支援の方法があると思います。どのような子育て支援がこの当町にとってふさわしい子供を育てやすい環境になるのか、そういうことをこれからの人口ビジョンも策定されておりますので、将来の出生数なども勘案して検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） やはりそういったことの検討の中で、ほかの市町との差別化というのですか、子供を中心とした、お年寄りのおむつの補助はいろいろあるんですが、そういったことも踏まえて、他との差別化を図ることが今後の子供の数に重要な影響を与えると思うんで

すが、その辺はどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 本当に子育て支援の中で子育てをしやすいまちをつくって、なおかつ、町内の商工業者等が潤うというようなサイクルをつくっていくことは、町の施策として重要なことだと思われまます。本当に繰り返しになりますけれども、どのような子育て支援が本当に当町に生まれてくる子供たちにとって一番いいのかということ、これからまた慎重に検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 当局にそういったことも含めていろんな検討会議を開かれて、どういったものが子供たちにとっていいものかということ、また考えてやっていただきたいと思ひます。

次に、保育園の待機状況について質問を移ります。

今、働くお母さんは仕事と子育ての両立で毎日孤軍奮闘しているはず。延長保育も6時までの時間、大切な子供たちを育み、お母さんの味方になっていただきたい。また、早く迎えに行かなくてはならないプレッシャーを余りかけないような保育を心がけていただきたいと思ひます。

きょう、ちょっとホームページを開いたんですけれども、先ほどの延長保育の時間のこのずれというですか、ちょっと桜さん、三ツ星さん、ちょっといろいろな違いがあるものから、その辺ちょっとお答えいただければなと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それではお答えをいたします。

町長の答弁にもございましたけれども、新入園児の募集のしおり等におきまして、三ツ星保育園、延長保育ということで午後6時まで、それから、桜保育園では居残り保育として午後5時30分までの保育というようなことで、募集をしてございます。募集の案内にはそういうふうに記載をされておりますけれども、職員の勤務時間につきましては、当町の保育所管理運営規則で勤務時間を定めてございます。

それによりますと、これは平日でございますけれども、保育士の勤務時間、甲乙丙丁という勤務がございます、甲勤務が午前7時30分から午後4時15分まで、乙勤務が午前8時15分から午後5時まで、丙勤務が午前9時15分から午後6時まで、丁勤務が午前7時45分から午後4時30分まで。勤務時間として午後6時までということになってございますので、公立の三ツ星、桜保育園につきましては、ここを統一できるような形で、新年度からの募集について調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（**藺田靖邦君**） また調整をしながらやっていただきたいと思います。

次に、現在、子供たちが公立保育園2園、私立保育園1園、私立幼稚園1園の中、大切に保育・教育をしていただいておりますが、その定員、人数のバランス、入園している子供の年齢層のバランスなど、保有する環境は適正だと思っておられますか。

○議長（**中田隆幸君**） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（**鳥本宗幸君**） 現在の保育園の状況を少しお答えさせていただきます。

現在の保育園の状況でございますけれども、三ツ星保育園が定員70名に対して、ゼロ歳児はおりません、1歳児が6名、2歳児が9名、3歳児が19名、4歳児が17名、5歳児が12名、計63名でございます。桜保育園が定員40名に対して、ゼロ歳児2名、1歳児3名、2歳児5名、3歳児9名、4歳児11名、5歳児4名、計34名でございます。徳山聖母保育園でございます。定員30名に対し、ゼロ歳児1名、1歳児5名、2歳児10名、3歳児5名、4歳児9名、5歳児7名、計37名でございます。

それに対して、保育士の数でございます。三ツ星保育園が13名、桜保育園が8名、徳山聖母保育園が8名となっております。この3園いずれにつきましても、国の定める職員の配置基準はクリアしてございます。職員の配置等については適正であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（**中田隆幸君**） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（**前田修児君**） それでは続きまして、教育委員会所管のさゆり幼稚園さんの状況をお話ししたいと思います。

まず、定員が70名に対しまして、年長5歳児、これが4名、それから4歳児、年中が4名、それから3歳児、年少が5名の計13名でございます。保育園と比較しますと、定員70名に対して13名という非常に少ないのが現状でありますけれども。

これはこの幼稚園のほうに行ってお話を聞いてきましたけれども、やっぱり保育所に比べまして保育時間がまず短いというところ、あるいは、保育料に関してはいろいろばらつきがありますけれども、その保育料の関係とか、あとは絶対的なことの理由の中に、やはり子供たちの絶対数が少ないというところで、本当に保育園と幼稚園のその親御さんの希望するところが非常に厳しいものがあるということでお話をされておりました。ですから、幼稚園に関しては待機というのはいり得ないような話なんですけれども。

以上が幼稚園の状況です。

○議長（**中田隆幸君**） 1番、藺田靖邦君。

○1番（**藺田靖邦君**） 改めてさゆりさんの状況をちょっと聞いたものですから、なかなか大変だなという感じを受けました。定員に沿ってバランスのとれた人数ということで、これからもまた、あと、また、保育士さんの人数はこれでよろしいんですか。

○議長（**中田隆幸君**） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） 保育士の数はこれで適正ということでございます。

国で定める基準でございますけれども、配置基準というのがございます。ゼロ歳児につきましては、子供3人に対して保育士が1人、それから1、2歳児につきましては、6人に対して1人の保育士、3歳児につきましては、20人につきまして1人の保育士、4歳以上児につきましては、30人について1人の保育士が必要という基準が定められてございます。

いずれも町内にあります3つの保育園につきましては、この基準をクリアしているということでございます。

なお、やはりそれに、保育士の確保につきましては、今は臨時の対応で行ってございますけれども、本年度も保育士の採用につきまして、町のほうで募集をかけておるところでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 最近では認定こども園といった新しい形態の園の発足も、ほかの市町では耳にするようになりましたが、町ではこれに沿った形の展開は、一応全協とかそこで聞いているんですが、改めてお願いをしたいなと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、お答えをいたします。

認定こども園制度につきましては、平成18年度に導入された制度であります。これは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設ということでございます。そのメリットといたしましては、保護者の就労状況にかかわらず、どの子供も一緒に教育・保育が受けられること、また保護者が働かなくなった場合などの保育が必要でなくなった場合でも、通いなれた園に継続して通えることなどが挙げられると思います。町立の保育園につきましては、現在のところ、保育所として継続していくというような考えでございますけれども、町内にあります私立幼稚園、私立保育園については、認定こども園等への移行の考えをお聞きいたしまして、また町として相談等の支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいま福祉課長のほうから保育園の状況、それから、幼稚園につきましては、お話をお聞きしてというお話がありましたけれども、実は、教育総務課のほうで幼稚園のほうにお話を聞いてきました。

そのところ、最初は幼稚園型認定こども園に何とかしていきたいというお話がありましたけれども、今年度に入ってやはり非常に厳しいという状況がわかりまして、それはなぜかといいますと、1つは認定こども園にするためには、1号、2号、3号認定というのがあるんですけれども、要はゼロ歳児から5歳児まで全部預かることになると、施設整備が非常に大きなものがあると。例えば匍匐室、そういうところに、いろんなその施設整備にお金が

かかるということ。それから、先ほど申し上げました子供の絶対数の減少というところで、非常に安定した運営のための認定こども園にするのが非常に難しいというお話がありまして、そこで施設型給付というのがあるんですけども、これは従来の1号認定、つまり3歳から5歳までの子供たちのお預かりをして、今までのとおりの幼稚園の形態で運営していくという方法があるんですけども、その施設型給付に今後移行していきたいというお話を聞いております。

ですから、認定こども園というのが出ましたけれども、うちの町の中で、その可能性があるのは幼稚園ということになるかと思えますけれども、現在のところは施設型給付の制度をもってやっていきたいと、そんなお話を聞いております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても、バランスのとれた経営の中で、伸び伸び子供が成長していくことを望みますので、よろしく願いをいたします。

次に、小・中・高の連携についての再質問をさせていただきます。

一人の子供が成長を遂げていく過程で、一貫して小・中・高が連携し、見守り、教育していくことは大変重要であると思えます。町の取り組みについては大いに評価をします。このキャリア教育とR G授業の展開が将来を担う子供たちを輩出できれば、どんなに素晴らしいことかと思えます。若者交流センターの建設に高額な予算を投じますが、ただ、川根高校の存続のためだけでなく、地元の子供も留学した子供も、この川根本町をよく知り、郷土愛にあふれ、このまちを誇りに自慢に思ってくれることで、町の未来がつながっていくように感じます。

町の産業であったり、雇用の場であったり、少しの間、郷土を離れるにせよ、この子供たちがまたここに帰り、町の活性化の一翼を担ってもらうことは大変重要なことだと考えております。そのために、町が中長期的に展開していかなくてはいけないことは何か、ここでまた商工観光、産業課においても宝である子供たちの未来のため、それぞれの立場で知恵を絞っていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは、ただいまの御質問ですけれども、日ごろ町長が私どもに非常にお話をしてくださる内容について、私も成り代わってといいますか、お話をさせていただきます。

今、実施しています教育委員会の関係ですけれども、先ほど町長の答弁にありましたとおり、R G授業ですとか、それからキャリア教育、それから若者交流センター等々ありますけれども、こうした様々な教育施策が成果を上げることによって、川根本町が素晴らしい子育てのできる町ということで全国的に認知をされてくれば、この川根高校への留学生ということだけではなく、都市部からの若い子育て世代の移住・定住というのも夢ではなくなるので

はないかという、そういう希望を持っております。今後はさらに上を目指しまして、各小・中学校と川根高等学校、それから教育委員会が一体となってこれを推進していかなければならないと思っております。

なお、教育大綱のテーマにもあります「子どもが育つ町 川根本町」の実現のためには、小・中・高の連携だけではなくて、乳幼児とか保育園を担当している生活健康課、福祉課の取り組み、あるいは若者定住促進住宅を担当している建設課、空き家などを利用した定住促進を担当する企画課など、ほかの様々な部署、これと連携というのは今後必要不可欠であるということで、町が一体となってこの子育てのしやすいまちとなるような施策を積極的に展開して、地域の中に多くの子供たちの姿を見ることができるといふまちの実現に努力をしてみたいと、そんなふうを考えているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 商工観光課といたしましては、前回の子ども議会でも感じたわけですが、子供議員さんがこのまちで出会う人がほとんど高齢者で、ほかのまちの人に川根本町をよく知らないという意見がございまして、逆、言いますと、若い方が少ないということだと思わんですけれども、そういったイメージをこのまちに持っていただいているところを、少し自信を持っていただきたいということで、6月に全国の子供さんに先駆けてトーマスに全校生徒乗っていただいて、自慢できる資源を知ってもらおうとかいうこともやらせていただきました。

また、今後は、昨年登録されました南アルプスエコパークについても子供向けの冊子を作成しまして、認定書レプリカをつくって学校に近々配付したいというふうに思っています。

将来的な就労関係の創出でございすけれども、現実的には若者が町内において自分が希望する職業につけるか、定住して通勤可能な範囲に希望する職業があるかという問題もございすけれども、道路整備により通勤圏が広がれば、このまちに生活して他の市町へ働きに行けるということで定住化が図られますけれども、これは長期的な話になってしまいますけれども、短期的には交流人口の増加を図りまして、観光業の経営安定化と雇用の促進を図るといふこと、あるいは起業支援としましてサポート体制の強化、支援制度の創出が考えられると思っております。例えば、本町に移住またはU・I・Jターンして新規ビジネスを始めようとする人に対しては、何らかの支援ができないか、空き家となっている商店等の活用もできないかというところの支援ができないかと考えております。

いずれにしても、これらを一元的にできる組織とか場所が必要になってまいりますけれども、これらについて今後検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 産業課といたしましては、主要産業のお茶、林業を子供のころから知ってもらう、体験してもらうということが必要かと思います。

今年度ですが、川根高校生を対象に茶摘みから呈茶までの教室を行いました。この中には初めて茶摘みをするという子供もおりまして、また、正しいお茶の入れ方を学び、川根茶の本当のおいしさに感動したということを知っています。ここで学んだことを文化祭においては来場者に呈茶をしたということも聞いております。

林業につきましては、取り組みを始める木の駅事業をきっかけにしてもらって、家族の方と一緒に山に入ってもらって、身近にある木のよさ、山のよさを感じてもらいたいと思います。子供のころからの体験によりまして、このまちのよさを知ってもらうということが必要だと思っております。

産業課といたしましては、このような体験教室の開催を進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 各課総出で宝物である子供たちの支援をお願いしたいと思います。

ちょっとここで、一番このごろ私が地元において気になっていることがあるので、ちょっと解消していただきたい提案をするんですが、今現在、崇徳橋に設置された街灯は夕方になっても1つしか点灯していません。水川から上長尾に下っていても、街灯はあるのに点灯はしていない。これは省エネのためなのか、ちょっとわからないのですが、中学生・高校生は雨の日も頑張って通学をしています。これから日が落ちるのも早くなる中、全街灯が点灯されることを切に願うわけですが、町内地区の街灯、国道・県道・町道と街灯の電気料の負担や点灯の決定権も様々だと思っておりますが、電気料に関しては子供の命を守る観点から、どのような形でもいいので捻出して、早期に対応をお願いしたいと思います。御存じですか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 国道・県道の関係になりますが、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震を起因とする東日本大震災以降、不足する電力に対応するため、日本全体で節電に取り組んでおります。現在も大震災以前の電力供給量までは回復していない状況であります。道路照明灯は道路利用者の交通安全を目的に設置されておりますが、大震災後の節電により、県管理道路において現在も交差点や横断歩道、トンネル、橋梁などの交通安全上重要な箇所を除き、消灯されております。

島田土木事務所では、地区から点灯の要望があれば、現場を確認の上、点灯を検討しております。

町としましても、中学生や高校生の自転車通学時の事故防止のため、必要な箇所の道路照明灯を点灯するよう地区の皆様と一緒に要望してまいります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） また、状況等、中学生、ちょうど通っていますので、課のほうでも確認をしていただいて、また、区との話もしながら、土木に要請していただきたいと思っております。最後の質問にします。

子供たちの穏やかな希望に満ちた、また、このまちの未来の担い手としての成長を本当に心から願う一人として、今回、子供たちに対する町の状況、成果、課題を聞きながら、重ねて、全課を挙げて川根本町ならではの子育てに、子供の成長に、優しいきめ細やかな施策をお願いしたいと思っております。これから平成28年度の予算編成が始まりますが、ぜひ、どの課においても、子供たちと子育てを充実した環境になるような施策を挙げていただきたいと考えます。それが魅力ある川根本町の姿となったとき、子供たちの数が少しでも右肩上がりになっていくのではないかと思います。

どうか、町長には来年度の予算編成に当たり、子育て支援、子供の成長の環境のさらなる充実を盛り込んだ予算に仕上げてくださいよう、職員一丸となって取り組むことを約束していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、具体的な提案等もございました。早速吟味して、対応できるように頑張っていきたいというふうに思います。また、いろんな形で御支援をお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） よろしく願いいたします。

どの市町も目指す町のあり方と方針、10年先、20年先の姿を想像し、手だてを講じていくことと思います。地方創生は今やっている地方創生、まさにこの町の宝物たちが地方を元気にしていくものでなければならぬはずです。行政当局の知恵ある方策・施策をお願いいたしまして、質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで菌田靖邦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで25分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

◇

◎日程第2 認定第1号 平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

◎日程第3 認定第2号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別

会計歳入歳出決算認定について

- ◎日程第4 認定第3号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第5 認定第4号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 認定第5号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第7 認定第6号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第8 認定第7号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員長、中澤莊也君。

○決算特別委員長（中澤莊也君） 一般質問が終わり、引き続きの決算特別委員会の報告でありますので、お疲れのところもうしばらく時間をいただいて、心の目だけ開いて私の話を聞いていてください。よろしくお願いします。

決算特別委員長の中澤です。それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

9月1日に開会いたしました本定例会において、一般会計及び6つの特別会計決算認定について議長を除く11名の議員からなる決算特別委員会に審議が付託されました。

9月9日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から平成26年度一般会計及び特別会計の決算状況について総括的な説明や財政の健全化を示す実質公債費比率等の説明を受けました。各課、室、局ごとの詳しい審査は、9月15日から17日までの3日間、役場本庁3階の大会議室において、担当職員の方々の出席をいただき、実施いたしました。

審査は、26年度の決算書及び決算資料による各担当課から執行状況の説明、また事前に提出していただきました平成26年度事業決算説明書に基づき、主要事業の内容、効果、課題等を御説明いただきました。

委員からはさまざまな質疑、要望、意見等が出され、行政からはその都度的確な回答をいただき、また、町長、副町長、教育長には施策に対する考え方や方針等についてもお示しをしていただきました。

審査は、提出していただいた詳細な資料や、担当課長等の的を射た説明、また委員の皆様方の御協力により円滑に進めることができました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

また、鈴木町長、森副町長、大橋教育長におかれましては、公務御多忙にもかかわらず委員会に御出席をいただき、町の抱えるさまざまな課題等に対しまして、真摯な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

昨年までの委員会開催日程より短い3日間という期間でしたが、大変内容の充実した委員会となったことに対し、改めて厚くお礼申し上げます。

9月17日には、全ての課、室、局にかかわる決算の審査が終了しましたので、一般会計をはじめ7つの決算についての委員会での採決を行いました。

採決の結果、次のとおり認定されましたので報告いたします。

認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で原案のとおり認定されました。

認定第2号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で原案のとおり認定されました。

認定第3号、平成26年度川根本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で原案のとおり認定されました。

認定第4号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第5号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第6号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

認定第7号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で原案のとおり認定されました。

次に、審査の経過の状況の中で質問、意見、要望等について、幾つかを抜粋して報告させていただきます。詳細につきましては、お手元に配付させていただきました決算報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、2ページをごらんいただきたいと思います。決算報告書の、委員会審査報告書の2ページであります。

総務課であります。2款1項1目13節のマイナンバー法業務委託中、個人情報取扱業務洗い出しとあるがどのような内容か、どこにファイルしてあるのか、また、セキュリティーは万全かという質問に対し、マイナンバー制度導入に伴い、特定個人情報保護評価の対象となっている住民基本台帳法に関わる事務、予防接種法に関わる事務など6項目の業務を行った。特定個人情報保護委員会という国の機関へ提出するもので、それまで役場で保管しておく。26年度に行った事務事業の洗い出し作業に関するもので、個人番号を取り扱ったものではないという回答がございました。

2款1項5目財産管理費、公共施設景観整備について、今後、シルバー人材センター以外

への業務委託は考えているかという問いに対し、高齢者の雇用確保、長期的な対応ということで、今後もシルバー人材センターへの委託を考えているという回答がございました。

3ページをごらんください。

2款1項9目庁舎管理費、電気料経費軽減のほか何か取り組んでいることがあるかという問いに対し、室内温度は28度に設定している。経費削減も大切だが、職場環境を守るのも重要。産業医との職場環境改善の中で、毎日各課で部屋の温度・湿度を計測し、状況に対応した使用を行っている。27年度は空調機器にインバーター、自動制御を整備予定という回答がございました。

4ページをごらんいただきたいと思います。

総務課のその他ということですが、地区へのAEDの設置について、集会所の設置は管理上難しいという話が以前あったが、駐在所の外なら設置してもいいという話があった。設置は可能かという問いに対し、鍵管理の周知徹底がなされれば集会所の設置も可能と考える。ただ、屋外設置は、精密機械であり適当ではないのではないかと。

設置費用について地区の負担があるのか。地区負担なしでお願いしたいという、これは要望であります。基本はリース。設置するのであれば、財政担当と相談し、今後検討していくという回答がありました。

5ページをごらんいただきたいと思います。

建設課であります。4款1項8目飲料水供給施設費の19節ですが、不用額が多いが、予算計上した分が執行されなかった理由は何かという問いに対し、各地区の要望というより担当課で必要と思われる予算を計上した。補助も全額補助ではないので、地元の事情から当初予定していたものよりも申請が少なかったと考えているという答弁がございました。

8款1項1目土木総務費、町の施策として若者定住を進めているので、補助額を上げる考えはないかという問いに対し、総合戦略の子育て支援と絡めて総合計画の中で検討していきたいと考えているという回答がありました。

6ページをごらんいただきたいと思います。

8款4項1目町営住宅管理費、子育てのための共働きをしている若い夫婦の場合、所得超過により家賃が多額になる。町の支援はできないかという問いに対しまして、公営住宅入居者への家賃補助は制度上できない。若者定住住宅は子供がいる、いないで多少家賃は変わるが、所得は関係ないという回答がございました。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2款2項1目簡易水道建設費、南部簡易水道のタンクへ行く道が荒れているので対応してほしい。これは要望であります。その要望に対しまして、緊急修繕なら80万円程度で対応できるが、完全に直すには大工事になる。水道施設の維持管理に必要な道路なので、今後検討をするという回答がございました。

3款1項1目基金積立金。今後、北部の工事や施設の老朽化で多額な費用がかかると思う

が、一般会計からの繰入金を増やすよう見直してほしいという要望に対し、一般会計繰り入れには基準があるが、施設維持ができる形で財政運営をしたいという回答がございました。

これは歳入であります。2款1項1目になりますが、水道使用料の滞納状況と対応についてということでの問いに対し、一番古い人で平成3年。現年過年合わせて延べ90人。納付に応じない滞納者には給水停止を3件行ったが、そのうち2件は水道料を納入したという回答であります。

8ページをごらんいただきたいと思います。

産業課であります。6款1項1目農業委員会費の賃金ですが、遊休農地調査を地域農政推進委員から農業委員に変更した理由は何か。農業委員は実際に農家へ指導をしているのかという問いに対し、推進委員が指導する権限はなく、農地に入ることも問題になっていた。農業委員の職務には、農地調査・農業指導等が含まれているし、実際に行っているという回答がございました。

道端で防除をするのは消費者が敏感になっている。もっと簡単な手続で耕作放棄地となっている主幹道路沿いの茶園（青地）を白地にして活用しやすくできないのかという問いに対し、農地法は農地を守る法律なので、厳しく制限されている。簡単に青地を白地に変更は難しい。補助事業の対象農地となっている場合もあるので、やはり慎重に検討したいという回答がございました。

3目の農業振興費であります。特産物振興事業費補助金の不用額についての質問に対し、補助金対象団体は清涼野菜出荷協議会である。平成26年度実績は出荷額約600万円。主な出荷先はJAまんさいかん。出荷が伸びなかったのは、まんさいかんの手続が面倒なことが一因と考える。奨励作物の提案などを行っているが、なかなか集まらないのが現状である。協議会による出荷サポートの強化が検討されているという回答がございました。

6目の農林業センター運営費であります。新しい農作物の研究状況はどうかという問いに対し、柚子のほか、キャベツ、トウモロコシの栽培を実施し、オリーブの栽培も試験的に始めているという回答がございました。

9ページをごらんいただきたいと思います。

林業振興費であります。電気防護柵の点検はどのように行っているのかという問いに対し、町が把握している412件、補助金の対象となっている施設であります。これについて点検を実施した。不適はないが、表示が不十分なものには指導したという回答がございました。

10ページをごらんいただきたいと思います。

税務課であります。1款1項2目町民税であります。不納欠損は安易にすべきではないと考えるが、高額の不納欠損の理由について何うという問いに対し、ここに平成26年度、地方税法に基づき、厳格に不納欠損を実施した。時効によって不納欠損を実施したという回答でございます。

次に、差し押さえの実績ということで、平成24年度には7件、平成25年度は3件、平成26

年度には25件というような形で、差し押さえを実施したという回答がございました。

11ページをごらんいただきたいと思います。

入湯税であります。入湯税の不納欠損の処理の予定はあるかという問いに対しまして、本年度末に検討はしてみるが、本来、入湯税は消費税同様に預り金の位置づけであることから、現時点では不納欠損処理はしたくないと対応してきたものであるということで、今後、余り不納欠損を積極的には進めないという回答がございました。

税務課のその他ということで、赤い督促状は人権にかかわるのではないかということですが、これも全ての人に赤い督促状を送るのではなく、様子を見ながら送っているという回答がございました。詳細については、税務課の回答をごらんいただきたいと思います。

13ページをごらんいただきたいと思います。

教育総務課、10款1項3目教育諸費、私立幼稚園就園奨励費について、町の条例では上限300万円になっている。限度額を廃止してほしいが、その後の検討はどうかという問いに対しまして、経緯について詳細は把握していないが、今後、幼稚園と協議しながら対応を考えていきたい。経常経費補助は当然県の監査を受けているので、監査結果を含め経営状況をきちんと判断してから検討することになると思う。今後、担当課と幼稚園と十分協議していきたいという回答がございました。

14ページをごらんいただきたいと思います。

教育振興費、中学校費であります。要・準要保護児童・生徒数が全国的に見ても少ない。保護者への周知はどのように行っているのかという問いに対しまして、町のホームページや学校、民生委員を通じてお知らせをしている。申請には保護者の意向もある。学校や民生委員とも連携をとって対象者の把握に努めていくという回答がございました。

15ページをごらんいただきたいと思います。

給食費の関係であります。給食費の滞納者への対応、徴収への取り組み、不納欠損について伺うという問いに対しまして、滞納者への対応として、就学援助者には援助費から給食費を徴収している。また、滞納世帯へは督促状を送付している。今度、担当職員と税務課職員と一緒に督促に応じないお宅に訪問して徴収を促すというような回答があり、安易な不納欠損はしていただけないという意見がございました。

食物アレルギーがある子供への対応はどのような対応をしているのか。対象者は何人かという問いに対し、平成27年3月に文科省からマニュアルが出たので、それに基づいて対応している。該当する児童・生徒には代替食品で対応しているが、無理な場合は弁当持参をお願いしている。現在、対象児童は15人であるという回答がございました。

17ページをごらんいただきたいと思います。

保健体育総務費です。体育協会への事業委託、町民大会の考え方について伺うという問いに対し、各種町民大会、弓道、卓球、射撃、バドミントンの運営、ソフトボール大会の運営等を体育協会へ委託している。近年は参加者が少なくなっているが、これまでの経緯も

あるので、体協と連携をとりながら今後も町民大会を実施していきたいという回答がございました。

海洋センター運営費であります。カヌー競技振興会が不用額を残して、果たしてカヌーの普及を行っていると言えるのか。カヌーの所属が海洋センターでよいのかというのも疑問。町の考え方を伺うということに対し、昨年度、カヌー普及協議会設立準備会を4回開催した。そこでさまざまな意見を聞き、今年度、カヌー普及協議会（10月8日開催予定）を設立する。そこには商工業や観光など関係者に参加をいただき、生涯スポーツという観点だけでなく、産業やツーリズムを含めた中でカヌーの普及を図りたいという回答がございました。

18ページをごらんいただきたいと思います。

4款1項3目予防費、子宮頸がんの予防接種について実況状況を教えてほしいという問いに対し、副作用の問題もあり現在接種を控えている。国を含めて見合わせるという方針だが、希望があれば接種できる。しかし、現状希望者がいないという回答がございました。

19ページ、4款2項1目塵芥処理費の職員の雇用状況を教えてほしい。雇用について不安があると思うという問いに対し、派遣職員ではなく臨時職員での対応となっている。町の臨時職員雇用制度による雇用体制となっているという回答がございました。

飛んで、23ページをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療の関係であります。歳入についての質問があり、普通徴収の中で年金が年間18万円以下の人は何人ぐらいいるかという問いに対し、27年1月の時点では対象者は15名だという回答がございました。

27ページをごらんいただきたいと思います。

商工観光課であります。2款2項6目ふれあい館管理費は財政負担が長期になる。下流域の負担などもお願いするなどの考えはないかという問いに対し、長嶋ダム流域連携協議会を7市2町で構成し、受益者負担等で運営しているが、公園等の維持管理、その他交流事業で経費がかかり、資金繰りが困難なのが現状である。負担金は県が3分の1、町が3分の1、他市町が3分の1である。県の負担金も見直しにより388万円に減額された。引き続き県、下流の方にも応分の負担をしてもらうよう働きかけていくという回答がございました。

7款1項2目商工振興費、おもてなしの店づくり事業補助金の対象範囲を拡大することができないか。雨漏りなど緊急的な修繕時などに対応できるよう見直しをお願いしたいという要望ですが、本事業の目的は商店の景観整備・快適空間創出であって、施設修繕ではないことをまず理解していただきたい。突発修繕も兼ねて改修するなら、事務処理も早期に終わるよう努力する。平成26年度の実績は6件で203万4,000円の補助で、3,996万円の事業が行われたという回答がございました。

28ページをごらんいただきたいと思います。

来年度の観光に関する施策について、現時点で何か思いがあるか課長に伺うという問いがありまして、トーマスの客の広がりを目指すには、アプト式鉄道のPR強化、そのほか通年

型の宿泊客増対策、観光客をもっと町内に滞留できるような施策を考えたいという回答がございました。

ツアーガイドの必要性を感じる。以前、萩市視察時に、観光協会へ申し込むと一人1,000円でガイドを当ててくれた。いくつか観光コースをつくって、そのコース専門のガイドを養成するなどの対策を町も考えてほしいという意見に対しまして、マイスター制度の推進は必要と考える。まだ具体的にはなっていないが、例えば文化協会、生涯学習、千年の学校でのマイスター育成（有償ボランティア）を考え、現在進めているという回答がございました。

29ページをごらんいただきたいと思います。

7款1項5目茶茗館等運営費、来年度以降の運営についてわかる範囲で教えてほしいという問いに対し、来年度、シルバー人材センター事務所が移転する。1年目から指定管理をするには時間がないので、当面、管理を町職員配置に向けて検討しているという回答がございました。

6目のウッドハウスおろくぼ運営費ですが、運営状況で2月は入客ゼロになっているが、休館日ということかという問いに対しまして、お客さんがいないときは休館とし、支配人は不在になるが、希望があれば受け入れる。電話が来れば転送されるようになっているという回答がございました。

30ページ、エコパークの町内拠点の整備についてはいつごろから具体化するのかという問いに対し、情報発信基地という形で茶茗館、資料館やまびこ、南アルプス山岳図書館を考えているが、特別な施設整備は今のところ予定はない。今の施設はそれぞれの目的で存在している。茶文化、地域の文化、南アルプスの玄関口などエコパークの概念「人間と自然との共生」を取り入れた施設なので、変える必要はない。そのものをPRできる職員の育成や研修、パンフレット等でのPRが必要と考えているという回答がございました。

32ページ、企画課であります。2款2項1目企画総務費、男女共同参画について、審議会報酬の支出もなく、事業が町民に浸透しているとは感じられない。県職員を活用して経費を抑制しているのなら、もっと事業数を増やして取り組んでほしいという要望等がございまして、平成26年度からは審議会予算措置はしていない。講師謝礼の措置のみとなっている。講演会等の企画ももう少し工夫してやっていきたい。課の中で検討して取り組んでいるという回答がございました。

3目のまちづくり事業費であります。緑のふるさと協力隊が今後違う事業になることがあるのか。町の考え方を伺うという問いに対し、緑のふるさと協力隊と地域おこし協力隊と両方で考えていきたいという回答がございました。

32ページであります。

温泉事業スタンドの利用状況について伺うという問いに対し、無料で提供しているもので利用状況等は把握していない。保守管理経費のみの対応を行っている。

多額の費用をかけた施設なので、活用方法も検討すべきではないか。利用状況の把握は必

要だと思う。足湯など工夫して利用者を増やすことも検討してほしいという意見に対しまして、利用状況が把握できるよう検討したい。施設利活用の提案は今までもあったが、噴出量や地形的な問題もあり、足湯等の建設には至っていないという回答がございました。

千年の学校がまだ立ち上がっていないが、町の考えを伺うという問いに対し、早川町を視察して来た。本来は10月から実施する予定だったが、事業の内容を検討中である。目標がはっきりしてからとしたいという回答がございました。

情報政策費であります。当初、町は独居老人の安否確認や災害情報、教育への活用などさまざまな活用方法等を示していたのに、先日、利活用検討委員会を傍聴した際にはまだ方向性が決まっていなかった。実際にかわねフォンでの活用ができるのかという問いに対し、福祉課の緊急通報がかわねフォンで可能かどうかの検討をしている。昨日の利活用検討委員会で各方面からの提案をまとめた。この中からより実現性の高い提案を次回の委員会に諮る予定であるという回答がございました。

34ページをごらんください。

路線バス対策費であります。南部と北部をつなぐ路線の検討をお願いしたいという問いに対し、課題として認識しているが、現時点では明確な時期は未定であるということでありませぬ。

35ページをごらんいただきたいと思ひます。

福祉課であります。3款1項2目心身障がい者福祉費、地域自殺対策緊急強化基金事業費当初予算20万円の実績を教へてほしいという問いに対し、平成26年度はメモ帳を作成し配布した。

そのほか、どのような対策を行っているかという問いに対し、平成25年度からゲートキーパー養成を行っている。実績については以下に書かれております。

老人福祉費であります。近くへの買い物は行けるが島田あたりまでは行けない方への対応を検討願ひたいという意見に対し、外出支援にかかる要綱での利用対象者は運転免許を有しない65歳以上の高齢者、障がい者、人工透析者となっているので、改正が必要となる。地域公共交通会議等でもそのような要望が出ていることもあると思ひるので、その時はまた検討したいという回答がありました。

36ページ、町として今後の地名保育園の再開の考えはどうかという問いに対し、保育所運営委員会からの答申も出ているので、それを尊重しなければならない。子供の居住地や他園とのバランスも調べ、子供に負担がかからないような方法を検討していきたいという答弁がございました。

以上のとおり、幾つかを抜粋して報告をさせていただきました。

今回の委員会で審査されたことにつきまして、次年度の予算や町の施策に反映されることを期待いたします。

最後に、行政の方々、特別委員会の委員の皆さんには、円滑な委員会運営ができましたこ

とを感謝申し上げ、特別委員会の委員長の報告に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 委員長の大変な御苦労の報告、聞かせていただきました。本当に大変だったと思いますけれども、1点、ちょっと、書いてあることと報告したことが違っているところがあるんじゃないかと思ひまして、確認をさせていただきます。

11ページの一番下のほうの、税務課その他の、赤い督促状は人権問題に関わるのではないかというところの答えのところ、全ての人に送っているのではない。状況を見ながら送っているというふうに報告されたんですけれども、実際は、書いてあるのはそういうことではなくて、全ての人、全てというか滞納者全てに送っているという説明だったと思うんです。

ここは、担当のほうと確認をというか、どちらが正しいのか、この回答の中にはそういう答えはありませんでした、今読んでみたら。それで、委員長の報告がどこから出たのかなというのがわかりませんので、質問をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 委員長、中澤莊也君。

○決算特別委員長（中澤莊也君） 私も司会をしながら税務課長等のお話を聞いていて、このものについても、全ての人にそのまま、滞納があったから赤いものを送ったということで、私はそのような形で、税務課長からの回答は、必ずしも全ての人に赤い督促状を送るのではなく、やはりその内容等の精査をして行ったという、そういう認識を持っていましたので、そのような形で報告させていただきました。

税務課長のほうから、何かもし間違っているとしたら、お願いします。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） ありがとうございます。11ページに書かせてもらってある内容で、決算特別委員会の時には御説明させていただきました。ただ、今、委員長がおっしゃってくださったことは、まず、日を決めてリストアップをいたします。そのリストアップした方全員にというのではなくて、ぎりぎりのところまで、督促状の発布のぎりぎりのところまで歳入状況を確認し、そこで、「あ、この方は歳入の確認がとれた」というところで外して、発布をという作業はしておりますので、そういう意味では、全員ではなくというようなところになりますけれども、今回、初めての新規に導入を図ったということで、固定資産税と軽自動車税と町県民税の第1期分の納期が来ているけれども、納付が確認とれなかった納税者の方に送付しているというのが実情でございます。

○議長（中田隆幸君） いいですか、副委員長。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと複雑な答弁で、私が聞いた時には、期限を切って1カ月

とか以上の滞納がある方には、それが確認できれば、できた人には全員に送ったというふうに聞いたんですけども、そうではない、その滞納があっても状況によって選んで送りましたということですか。

(「議長、これは報告だもんで」の声あり)

○10番(鈴木多津枝君) でも、委員長の報告が……

○議長(中田隆幸君) そこだけ、税務課長、伊藤千佳子君。そこのところ。

○税務課長(伊藤千佳子君) 今、申し上げたとおりかと思うんですけども。リストアップができたところで、したところで歳入のあった方は、もちろん確認がとれたというところで外す作業をいたしましたので、その確認がとれない方には発布がされております。

ただ、どうしても、金融機関に納入されてから少し時間差ができますので、その間の入れ違いにつきましてはお許しくださいということで、毎回一文は添えられております。

○議長(中田隆幸君) 決算特別委員会は、議長を除く全員が委員となっておりますので、委員会の審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

(「もし、あれなら読み直します」の声あり)

○議長(中田隆幸君) いいです。もういいです。

これから、認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

ただいま、委員長報告について、議長から、全ての議員が、議長を除く全員が委員会に所属していたから、経過と結果についての報告について質疑は打ち切るというふうなことが言われたんですけども、それは、一応質疑は3回という決まりになっていますし、経過と結果についての質疑は許されて、参加していても違うということについては許されるということも過去にもずっと踏襲してきてありますので、打ち切るというのはちょっと私には納得ができないことをまず最初に申し上げておきます。

それで、反対の立場から討論を行います。

反対と申しましても、全部反対ではないのと言うまでもないことで、子供の医療費無料化の拡充を初め、各種予防接種や妊婦健診・不妊治療などの自己負担の無料化・軽減、高齢者や障害者の暮らしを支える外出支援や配食サービス・福祉介護手当・腎臓機能障害者通院費補助、訪問看護ステーション利用交通費補助などなど、当町独自の弱者の暮らしや命を守る取り組み、大鉄減便に伴う川根高校生などの通学支援のためのスクールバス運行や川高存続のための留学生受け入れ支援を開始するなど、本当に多くの努力がなされた26年度だったことが明らかになりました。

複式学級への不安や統廃合を求める町民には、地域を寂れさせる統廃合ありきでなく、小規模校のよさを最大限生かしたR G授業の実践で、教育環境を充実して地域の活力を生かす

積極的な取り組みも始まりました。

また、利用する町民だけでなく町内の業者にも大変喜ばれている住宅リフォーム補助やプレミアムつきお買い物券補助も継続されるなど、数え切れないほど多くの、町民を守る取り組みが進められました。

町長、教育長初め、職員の皆様の町民を守りたい、町を元気にしたいとの熱い思いと努力のたまものと、まず心から敬意と感謝を申し上げます。

それでも、日頃、町民の方々からいろいろな不満や不安の言葉が寄せられ、町民の代弁者として、幾つかの点を述べ、今後、さらなる住みよい町づくりを目指していただきたいと思い、あえて反対討論を行うものです。

当町の最大の課題は、言うまでもなく、何度も何度も繰り返し申し上げておりますが、人口減少に歯どめをかけることです。そのためには、子供が増えるまちづくり、若者が定住してくれるまちづくりを進めなければなりません。

私はそのためにも、毎年、予算編成に向けて、誰もが安心して住み続けられる町、子供は宝の町に重点を置いた、町を挙げての子育て支援、若者定住支援に全力を注ぎ、魅力あるまちづくりを目指す要望書を提出してきました。いろいろと進んだものもありますが、まだまだのものも少なくありません。

また、昨年は、安倍政権のアベノミクス推進や税と社会保障の一体改革で、負担増や福祉削減が行われ、収入は減る一方の中で、負担増や物価の高騰が町民の暮らしを直撃しました。水道料金など公共料金への消費税3%増税分の転嫁も行われました。

今年10月から始まる国民総番号制のマイナンバー法導入に向けた準備も行われました。個人の情報を国が一元化して管理することへ、ビッグチャンスと喜ぶ企業がある一方で、膨大な情報の漏洩・悪用や高齢者がカードを安全に管理できるかなどの不安が高まっています。

町も企業も、これからのたちごっこのセキュリティ対策やシステム改修、機器の保守点検など、どれだけのお金を注ぎ込むことになるのか想像もつかないものです。

26年度は、2,000万円を超す不納欠損が法令に基づいて行われたことは評価しますが、これほどまでの滞納を増やしてきたことへの徴収業務のあり方は問われるものと思います。差し押さえ件数も25年度の3件から26年度は25件に8倍以上に増え、中には年金からの差し押さえすら8件も行われており、町民に行政みずから悪質滞納者というレッテルを張ったことは残念でなりません。徴収は、粘り強い分納相談と生活相談に徹すれば、差し押さえも滞納整理機構への移管も必要がなかったのではないのでしょうか。

どんな町民も、町にとってはいろいろなところで支えになってくれています。一人一人の顔が見える小さな町だからこそ、国・県の言いなりでなく、きめ細かな温かい行政で町民に信頼されることこそ、魅力ある町として人を呼び込める力にもなると確信します。

また、町内でも子育て・生活環境に恵まれている徳山地区に若者定住住宅の建設の要望が続けていますが、大島団地はたくさん空いているなどの理由でかき消されてしまいました。

集合住宅地への子供の遊び場の要望も聞き入れられませんでした。若者定住住宅の建設で子供が増えているにもかかわらず、休園中の地名保育園の再開もありませんでした。

学校給食費は、消費税増税分の値上げは踏みとどまりましたが、子供の多いお宅へ保育料同様に2人目半額、3人目以降無料とすることや、保育料自体も、上の子が学校へ入ると軽減の対象から外されるのを見直すなど、多子世帯への負担軽減もまだまだ消極的だと思います。

奨学金の額が1万円から2万円に増やされましたが、返済の要件が厳し過ぎ、相変わらず利用者は増えず、担当課長より、今後は町へ戻るなどの一定の条件を定めて返済なしの給付型の必要性も言及されたことは、希望が持てることだと思います。

ウッドハウスおろくぼの宿泊客は前年より230人も減って534人で、売り上げは500万円を切っています。町は指定管理料を500万円も払っているのですから、以前から要求している高齢者の節目の誕生日の招待券贈呈や、各種表彰の贈答品やふるさと納税の贈答品に入れて体験者を増やし、PRしてもらえるようにするなど工夫すべきだと思いますが、そういう取り組みも報告がありませんでした。

町は観光立町と言いながら、お客さんが来てもトイレが少なく、整備も進んでいません。

26年度に設置したせせらぎの郷観光トイレでは、建設費の3分の1の200万円も自己負担があり、これでは観光客が増えれば必ず必要になるトイレの整備が進むはずはないと思いました。

町民アンケートも行わず、補正で3億円も増額して18億円を超す工事請負予算として見切り発車した情報基盤整備事業も、国補助が3分の1と言いながら3億1,200万円、県補助も4分の1と言いながら、補助対象外がたくさんあって1億3,100万円しかなく、町長が言われた最低限度の整備をはるかに超えているのではないのでしょうか。

無料端末設置を1月末などと期限を設けて、未設置のお宅に新たな情報格差を生み出し、入札で5億円余も低くなりながら追加追加の工事で、結局下がった分は埋まってしまっています。さらに今後、どれくらいかかるのかも明らかにされていません。しかも、かねてフォン維持管理費として運業者へ1台につき月額800円支払う約束をしていたことを、工事入札後に初めて明らかにするなど、議会軽視としか言いようがないものです。

町民のしこりはいまだに消えていません。固定の端末など時代おくれだとか、電話がただになるために10何億円も使うのかとか、停電になれば何も使えなくて防災情報を伝えるなんて言えないなどなど、いろいろな疑問や批判が寄せられており、多額な費用をかける事業の進め方としては十分ではないと思います。

随所に担当職員の並々ならぬ努力がうかがわれるものの、重要な点で町民本位の行政とは認められない幾つかの点を指摘し、あわせて住みよいまちづくり、町民の願いに真に寄り添った町政運営を切に求めまして、26年度決算認定への反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪侃一郎でございます。

私は、認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論させていただきます。

平成26年度は、歳入総額77億57万円、歳出総額68億2,359万円で、最も重要な収支尻の実質収支額は、繰越明許費3億3,426万円を除き、5億4,272万円ほどとなっています。単年度収支を見ますと、3,873万円ほどのプラスとなりました。

このプラス要因の主な要因は、臨時財政特例債の借入れを行ったことなどであります。

これは町の計画的な、言ってみれば賢い財政運営を示すものだと思います。

これらにつきまして、本年7月に実施していただきました、町監査委員による平成26年度決算審査意見書にもあるとおり「審査に付された歳入歳出決算及び関係書類は、法令に準拠して作成されており、計数処理は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められた」との御意見をいただくとともに、平成26年度における町の実質赤字比率、連結実質赤字比率においても、一般会計のみならず全ての特別会計が黒字であり、また、実質公債費比率も前年の6.8%から1.0パーセント改善されて5.8%になっているほか、将来負担比率においても将来負担額を充当可能財源が上回っているなど、非常に健全な財政運営となっております。

先ほどの今日19日に発表された26年度静岡県市町財政分析指標状況の中でも、実質公債費比率5.8%は35市町の中で8番目に低い健全数値でした。ちなみに、県全体では1.1パーセント改善されているところでございます。

また、9月9日、9月17日までに実施した決算特別委員会の中で、平成26年度、町は「安心して住めるまちづくり」を重点目標の一つに挙げていますが、最近国内において、平成27年9月関東、東北豪雨等非常に大きな災害が発生しているなど、土砂災害や一刻を争う救急業務など、町民の安心・安全を守るという事業では、平成28年4月からの静岡市を中心とした消防広域化に向けての協議が進められていると同時に、島田市への消防事務委託や金谷消防署川根北分遣所への資機材の配備とともに、町消防団の機材の充実、また、町内における災害時における情報収集や、住民の皆様への情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化のための資機材の整備が進められ、より効率の高い消防・防災体制の確立に向けて準備が進められています。

また、26年度は「農林業が元気で、豊かな自然を生かしたまちづくり」の実現に向けて、住民が快適な生活を送り、産業振興にも寄与する町道や林道の整備も実施されました。災害に強いまちづくりのためにも、より一層の整備を期待するところです。

さらに、自治会事務取扱交付金、いやしの里づくり事業費補助金をはじめとする自治会振興のための支出や、農業、商工観光業、福祉、教育関係の各種団体への交付金・補助金も効率的に支出されていると思います。このほか、歳出全体では、昨年と比較すると10億3,026

万円ほどの増額となっております。主なものは町営高度情報基盤整備事業への着手によるものです。

歳入につきましては、予算に対する収入率は91.6%であります。歳入合計のうち自主財源が33.83%、依存財源が66.17%と依存財源が依然高い比率を占め、昨年と比較すると依存財源の占める率が増加していますが、これは高度情報基盤整備事業の着手に伴う合併特例債の借入れや、臨時財政対策債の借入れを行ったことなどにより、町債が増加したことが主な理由となっております。

歳入全体では、26年度と比較すると12億8,942万円ほど増加しており、この主な理由が町債の増額などからです。

歳入の中でも、大変大きな歳入割合を占めている地方交付税は、昨年と比較すると2億3,532万円ほど減額となりました。合併算定替えの特例期限である平成32年度を見据え、町当局におかれましては、通信環境の多様化の中にあって必要最低限の施設整備をすとした町有光ファイバー高度情報基盤整備事業の維持管理運営費が増大にならないよう、最大の傾注をして、より一層の健全な財政運営を期待するところです。

しかしながら、冒頭で申し上げましたとおり、26年度決算特別委員会審査の審議を終えた時点で、町全体における町財政運営については、一般会計はもとより全ての会計で黒字運営をされ、さらに将来負担比率においても不安なところは見当たりません。

これらに基づき私は、認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定につきまして評価するものであります。賛成するものであります。

以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成26年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成26年度国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、他のどんな医療保険にも入れない全ての国民に対して、安心して必要な医療が受けられるように、国の責任で行われる国民皆保険の社会保障制度です。国・県・市町村は健全な運営を行う責務があると国保法に定められています。

被保険者は74歳以下の年金生活者を初め、農林業者、自営業者、非正規など不安定雇用者や無職者、失業者などの、収入が低い方々、不安定な方々がたくさん入っておられます。

それなのに、国は給付費の負担を50%から38%に下げたままで、国保税は上がり続けています。払えない方が増え続け、滞納も増え続けており、何よりも国へ負担を戻すよう声を上げなくてはなりません。

滞納が続くと、正規の保険証を取り上げて、短期被保険者証や、窓口10割負担の資格証明書となり、医者にかかりたくてもかかれなくなり、重症化する事例も全国で相次いでいます。

当町でも、26年度は短期被保険者証が18世帯32人へ、資格証明書が1人に交付され、26年度決算では1,314万円の不納欠損処理が行われ、それでも1,690万円の未収額があり、決して健全な運営がされているとは言えない状況です。

国保は、被用者保険に入っている人も退職すれば必ず国保に入るもので、だからこそ私は、一般会計からその他の繰り入れを行い、国保税の値上げ回避と国保会計の安定で健全な運営を図ることを求め続けてきました。

26年度、初めて一般会計からその他の繰り入れが行われたことは評価できますが、全額基金に積み立てて、値上げも行われました。

17日の決算特別委員会採決前の総括質疑でも、町民の負担はすでに限界を超えている、今後は一般会計繰り入れや基金を充てて値上げをしないように求めましたが、町長は「誰も値上げはしたくないが、安定した運営が大事だ。びっくりするような値上げはしない」などと、負担増で苦しむ町民の暮らしが本当にわかっているのかと、私には疑問に思えました。

これでは、担当者は、不足が出れば国保税を値上げせざるを得なくなると思います。町長の負担増はしないという固い決意が示されてこそ、担当職員も値上げをしない方法を懸命に考えるのではないのでしょうか。

しかも、昨年の本算定時の説明では、5,332万円の不足が生じるので、4,000万円を基金の取り崩しを充て、残りは国保税を引き上げる。基金残高がそうすると4,300万円になってしまうので、一般会計から1,390万円の積み増しを合わせた5,390万円をその他の繰り入れで行い、基金に積み立てるという説明でしたが、決算を見て驚いたのは、その他繰り入れは1,800万円しか行われず、そのうち500万円は介護納付金で基金を取り崩した穴埋めに充て、残り1,000万円も基金の積み増しに充てて、国保税値上げだけは確実に行われました。

昨年は、消費税の8%への引き上げやアベノミクスによる物価高騰に加えて、お茶も3年連続の減収、商店の売り上げも減り続けていました。国保の加入者は地場産業を懸命に守り、観光客を呼び込むイベントを盛り上げ、町の魅力づくりの中心となってくださっている方々です。そういう方々が力を振り絞って頑張っておられるとき、値上げなどで暮らしを脅かすことは、まちづくりへの意欲さえ失わせかねないものです。

また、加入者の多くを占める年金生活者も、頼みの年金の連続削減に苦しめられるなど、27年度の介護保険料の引き上げも加わり、「これ以上、何を削ればよいのか」との悲痛な声が絶えない状況です。当町の国保税が県内で一番低いのは、所得が低いことや医療体制が十分でないなど、町民の苦しみのあらわれでもあります。医療費が増えるから国保税を上げると言われるのでは、安心して医者にもかかれぬし、重症化も避けられません。

国は広域化を進めていますが、このまま広域化すれば、後期高齢者医療同様、町の努力は何も反映されず、町内平均の高い国保税に合わせられるのは明らかです。大いに抵抗すべきだと思います。

医療費が増えるから国保税を上げるということではなく、きめ細かな予防や健康保持の指導・支援に人材も確保し、力を尽くすことこそ国保税の値上げを防ぐ大きな要素になります。

具合が悪ければ安心して医者にかかっただき、早期発見・早期治療に努めることが大事です。値上げなどしなくて済むだけの財源を確保しながら、基金の積み増しに全額回し、若干の負担などと言って値上げを行った優先順位が逆としか思えない26年度国保会計決算認定には、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、山本信之君。

○8番（山本信之君） 山本信之です。

認定第2号、平成26年川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

それでは、認定第2号について賛成の立場から討論いたします。

安定した国保の財政運営のために、平成26年度は保険税率の改正が行われましたが、急激な医療費の変動により、被保険者への負担増が緩和のため、一般会計からの繰り入れを行い、基金を保有する現体制については評価できるものであり、被保険者が安心して医療を受けることができる運営がされていますので、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立多数です。

したがって、認定第2号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

平成26年度後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療特別会計は、75才以上の全ての高齢者を一般の医療保険から切り離して、広域連合で運営する保険制度に囲い込み、広域連合で決めた保険料率で、年金が月額1万5,000円以上あれば年金天引きとし、それ以下なら自分で納付させ、市町村は徴収した保険料を広域連合へ納付するだけの会計で、町に裁量の余地がほとんどない会計です。

それでも、一般会計の3款1項8目後期高齢者医療費では、広域連合から委託料が交付される特定健診や人間ドックが取り組まれ、26年度は前年度より少し実績を伸ばしていました。

以前から、老人医療費が県内で最下位だった当町は、制度開始時、県の平均より20%以上低く、激変緩和として特別低い保険料で始まりましたが、そのために6年間で県と同じ保険料にするということで、2年ごとの見直しでは他の市町より大きく引き上げられてきました。

6年目の26年度は県と同じ率となり、決算参考資料によると1人平均3万6,500円で、25年度より1人平均1,200円もの値上げとなっており、介護保険料と合わせて、年金だけが頼りの高齢者に重い負担となっています。

一般会計の療養給付費負担金は、概算払いですが1億2,516万円から1億1,264万円に1,252万円も下がっており、当町の75才以上の医療費は今も県内で一番低いのではないかと思います。

本来なら保険料を上げる必要などないはずで、町の努力など反映されない制度だと思いました。

介護保険料同様、年金が月額1万5,000円以上の特別徴収者は強制的に年金天引きなので、生活費を削ってでも滞納はできませんが、1万5,000円以下の普通徴収者は自分で納付することになっており、払えなくて当然と思われるんですけども、当然滞納が出ていて、6年間で136万8,800の滞納額になっています。

同じ5人の方が滞納を続けているとの説明でしたが、年金が月額1万5,000円以下で75歳以上の高齢者が保険料など払えなくて当然だと思います。むしろ生活保護の申請が必要だと

思いますけれども、それでも生活保護を受けないで自分で頑張って生きていращやるのではないかと想像をしました。

誰でも年を取れば体に言うところが出てきて、医療費が増えるのは当たり前です。高齢者に際限ない負担増で受診抑制を図り、診療報酬にも差をつけて、差別医療を持ち込んだこの制度は、正に親不孝制度と言われて仕方のないもので、国保では高齢者への発行を禁じていた窓口負担が10割になる資格証明書の発行も、後期高齢者医療では滞納が1年以上続けば発行することとなっています。

わずかな年金から容赦なく保険料を取り立てられ、具合が悪くても医者に行くお金もなく、我慢するしかなく、重症化・手おくれなどの悲しい事例が全国では後を絶ちません。

戦前戦後を懸命に生き抜き、家族や社会を支えて、今日の豊かな社会の繁栄に貢献されてこられた高齢者に、際限ない負担増や受診抑制を持ち込む冷たい制度に基づく当会計決算には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、山本信之君。

○8番（山本信之君） 8番、山本信之です。

認定第3号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。それでは、認定第3号に賛成の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月1日から、主に75歳以上の後期高齢者を対象とした医療保険制度で、この会計は、広域連合で定められた保険料を広域連合に納めることと、実績に基づき保険基盤の安定を図るための負担金を支払うもので、町の裁量の無い制度となっており、26年の決算は適切に処理されているもので、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

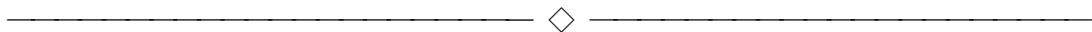
この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。



◎日程第9 川根本町議会議員派遣の件

○議長(中田隆幸君) 日程第9、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定しました。

◇

◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によってお手元に配付した本会議の会期等議会の運営に関する事項について継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（中田隆幸君） 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◇

◎閉 会

○議長（中田隆幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 9月30日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 根 岸 英 一

署 名 議 員 中 澤 莊 也